

長崎県版GAP実践に関する参考資料

長崎県農業経営課

平成29年3月

長崎県版GAP実践に関する参考資料 目次

区 分	項 目	ページ	
I 食 品 安 全 へ の 取 り 組 み	1. ほ場環境の確認と衛生管理	a.ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	1
	2. 農薬の使用	a.無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	4
		b.農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	5
		c.農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用	6
		d.農薬散布時における周辺作物への影響の回避	8
	3. 水の使用	a.使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	11
	4. 肥料・培養液の使用	a.堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、完熟たい肥を施用	14
		b.養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	16
	5. 作業等者の衛生管理	a.作業者の衛生管理の実施	17
		b.ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	21
	6. 機械・施設・容器等の衛生管理	a.農機具や収穫・調製・運搬・加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	23
		b.栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	27
		c.調製・出荷施設、加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	29
		d.安全で清潔な包装容器の使用	34
7. カドミウム濃度の低減対策	a.過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	35	
8. かび毒汚染の低減対策	a.麦類のかび毒(DON・NIV)汚染低減対策の実施	37	
9. 収穫後の農産物の管理	a.貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	40	
	b.収穫・調製・選別・運搬・加工時の汚染や異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	42	
	c.農作物の清潔で衛生的な取扱い	46	
II 環 境 保 全 へ の 取 り 組 み	1. 農薬による環境負荷の低減対策	a.農薬の使用残が発生しないように必要な量を秤量して散布液を調製	51
		b.水田からの農薬流出を防止する対策の実施	52
		c.病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	53
		d.発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	54
		e.農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	54
		f.農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	56
		g.被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	58
		h.河川、池、海域等の水質に配慮した農薬を使用	59
		i.河川、池、海域等に農薬が流出しないような対策の実施	59
		j.家畜・ミツバチなど有用動植物への危害防止対策の実施	60
	2. 肥料による環境負荷の低減対策	a.土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	61
		b.堆肥を使用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	64
		c.水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	66
	3. 土壌の管理	a.堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	67
		b.土壌の侵食を軽減する対策の実施	69
	4. 廃棄物の適正な処理・利用	a.農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施	71
		b.農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避	74
		c.作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	75
	5. エネルギーの節減対策	a.施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	76
	6. 特定外来生物の適正利用	a.セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施	78
	7. 生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	a.鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	81

長崎県版GAP実践に関する参考資料 目次

区分	項目	ページ	
Ⅲ 労働安全への取り組み	1. 危険作業等の把握	a. 農業生産活動における危険な作業等の把握	84
	2. 農作業従事者の制限	a. 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	85
	3. 服装及び保護具の着用等	a. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	89
	4. 作業環境への対応	a. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	92
	5. 機械等の導入・点検・整備・管理	a. 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	95
	6. 機械等の利用	a. 機械、装置、器具等の適正な利用	100
	7. 農薬・肥料・燃料等の管理	a. 農薬、肥料、燃料等の適切な管理	111
	8. 施設の管理・運営体制の整備	a. 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	116
	9. 事故後の備え	a. 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入	117
Ⅳ 全般	1. 情報の収集	a. 食品安全、環境保全、労働安全等に関する情報の収集	122
	2. 技術ノウハウの保護活用	a. 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	123
		b. 登録品種の種苗の適切な使用	125
	3. ボイラー使用時の登録・主任の設置	a. ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置	127
	4. 情報の記録・保管	a. ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	129
		b. 農薬の使用に関する内容を記録し、保存	130
		c. 肥料の使用に関する内容を記録し、保存	131
		d. 種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	132
		e. ボイラーの定期自主点検の記録の保存	133
		f. 出荷・取引に関する記録の作成・保存	134
	5. 特定の米穀についての保管・処理	a. 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管	137
		b. 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分	137
	6. 消費者との交流	a. 消費者との交流活動や消費者に対する情報提供等の実施	140
7. 生産工程管理の実施	a. ~ e 生産工程管理の実施	141	
8. 記録の保存期間	a. 「7. 生産工程管理の実施」の項目に関する記録の保存期間	143	

I 食品安全を主な目的とする取組

I-1-a

ほ場環境の確認 と衛生管理	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、 資材等からの汚染防止	全作物
------------------	--------------------------------------	-----

それぞれの産地では、産地の実情に応じた生鮮野菜の衛生管理を検討することが必要です。

可能であれば、ほ場やその周辺環境における潜在的な有害微生物・有害化学物質等の危害要因の汚染源を確認し、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮して、適切な対策をとりましょう。汚染源の確認に関し「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」について、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

病原微生物に関するものは、土耕栽培における病原微生物による汚染低減のための指針である「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」から、有害化学物質等微生物以外の汚染源の確認に関しては「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」の取組例を記載しています。なお、「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」は、世界の様々な地域における生鮮農産物の汚染低減対策をまとめたものですので、本参考資料においては、規範に記載してあっても日本の状況に合致しないものは取組例に記載していません（以下、「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」を【取組事項に関する法令・指針等】に記載している場合は同様の取扱いをしています）。

（取組例）

- ・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認
- ・ほ場及び水源への動物の侵入の確認
- ・家畜糞尿を原料とする未処理のたい肥が流出し、生鮮野菜等と接触する可能性の確認。
- ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性の確認
- ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが農産物を汚染する可能性がないことを確認
- ・じん埃、土壌、汚水による汚染防止 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」について
（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
（抜粋）

第1 農林水産物の採取における衛生管理

食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。

- （1） じん埃、土壌又は汚水による汚染防止を図るほか、廃棄物、有毒物質等を適切に管理することにより、農薬、動物用医薬品、飼料、肥料、糞便等からの汚染を防止すること。

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通達）（抜粋）

II 生鮮野菜の衛生管理

2. 野菜の栽培環境や関連施設の管理

(1) ほ場又は栽培施設

- 排水溝を設けるなどにより、大雨時に汚水がほ場や施設内に流れ込むのを防ぐとともに、速やかに排水するよう努める。
- ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合は、ネットの設置や、壊れた部分を修理し、入ってはいけないねずみや虫、鳥等が施設に入らないようにする。
- 犬や猫などのペットも、食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるため、ほ場や施設に入れない。
- 使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培中のほ場や施設、その周辺に放置しない。
- 廃棄物は、それを処理するまでの間、野菜が植えてあるほ場や施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管することが望ましい。

(2) 家畜ふん堆肥の製造・保管場所

- 屋根や排水溝を設ける、施設の壊れた部分を直す、積まれた家畜ふん堆肥全面をシートで覆うなどにより、大雨時に家畜ふん堆肥やその原料が流れ出て、ほ場や栽培施設、水路を汚すことないように努める。
- 定期的に清掃し、家畜ふん堆肥やその原料が散らからないようにする。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択)(仮訳)(抜粋)

3. 生産

生鮮果実・野菜は、各種の農業資材及び技術を使い、様々な気候的及び地理的条件下で、また様々な規模の農場で、栽培され、収穫される。従って、生物学的、化学的及び物理的危害要因は、生産様式により大幅に異なる。それぞれの産地では、その産地に固有の条件、農産物の種類及び農法を考慮に入れて、安全な生鮮果実・野菜の生産を促進する個々の農作業を検討することが必要である。生産に係わる手順は、優良な衛生条件下で実施されるべきであり、また生鮮果実・野菜の汚染による健康上の潜在的な危害要因を最少としなくてはならない。

3.1 環境衛生

可能であるならば、環境中の潜在的汚染源を特定すること。特に、有害であるおそれのある物質が存在していてそれにより収穫後の生鮮果実・野菜中に許容できない量の当該物質が含まれることになる地域では、生産は行われるべきではない。可能であれば、生産者は、潜在的な微生物的、化学的及び物理的な危害要因を特定するために、隣接地の用途だけでなく、当該用地(室内及び戸外)の従前の用途も確認すること。他の種類の汚染(例:農薬、有害廃棄物等)の可能性も考慮すること。評価プロセスには以下が含まれること。

- ・ 糞便汚染及び有機廃棄物汚染による潜在的な微生物学的危害要因、その他栽培用地に持ち込まれる可能性のある環境危害要因を特定するために、生産用地及び隣接地の従前及び現在の用途(例:作物畑、フィードロット、家畜飼育場、有害廃棄物投棄場、下水処理場、採鉱場)。
- ・ 土壌及び水の糞便汚染の可能性及び作物汚染の可能性を特定するため、農場及び生産に用いられる水源への家畜及び野生動物のアクセス。未処理の状態で積み上げられている家畜糞尿が作物と接触する可能性を評価するために、既存の作業を見直すこと。この潜在的汚染源を考慮し、生鮮作物栽培区域を動物から保護するよう努めること。家畜と野生動物はその区域から出来るだけ排除すること。
- ・ 家畜糞尿(たい肥を含む)置場からの漏洩、浸出または流出、または、汚染地表水の冠水によるほ場の汚染の可能性。

従前の用途が確認できない場合、または栽培用地または隣接地の検査の結果、潜在的な危害要因が存在するという結論に達する場合には、当該用地は懸念される汚染物質に

についての検査を受けること。汚染物質の濃度が高かったり、潜在的な危害要因を最少化するための是正または予防措置が取られていない場合には、当該用地は是正／管理措置が適用されるまでは使用されるべきではない。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I-2-a

農薬の使用	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法律上の義務）	全作物
-------	-----------------------------------	-----

無登録農薬及び、農薬登録を受けておらず農薬としての効果を謳っている、又は成分からみて農薬に該当する資材の使用は法令上禁止されています。

国内での使用が認められた農薬には必ず登録があるので、使う前に農林水産省の登録番号があることを確認し、登録された農薬を使いましょう。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬取締法」（昭和 23 年 7 月 1 日法律第 82 号）（抜粋）

（使用の禁止）

第 11 条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第 2 条第 1 項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第 7 条の規定による表示のある農薬（第 9 条第 2 項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二 特定農薬（※）

（※）重曹、食酢及び地場で生息する天敵

現在登録されている農薬や、失効した農薬の一覧は、以下のホームページに掲載されています。

- ・農林水産消費安全技術センター（FAMIC）ホームページ「登録・失効農薬情報」
（<http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm>）

また、無登録農薬の疑いのある資材については、以下のホームページに詳細な情報が掲載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農薬疑義資材コーナー」
（http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/index.html）

I-2-b

農薬の使用	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、 使用後における十分な洗浄	全作物
-------	---------------------------------------	-----

防除器具に残った農薬を、誤って別の散布時に使ってしまわないよう、以下の点に注意しましょう。

- ① 農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されているかの確認。
- ② 農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に特に注意して、十分に洗浄。

なお、防除器具を洗浄した水は、適切に処理し、排水路や河川、海域等へ流出して環境等に影響を与えることのないように配慮しましょう。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」
(平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、
経営局長通知)(抜粋)

I. 農薬の適正使用について

2 上記1の指導(※農薬の使用に関する指導)に当たっては、最新の不適正使用等の状況を踏まえ、別紙の各通知に基づく事項に加え、次の事項に特に留意すること。

(4) 農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされているか確認すること。また、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に注意して、洗浄を十分に行うこと。

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」
(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)

I-2-c

農薬の使用	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法律上の義務)	全作物
-------	--	-----

農薬の使用の都度、容器又は包装の以下の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用することが法令上義務づけられています(ただし、⑥については努力義務)。

- ①農薬を使用できる農作物
- ②農薬の使用量
- ③農薬の希釈倍数
- ④農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間)
- ⑤農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認)
- ⑥農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない)
- ⑦農薬の使用上の注意

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」
(平成15年農林水産省・環境省令第5号)(抜粋)

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を次のように定める。

(表示事項の遵守)

第2条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(以下「食用農作物等」という。)に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用しないこと。
- 二 付録(※)の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- 三 農薬取締法施行規則(昭和26年農林省令第21号。以下「規則」という。

第7条第2項第2号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。

四 規則第7条第2項第3号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。

五 規則第7条第2項第4号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。

イ 種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号)第23条第3項第1号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第7条第2項第5号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

ロ イの場合以外の場合には、規則第7条第2項第5号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2. 農薬使用者は、農薬取締法第7条第12号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

※付録(第2条関係)

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第7条第2項第1号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度
A は、農薬を使用しようとする農地等の面積
A₀ は、規則第7条第2項第1号に規定する単位面積

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」
(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)

農薬を使用する際に必要な情報（使用時期、使用方法等）は、以下のホームページで検索できます。

- ・農林水産消費安全技術センターホームページ「農薬登録情報検索システム」
(<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html>)

I-2-d

農薬の使用	農薬散布時における周辺作物への影響の回避 (法律上の義務)	全作物
-------	----------------------------------	-----

農薬を使用する際、適用作物（農薬のラベルに書かれている、その農薬を使用できる作物のこと）以外に農薬を使用してはならないことが法令上義務づけられています。この取組の一環として、農薬を散布する時は、農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するために以下の点に留意しましょう。

(取組例)

- ・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供
- ・農薬を使う際には、病虫害の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布
- ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布
- ・風向きを考慮したノズルの向きの決定
- ・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択
- ・できる限り混植樹や周辺ほ場の農作物に共通する農薬を選定
- ・スピードスプレーヤーの場合、園地周縁部での散布時におけるノズルの開閉・送風量の調節、ドリフト低減ノズル等のアタッチメントの使用等散布対象樹以外への飛散の防止
- ・低風量でも十分農薬散布ができる樹形の管理、農薬飛散防止効果も期待できる防風林・ネットの設置等の園地設計の配慮などの中長期的視野も含めた栽培・園地管理面からの取組の実施

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」
(平成15年農林水産省・環境省令第5号) (抜粋)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令を次のように定める。

(農薬使用者の責務)

第1条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(表示事項の遵守)

第2条 (I-2-cの同法同条を参照)

「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」

(平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知) (抜粋)

2. 個々の農業者が行う農薬の飛散影響防止対策等

- (2) 病虫害の発生状況を踏まえ、農薬使用を行う場合には、次の事項の励行に努め、農薬の飛散により周辺農作物に被害を及ぼすことがないように配慮する。

- ① 周辺農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、連絡する。
- ② 当該病害虫の発生状況を踏まえ、最小限の区域における農薬散布に留める。
- ③ 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- ④ 特に、周辺農作物の収穫時期が近い場合農薬の飛散による影響が予想される場合には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。
- ⑤ 上記の②から④の対策をとっても飛散が避けられないような場合にあっては、農薬使用者は散布日の変更等の検討を行い、その上でやむを得ないと判断される場合には、周辺農作物の栽培者に対して収穫日の変更、圃場の被覆等による飛散防止対策を要請する。
- ⑥ 以下の項目について記録し、一定期間保管する。
 - ア. 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等
 - イ. 使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- ⑦ 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、地域組織と対策を協議する。

「今後の果樹農業における農薬の飛散による影響防止対策について」

（平成 18 年 3 月 17 日付け 17 消安第 8263 号農林水産省生産局果樹花き課長通知）（抜粋）

（別紙）

3. 農薬散布における留意事項

農薬散布に当たっては、「地上防除ドリフト対策マニュアル」（平成 17 年 12 月 日本植物防疫協会）等を参考に、当該園地及び周辺ほ場における作物の生育状況を十分把握した上で、

- (1) 防除効果のある散布量を検討し、防除効果の発揮に必要な量以上の過大な散布を行わない

（略）

- (3) できる限り混植樹や周辺ほ場の農作物に共通する農薬を選択する等の配慮が必要である。

また、農薬散布にあたっては、できる限り散布対象樹の近くからの散布に心がけるとともに、特に、スピードスプレー等農薬散布能力の高い機器の使用に当たっては、風向、風速等、農薬の飛散に影響する気象要因に十分留意することが必要である。

さらに、防除効果の発現に機器の最大散布能力（風力）は必ずしも必要でないことから、

- [1] 園地周縁部での散布や転回時など、散布・走行場所に応じて、散布方法の切り替え・調節（運転席でのノズルの開閉操作、送風量の調節等）をきめ細かく実施するとともに、
- [2] 必要に応じてドリフト低減ノズルや飛散防止シャッター等のアタッチメントを活用し、散布対象樹以外への農薬の飛散を防止しつつ、散布の必要な部分へ必要量の農薬散布を行うものとする。なお、ドリフト軽減アタッチメント等は、あくまで散布時の適切な機器の調整を前提として効果を発揮することから、農薬の飛散影響の防止を単にアタッチメント等の装着に頼る安易な対応は行わない。

（散布方法の切り替え・調整の例）

- ・ 園地周縁部での散布及び転回時には、散布対象樹に向いていない外側ノズル等を閉鎖するとともに、必要最小限に風量を抑える。

- ・ 散布対象樹の樹高等に応じて、開く散布ノズルの方向や送風量の調節を行う。
なお、具体的な対応策を検討する際には、「地上防除ドリフト対策マニュアル」
(平成17年12月 日本植物防疫協会)等を参考にされたい。

4. 中長期的視野も含めた栽培・園地管理面からの取組

園地設計は生産性の向上を主眼として行われることが多いことから、現在の園地は、授粉のための混植や高い植栽密度の園地が見られ、散布方法の工夫のみでは、農薬飛散の影響防止と作業性の確保が必ずしも両立しがたい場合がある。

このため、農薬の飛散影響の防止対策が無理なく成果を上げられるように、中長期的視野も含めて、栽培・園地管理面からも以下のように取り組むことが望ましい。

(1) 低風量でも十分農薬散布ができるよう樹形の管理を行う。

〈例〉張り出した枝や高い枝の切除、樹内部の枝の切除、わい化栽培など低風量による散布でも防除効果が発現しやすい樹形への転換 等

(2) 園地設計や植栽に当たっては、

[1] 農薬飛散防止効果も期待できる防風林・ネットの設置

[2] 緩衝帯としても機能する園地周縁への園内道配置

[3] SS等の農薬散布機械が効率的に走行できる園内道や樹体の配置などに配慮する。

農薬の飛散影響防止対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・ 農林水産省ホームページ「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」

(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html)

・ 「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月日本植物防疫協会)

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_nouyaku/manual/index.html)

I-3-a

水の使用	使用する水の水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	野菜、果樹、茶
------	--	---------

かんがいや農薬の希釈、収穫後の洗浄などに使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）を確認し、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策をとりましょう。特に収穫期近くや収穫後に農産物の可食部に直接かかる水に注意する必要があると「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に示されています。

また、荒茶加工施設における水の使用に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」について「取組例が示されています。

（取組例）

- ・農場で使用される水が汚物や家畜糞堆肥等で汚染されていないかを定期的に確認
- ・汚染箇所の清掃、汚物等のかんがい水等へ流れ込み防止対策の実施
- ・汚染箇所がある期間における野菜の可食部に直接かかるかん水の休止
- ・食品製造に直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲用適の水を使用

【取組事項に関する法令・指針等】

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（抜粋）

II 生鮮野菜の衛生管理

1. 野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

(1) 栽培に使う水の管理

- かん水や薬剤散布など、栽培に使う水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを知る。（水道水や、地域の保健所等が引用にできると認めた水を使うことが望ましい。）
- 地表水や地下水を使う場合、その水路やバルブ等が、動物ふん等の汚物や、家畜ふん堆肥で汚れていないか、定期的に観察する。また、大雨や洪水の後にも、汚れていないか観察する。
- 観察した結果、水路やバルブ等が汚れていたら、
 - 汚れている所を清掃するとともに、今後、汚物や家畜ふん堆肥が水に流れ込むのを防ぐよう努める。
 - 汚れが残っている間は、収穫直前に、その水が野菜の可食部に直接かかるようなかん水（頭上かん水）を行わない。また、その水を、野菜の可食部にかかる薬剤の希釈に使わない。

(3) 農機具や収穫容器、資材の管理

- 農具や収穫容器は、洗浄には、水道水や、地域の保健所等が引用にできると認めた水を使うことが望ましい。

(4) 収穫、

- 収穫時には、水道水や、地域の保健所等が引用にできると認めた水を使うことが望ましい。

(5) 調整

- 野菜の最終洗浄には、水道水や、地域の保健所等が引用にできると認めた水を使うことが望ましい。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) (仮訳) (抜粋)

3.2.1.1 農業用水

- ・ 生産者は農場で使用されている水の水源（水道、再使用かんがい水、井戸水、開放水路、貯水池、河川、湖、農場池等）を確認すること。生産者は、水源の微生物的及び化学的品質並びに目的用途に対する水源の適切性を評価するとともに、汚染（原因の例：家畜、下水処理、住居）を予防または最少化するための是正措置を確認すること。
- ・ 必要に応じて、生産者は自らが使う水の微生物的及び化学的汚染物質についての検査を依頼すること。検査の頻度は、水源及び環境汚染（断続的または一時的汚染（大雨、洪水等）を含む）のリスクにより異なる。水源が汚染しているとわかった場合には、用途に見合った水質となるよう改善措置を取ること。

3.2.1.1.1 かんがい用水及び収穫用水

農業用水は、用途に適した水質であること。下記の場合に、水質に対して特に注意を払うこと。

- ・ 特に収穫直前に生鮮果実・野菜の食用部分に直接水がかかる方法（例：噴霧）によるかんがいをしている場合
- ・ 葉や表面が粗いなど、水が残りやすい物理的特徴を有する生鮮果実・野菜のかんがいをを行う場合。
- ・ 農家段階で包装される作物等包装前にほとんどまたは全く収穫後の洗浄処理を受けない生鮮果実・野菜のかんがいをを行う場合。

3.2.1.1.2 肥料、害虫駆除及びその他の農薬用の水

露地、施設栽培にかかわらず、水溶性の肥料及び農薬の散布に使用される水は、生鮮果実・野菜の安全性に悪影響を与える可能性のある濃度の微生物学的汚染物質を含有してはならない。特に収穫直前に生鮮果実・野菜の食用部分に直接水がかかる肥料及び農薬散布方法（例：噴霧）を用いる場合には、水質に対する特別な注意を払うこと。

5.2.2.1 収穫後の水使用

水質管理は工程によって異なる。包装者は、加工用水中に病原菌が入り込むまたは拡散する可能性をなくすかまたは最少化するために、GMP（適正製造規範）を守ること。使用する水の質は工程の段階により左右される。例えば、清浄水（その水を使用することにより食品の安全性に関する懸念が生じない水）は最初の洗浄段階で使用出来るが、最終すすぎに使用される水は飲用適の水であること。

- ・ 水を使用する収穫後のシステムは、農作物が詰まったり、泥が堆積したりする場所を最少化するように設計すること。
- ・ 抗菌物質は、収穫後の交差汚染を最少化するために絶対必要である場合、及びそれを用いることが適正衛生規範にかなっている場合にのみ使用されること。抗菌物質の濃度は、有効な濃度が維持されるよう、監視し、管理すること。抗菌物質は、必要に応じて、後洗浄を実施し、残留濃度がコーデックス委員会により勧告されている基準を越えないように使用されること。
- ・ 必要に応じて、収穫後に用いられる水の温度は管理され、監視されること。
- ・ 再利用水は、生鮮果実・野菜の安全性に影響を与えないように処理を施し、維持すること。処理工程は効果的に監視し、管理すること。
- ・ 再利用水は、その使用が生鮮果実・野菜の安全性に影響を与えない限り（例えば、最終洗浄から回収した水を最初の洗浄に使用する場合）、追加的に処理を施すことなく使用してもよい。
- ・ 氷は飲用適の水で作ること。氷は、汚染されないように製造し、取り扱い、貯蔵する

こと。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第2 食品取扱施設等における衛生管理

4 使用水等の管理

- (1) 食品取扱施設で使用する水は、飲用適の水であること。ただし、次のような場合は、この限りではないが、これらの水が食品に直接触れる水に混入しないようにすること。
 - ① 暖房用蒸気、防火用水等、食品製造に直接関係ない目的での使用。
 - ② 冷却や食品の安全に影響を及ぼさない工程における清浄海水等の使用。
- (2) 水道水以外の水を使用する場合には、年1回以上（食品の冷凍又は冷蔵業、マーガリン又はショートニング製造業（もっぱらショートニング製造を行うものは除く。）又は、食用油脂製造業にあっては4月に1回以上）水質検査を行い、成績書を1年間以上（取り扱う食品等の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合は当該期間）保存すること。

ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
- (3) 水質検査の結果、飲用不適となったときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (5) 水道水以外の井戸水、自家用水道等を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかを定期的に確認し、記録すること。
- (6) 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用適の水からつくること。また、氷は衛生的に取り扱い、貯蔵すること。
- (7) 使用した水を再利用する場合にあっては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理すること。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I-4-a

肥料・培養液の使用	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、完熟堆肥を施用	野菜、果樹
-----------	--------------------------------------	-------

堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、完熟堆肥（切り返しを適切に行い、熟成期間も十分に取る等、病原微生物が死滅するまで十分発酵させたたい肥）を用いましょう。この他に、たい肥の管理に関し「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

（取組例）

- ・家畜糞便等に含まれる有害微生物を低減または死滅させることを目的とした適切なたい肥化を行うこと
- ・たい肥やその原料の処理・保管場所からの流出や漏出による汚染の防止
- ・特に収穫直前の場合、たい肥が直接または間接的に野菜に触れないようにすること
- ・可能であれば、たい肥を購入する際に、原料、処理方法、分析方法やその結果が記載された文書の入手

【取組事項に関する法令・指針等】

<p>「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1813 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通達）（抜粋）</p> <p>II 生鮮野菜の衛生管理</p> <p>1. 野菜の栽培から出荷までの各工程における対策</p> <p>(2) 家畜ふん堆肥の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家畜ふん堆肥の製造では、 <ul style="list-style-type: none"> □ 切り返し等により、全体に空気が入るよう努める。 □ 副資材（例：もみがら、おがくず）の利用等により、水分を調整するように努める。 □ 70℃の発酵が数日間続くようにすることが望ましい。 ○ 原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が、出来上がった堆肥にふれないようにする。 ○ 他者から入手した家畜ふん堆肥をそのまま使う場合は、これらの事項を守って作られたものであることを確認するよう努める。 <p>「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」 （2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択）（仮訳）（抜粋）</p> <p>3.2.1.2 家畜糞尿（たい肥も含む）、バイオソリッド（下水処理施設、都市及び産業廃棄物から得られる沈殿物やその他の残さ沈殿物）及びその他の天然肥料</p> <p>生鮮果実・野菜の生産において家畜糞尿、バイオソリッド及びその他の天然肥料の使用は、微生物的、化学的及び物理的汚染の可能性を限定するよう管理されること。生鮮果実・野菜の安全性に影響を与えるおそれのある量の重金属またはその他の化学物質により汚染されている家畜糞尿、バイオソリッド及びその他の天然肥料は使用すべきではない。必要に応じて、微生物的汚染を最少化するために、次の措置を考慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜糞尿、バイオソリッド及びその他の天然肥料内の病原微生物を低減または死滅させることを目的とした適切な処理（例：堆肥化、加熱消毒、加熱乾燥、UV照射、アルカリ消化、天日乾燥またはこれらの組み合わせ）を行うこと。施肥の対象に適切であるように、病原微生物低減の程度を考慮して処理法を決定すること。
--

- 未処理のまたは部分的に処理された家畜糞尿、バイオソリッド及びその他の天然肥料の施肥については、微生物的汚染を低減するために、施肥と収穫の間を可能なかぎり時間を置く等適切な対応が取れる場合に限るものとする。
- 微生物的または化学的汚染物質の低減処理をされた家畜糞尿、バイオソリッド及びその他の天然肥料を購入する生産者は、可能であれば、原料、処理方法、分析方法やその結果が記載された文書を供給者から入手すること。
- 特に収穫直前の場合、家畜糞尿、バイオソリッド及びその他の天然肥料が直接または間接的に作物に接触することを極力避けること。
- 隣接するほ場からの家畜糞尿、バイオソリッド及びその他の天然肥料による汚染を最少化すること。隣接する畑からの汚染の可能性がある場合には、リスクを最少化するために予防措置（例えば、施肥時の注意、排水管理）を実施すること。
- 処理・保管施設は、生鮮果実・野菜の生産区域の近くに設置しないこと。家畜糞尿、バイオソリッド及びその他の天然肥料の処理・保管区域からの流出または漏出等による汚染を防止すること。

野菜の衛生管理について、以下のウェブサイトの詳細な情報が記載されています。

- 農林水産省ウェブサイト「野菜の衛生管理について」
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

肥料に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 農林水産省ホームページ「肥料」
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/index.html)

I-4-b

肥料・培養液の使用	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	野菜・果樹
-----------	-----------------------------	-------

養液栽培における、培養液の汚染防止に関し、「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

(取組例)

- ・ 使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善すること
- ・ 培養液の頻繁な取り替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理
- ・ 養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いと、栽培終了後など必要なときに洗浄消毒

【取組事項に関する法令・指針等】

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) (仮訳) (抜粋)

3.2.1.1 農業用水

- ・ 生産者は農場で使用されている水の水源（水道、再使用かんがい水、井戸水、開放水路、貯水池、河川、湖、農場池等）を確認すること。生産者は、水源の微生物的及び化学的品質並びに目的用途に対する水源の適切性を評価するとともに、汚染（原因の例：家畜、下水処理、住居）を予防または最少化するための是正措置を確認すること。
- ・ 必要に応じて、生産者は自らが使う水の微生物的及び化学的汚染物質についての検査を依頼すること。検査の頻度は、水源及び環境汚染（断続的または一時的汚染（大雨、洪水等）を含む）のリスクにより異なる。水源が汚染しているとわかった場合には、用途に見合った水質となるよう改善措置を取ること。

3.2.1.1.3 養液栽培用水

養液栽培システムで栽培される植物は様々な速度で栄養物及び水を吸収し、再循環された養液組成を絶えず変化させている。このために

- ・ 養液栽培で使用される水は、頻繁に取り替えるか、または再利用される場合には、微生物的及び化学的汚染を最少化するために処理すること。
- ・ 水の微生物汚染を防ぐために、水供給システムを適宜保守・清掃すること。

3.2.4 栽培及び収穫に関連する機器

要求に応じて、生産者及び収穫者は、機器メーカーの取り扱い説明書に従うこと。生産者及び収穫者は、下記の衛生措置を実行すること。

- ・ 生鮮果実・野菜に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものであること。これらの機器及び容器は、必要な場合に、清掃し、消毒し、生鮮果実・野菜の汚染を防ぐことができるよう設計・製造されること。具体的な衛生及び保守基準は、使用される各機器及びそれに関連する果実及び野菜の種類毎に設けること。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・ 農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I-5-a

<p>作業等 の 衛生 管理</p>	<p>作業者の衛生管理の実施</p>	<p>全作物</p>
------------------------	--------------------	------------

栽培から出荷にかけて農産物に直接接触する作業者が農産物を汚染することを避けるため、作業者の衛生・健康管理に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」及び「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に取組例が示されています。

（取組例）

- ・ 作業者の健康管理の実施（経口感染する疾病が疑われる者は作業しない）
- ・ 手洗いの励行
- ・ 履物や手袋等の清潔さの保持
- ・ 外傷の被覆
- ・ 訪問者に衛生上のルールを守らせるなど部外者への適切な対応の実施

【取組事項に関する法令・指針等】

「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 3 条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第 1 農林水産物の採取における衛生管理

食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。

- (4) 採取、保管及び輸送にあつては、そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止を図ること。
- (5) 温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。
- (6) 施設は清掃及び適切な補修により清潔かつ適切に維持管理されている。
- (7) 食用に供する農林水産物の取扱者の衛生管理が行われていること。

第 3 食品取扱施設等における食品取扱者等の衛生管理

- (1) 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
- (2) 保健所から検便を受けるべき旨の指示があったときには、食品取扱者に検便を受

けさせること。

(3) 次の症状を呈している食品取扱者については、その旨を食品等事業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者等に報告させ、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

- ① 黄疸
- ② 下痢
- ③ 腹痛
- ④ 発熱
- ⑤ 発熱をともなう喉の痛み
- ⑥ 皮膚の外傷のうち感染が疑われるもの（やけど、切り傷等）
- ⑦ 耳、目または鼻からの分泌（病的なものに限る）
- ⑧ 吐き気、おう吐皮膚に外傷があって上記⑥に該当しない者を従事させる際には、当該部位を耐水性を有する被覆材で覆うこと。

(4) 食品取扱者が一類感染症の患者、二類若しくは三類感染症の患者又は無症状病原体保有者であることが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

(5) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子、マスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、汚染区域にはそのまま入らないこと。

また、指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等を食品取扱施設内に持ち込まないこと。

(6) 食品取扱者は、食肉等が直接接触する部分が繊維製品その他洗浄消毒することが困難な手袋を原則として使用しないこと。

(7) 食品取扱者は、常に爪を短く切り、マニキュア等は付けないこと。作業前、用便直後及び生鮮の原材料や汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。

なお、生鮮の原材料や汚染された材料等を取り扱った後は、非加熱で摂取する食品を取り扱うことは避けることが望ましい。

(8) 食品取扱者は、食品の取扱作業中に次のような行動は慎むこと。

- ① 手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は耳にふれること
- ② 作業中たん、つばをはくこと
- ③ 喫煙
- ④ 食品取扱区域での飲食
- ⑤ 防護されていない食品上でくしゃみ、咳をすること

また、食品取扱者は、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。

(9) 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、本項で示した食品取扱者等の衛生管理の規定に従わせること。

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」

(平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1813 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)(抜粋)

II 生鮮野菜の衛生管理

3. 野菜を取り扱う作業者の健康及び衛生管理

○ ほ場や各施設の管理者は、作業者の健康管理に努める。作業者に下痢、おう吐、発熱、黄疸などの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、野菜の可食部に直接ふれる作業をさせない。

○ 作業者の身体を清潔に保つため、

□ 作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた後など、必要な時に手を洗う。

□ 爪は短く清潔にし、手足の傷は手袋等で覆う。

□ 清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれないようにする。

□家畜ふん堆肥の製造・保管場所やトイレでは専用の履物を使い、野菜を取り扱う所での履物と使いわける。

- 覆いのない野菜の上で、咳やくしゃみなど、汚染の原因となり得る行動をしないよう努める。
- 訪問者にも、これらの事項を守ってもらう。

コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択）
（仮訳）（抜粋）

3.2.3 作業者の健康、衛生及び衛生施設

収穫中または収穫後に生鮮果実・野菜に直接接触する作業員がこれらを汚染することがないようにするために、衛生及び健康要件を守ること。必要に応じて、訪問者は、保護衣服を着用し、本節に記載されているその他の個人的衛生要件を遵守すること。

3.2.3.2 健康状態

生鮮果実・野菜を汚染する可能性がある場合には、生鮮果実・野菜を介して伝達される可能性がある病気にかかっている者、またはその保菌者、またはその恐れがある者の食品取り扱い区域への立ち入りを許可しないこと。病気にかかっている者は、直ちに病名または症状を管理者に報告すること。

3.2.3.3 身体の清潔

生鮮果実・野菜に直接接触する農業作業者は、身体を清潔に保ち、また必要に応じて適切な保護衣服及び靴を着用すること。切り傷や外傷は、当該作業者が継続して働くことを許される場合には、適切な防水性包帯等で被覆されなくてはならない。

作業者は、生鮮果実・野菜またはそれに直接接触する用具等を取り扱う時には、手を洗うこと。作業者は、果実・野菜の取り扱い等の作業開始前、休憩から取扱区域に戻るときに、トイレを使用した直後、または生鮮果実・野菜の汚染の原因となりうる汚染物の取り扱い後には、手を洗うこと。

7. 流通加工施設：個人の衛生

食品衛生の一般原則を参照することとされている。

（参考）食品衛生の一般原則

7. 施設：個人の衛生

7.1 健康状態

食品を通して伝染する可能性のある病気に罹っている、若しくは保菌していることが分かっている、又は疑われる人達は、食品を汚染する恐れがある場合は、食品取扱い領域への立ち入りを認められるべきではない。その様な病気に罹っている人は、直ちに病気または病気の症状を管理者に報告すること。

臨床上または疫学的に兆候が見られるときは、食品取扱者の健康診断を実施すること。

7.2 病気と怪我

健康診断の必要性及び／又は食品取扱いからの排除を検討することができるように、管理者に報告すべき病状には、以下のようなものがある。

- － 黄疸
- － 下痢
- － 嘔吐
- － 熱
- － 発熱を伴うのどの痛み
- － 明らかな感染性皮膚損傷（火傷、切り傷、など）
- － 耳、目または鼻からの分泌物

7.3 個人の清潔

食品取扱者は、各人が高度な清潔さを維持し、必要に応じて、適切な防護服、ヘッドカバー及び履物を着用すること。作業者が引き続き作業することを許された場合は、切り傷や創傷は適当な防水性の伴創膏で覆うこと。

作業者は、個人の清潔さが食品の安全性に影響を及ぼすことが考えられる場合、例えば次の様な場合は常に手洗いをすること。

－食品取り扱い活動の開始時点

－トイレを使った直後

－生の食品または汚染された材料を取り扱った後、結果として他の食品品目を汚染させることがあり得る場合（この場合、調理済み食品の取扱いは必要に応じて避けること。）

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

農産物の安全管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「食品安全：農産物」

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/index.html>)

I -5-b

作業等 の 衛生 管理	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備や トイレ設備の確保と衛生管理の実施	野菜、果樹、 茶
------------------------	--	---------------------

栽培から出荷までの工程に関わる作業者が衛生的な状態を保てるように、手洗い設備やトイレ設備に関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

また、加工から出荷までの工程に関わる作業者が衛生的な状態を保てるように、手洗い設備やトイレに関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」について」に取組例が示されています。

（取組例）

- ・手洗い設備やトイレ設備をほ場及び施設から通える場所に設置
- ・手洗い設備やトイレ設備が汚染源とならないよう設計されていることの確認と、衛生的な状態の維持
- ・手洗い設備やトイレ設備において、手を衛生的に洗浄し、乾燥することができるようにすること等

【取組事項に関する法令・指針等】

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1813 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（抜粋）

II 生鮮野菜の衛生管理

2. 野菜の栽培環境や関連施設の管理

（4）手洗い設備・トイレ

- ほ場や各施設から通える場所に、必要なときに使える手洗い設備やトイレがあることが望ましい。
- 手洗い設備やトイレは、
 - 汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにする。
 - 定期的に点検し壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保つ。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択）（仮訳）（抜粋）

3.2.3.1 作業者の衛生設備

作業者が適切な水準の衛生状態を保てるような衛生設備が設置されていること。当該設備は可能なかぎり、以下の要件を満たすこと：

- ・ 畑及び施設に近接した場所にあり、かつ作業者を受容できるだけの十分な数があること。
- ・ 廃棄物を衛生的に除去でき、農地、生鮮果実・野菜または農業資材の汚染が避けられるように設計されていること。
- ・ 手を衛生的に洗浄し、乾燥することができること。
- ・ 常に衛生的な状態に保たれ、かつ手入れが行き届いていること。

4. 包装施設： 設計及び設備

食品衛生の一般原則を参照することとされている。

（参考）食品衛生の一般原則

4.4.4 作業者の衛生施設とトイレ

作業者が適切なレベルの衛生状態を維持でき、食品の汚染を避けられるような作業者の衛生設備が設置されていること。必要に応じて、施設は以下のものを備えていること。

- ・ 洗面器、温水と冷水（または適切に温度管理された水）の供給を含む、手を衛生的に洗浄、乾燥することができる適切な手段
- ・ 衛生的な設計のトイレ
- ・ 作業者のための適切な更衣施設

これらの施設は、適切に設置され、指定されること。

「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 3 条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第 2 食品取扱施設等における衛生管理

2 施設の衛生管理

(1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。

(7) 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

3 食品取扱設備等の衛生管理

(1) 衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。

(7) 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

(8) 手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。

(9) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・ 農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I-6-a

機械・施設・容器等の衛生管理	農機具や収穫・調製・運搬・加工に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	野菜、果樹、茶
----------------	---------------------------------------	---------

トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等が農産物の汚染源とならないようにするため、これらの衛生的な保管、取扱、洗浄に関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

また、収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具等が汚染源とならないようにするため、これらの衛生的な保管・取扱・洗浄に関し、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

（取組例）

- ・農機具や収穫・調製・運搬・荒茶加工に使用する器具類等の定期的な手入れと、洗浄
- ・収穫用の容器を、収穫された生鮮野菜・果実、茶葉以外のものを運ぶために使用しないこと
- ・たい肥やその原料、生ごみ等に使用されるなど、汚染の可能性がある農機具や器具類等は、十分に洗浄し、必要に応じて消毒
- ・農機具、各種資材などの清潔な場所への保管

【取組事項に関する法令・指針等】

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1813 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（抜粋）

II 生鮮野菜の衛生管理

1. 野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

(3) 農機具や収穫容器、資材の管理

- 野菜の可食部に直接ふれるハサミやナイフ等の農具は、使ったその日のうちに洗う。可食部に直接ふれることのない農具も、使用後に汚れを取るなどにより、清潔に保つ。
- 繰り返し使われるコンテナ等の収穫容器は、定期的に洗う、地面に直接ふれないようシートを敷く、容器の中に敷物を入れて使うなどにより、清潔に保つ。
- 農具や収穫容器は、
 - 他の目的には使わない。
 - 動物ふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた時などは、洗ったのち、必要に応じて消毒する。
 - 長く保管されていた場合、使う前に洗うよう努める。
 - 洗浄には、水道水や、地域の保健所等が飲用にできると認めた水を使うことが望ましい。
- トラクターや運搬車両等の農機は、表面に付いた汚物や家畜ふん堆肥、野菜残さを洗い流す又は取り除くことにより、清潔に保つ。
- 汚物や家畜ふん堆肥の運搬に使った車両は、
 - 収穫物の運搬には使わないことが望ましい。
 - やむを得ず収穫物の運搬に使う場合、車体をよく洗うとともに、清潔なシートを敷くなどにより、収穫物が荷台に直接ふれないようにする。
- 農機具や収穫容器、ビニールシートやマルチフィルムなどの資材は、清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、汚物や家畜ふん堆肥、ねずみや

虫等にふれないように保管する。

(6) 出荷

- 出荷には、定期的清掃され、汚物や廃棄物など有害なものを運んでいない車両を使う。
- 野菜以外のものと一緒に積んで輸送するときは、必要に応じて、野菜が他の荷物にふれないようにする。
- 輸送中の野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つことが望ましい。
- 運送会社にも、これらの事項を守ってもらう。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) (仮訳) (抜粋)

3.2.4 栽培及び収穫に関連する機器

要求に応じて、生産者及び収穫者は、機器メーカーの取り扱い説明書に従うこと。生産者及び収穫者は、下記の衛生措置を実行すること。

- ・ 生鮮果実・野菜に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものであること。これらの機器及び容器は、必要な場合に清掃し、消毒し、生鮮果実・野菜の汚染を防ぐことができるよう設計・製造されていること。具体的な衛生及び保守の要件は、使用される各機器及びそれに関連する果実及び野菜の種類毎に設けること。
- ・ 廃棄物、副産物及び非食用または有害なものに使われる容器は、特に明確に区別され、適切な構造であり、適切な場合には不浸透性の材料で作られていること。必要に応じて、当該容器は、生鮮果実・野菜または農業投入材の故意または偶然の汚染を防ぐため、施錠できること。当該容器は、収穫用の容器として使われないよう、別の場所に置くか、明確に区別できるようにすること。
- ・ 衛生的に保つことが困難となった容器は廃棄すること。
- ・ 機器類は、農産物にダメージを与えることなく、その本来の用途のとおり機能すること。
- ・ 機器類は常に手入れされていること。

3.3 取り扱い、貯蔵及び輸送

3.3.1 交差汚染の防止

- ・ 作業者は、収穫用容器を、収穫された果実及び野菜以外のもの（例えば、弁当、道具、燃料等）を運ぶために使用しないこと。
- ・ 汚染源となる可能性があるもの（例えば、生ごみ、家畜糞尿（たい肥も含む）等）のために使用した機器及び容器は、十分な洗浄や消毒をせずに、生鮮果実・野菜を入れたり、生鮮果実・野菜に使用される包装材料と接触しないようにすること。
- ・ ほ場で生鮮果実・野菜を包装する時には、容器が家畜や人間の糞尿により汚染されないよう注意すること。

3.3.2 貯蔵及び畑から流通加工施設までの輸送

生鮮果実・野菜は、微生物的、化学的及び物理的汚染の可能性が最少化される条件の下で貯蔵され、輸送されること。下記のように実施すること。

- ・ 収穫した作物を輸送するための貯蔵設備及び車両は、生鮮果実・野菜へのダメージが最も少なく、かつ害虫が侵入しないように建造されること。当該貯蔵設備及び車両の素材は、毒性のないものであり、清掃を容易にまた徹底的に行うことが可能であること。これらは、ガラス、木材、プラスチック等の対象物により汚染されにくいように建造されること。
- ・ 輸送車両は、交差汚染を避けるための十分な清掃、必要な場合の消毒を行わない限り、有害物の輸送には使用しないこと。

3.4 清掃、保守及び衛生

施設及び収穫機器は、手入れが行き届き、かつ清掃及び消毒が容易な状態にあること。機器は生鮮果実・野菜の汚染を防止するため、設計どおりに機能すること。洗剤及び農薬等の有害物は、特に明確に区別しうるべきであり、また、安全な貯蔵設備に分離して保管または貯蔵されること。洗剤及び農薬は、それぞれの意図された用途のために製造業者の指示に従って使用すること。

3.4.1 清掃計画

清掃及び消毒計画は、必要な清掃及び保守が効果的、かつ適切に行われるよう計画されること。清掃及び消毒システムは、その有効性について監視され、定期的に見直され、状況の変化が反映されるように調整すること。具体的な勧告事項は下記の通り。:

- ・ 生鮮果実・野菜に接触する収穫用機器及び再使用可能容器は、定期的に清掃し、また必要に応じて消毒すること。
- ・ 包装前に洗浄されない生鮮果実・野菜に使われる収穫用機器及び再使用可能容器は、必要に応じて清掃し、消毒すること。

3.4.2 清掃手順及び方法

適切な清掃方法及び資材は、機器の種類と果実及び野菜の性質により変わる。下記の手順により清掃すること。

- ・ 清掃手順には、機器表面からの破片の除去、洗剤液の使用、水によるすすぎ、必要に応じて消毒が含まれること。

8 輸送

食品衛生の一般原則を参照することとされている。

(参考) 食品衛生の一般原則

8.3 使用と保守

食品を輸送するための輸送機器と容器は、適切な清潔さ、修理ができかつ良好な状態を維持できること。同じ輸送容器または容器が、異なる食品または非食品の輸送に使用される場合は、荷積み前後に効果的な洗浄や、必要に応じて消毒を行うこと。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」
(平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
(抜粋)

第 1 農林水産物の採取における衛生管理

(4) 採取、保管及び輸送にあつては、そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止を図ること。

第 2 食品取扱施設等における衛生管理

3 食品取扱設備等の衛生管理

- (1) 衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。
- (2) 機械器具及び分解した機械器具の部品は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品へ混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。
また、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。

第 5 運搬

(1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品や容器包装を汚染するようなも

のであってはならない。また、容易に洗浄、消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。

- (2) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。
- (3) 運搬中の食品がじん埃や有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。
- (4) 品目が異なる食品や食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。
- (5) バルク輸送の場合、必要に応じ、食品専用の車両又はコンテナを使用すること。その場合は、車両、コンテナに食品専用であることを明示すること。
- (6) 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I -6- b

機械・施設・容器等の衛生管理	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	野菜、果樹
----------------	-------------------------	-------

栽培施設における適切な内部構造の確保と、衛生管理の実施については、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

(取組例)

- ・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な対策の実施
- ・適切な廃棄物管理
- ・廃棄物の保管区域を清潔に保つこと
- ・汚水が施設内に流れ込ませないための対策の実施

【取組事項に関する法令・指針等】

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1813 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（抜粋）

II 生鮮野菜の衛生管理

2. 野菜の栽培環境や関連施設の管理

(1) ほ場又は栽培施設

- 排水溝を設けるなどにより、大雨時に汚水がほ場や施設内に流れ込むのを防ぐとともに、速やかに排水するよう努める。
- ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合は、ネットの設置や、壊れた部分を修理し、入ってはいけぬねずみや虫、鳥等が施設に入らないようにする。
- 犬や猫などのペットも、食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるため、ほ場や施設に入れない。
- 使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培中のほ場や施設、その周辺に放置しない。
- 廃棄物は、それを処理するまでの間、野菜が植えてあるほ場や施設にねずみや虫等を引き寄せない場所に保管することが望ましい。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) (仮訳) (抜粋)

3.4.3 害虫駆除システム

生産が施設内（例、温室）で行われる場合の、害虫駆除に関しては（食品衛生の一般原則）の第6.3 節の勧告に従うこととされている。

(参考) 食品衛生の一般原則

6.3 害虫駆除システム

6.3.1 一般

害虫は、食品の安全性と適性への大きな脅威となる。害虫の蔓延は、繁殖場所とえさのあるところで起こりうる。害虫向きの環境をつくらないように適正衛生管理を実施すること。適正な衛生設備、入荷材料の点検と適正なモニタリングは、（害虫の）蔓延の可能性を最小とすることができ、それによって農薬の必要性も低減される。

6.3.2 侵入防止

建物は、いつも良く手入れされ、害虫の侵入を防ぎ、繁殖場所となるうる箇所を設けないようにしておくこと。害虫が侵入しそうな穴、排水管その他の場所は、密封しておくこと。例えば、開き窓、ドア及び換気機器に網戸をつければ、害虫の侵入問題を減少させることができる。動物は、可能な限り、工場及び食品加工プラントの地面から排除すること。

6.3.3 隠れ場所と群生

えさと水があると、害虫に隠れ場所を提供し群生を助長することになる。えさとなり得るものは、害虫が侵入しない容器に貯蔵及び／又は床面と壁からも離すように保管すること。食品施設の内外は、清潔に保つこと。必要に応じて、ゴミは蓋つきの、害虫が侵入しない容器に保管すること。

6.3.4 モニタリングと検出

施設及びその周辺区域は、定期的に（害虫の）進入の形跡の有無について調査すること。

6.3.5 駆除

害虫の侵入に対しては、食品の安全性と適性に悪影響を与えることなく、直ちに対応すること。化学的、物理的または生物学的手法による処置は、食品の安全性と適性に対する脅威とならないよう実施すること。

3.4.4 廃棄物管理

廃棄物の保管及び除去のために適切な対策をとること。廃棄物は生鮮果実・野菜の取扱い・貯蔵区域又は隣接する場所に溜めておいてはならない。廃棄物の保管区域は清潔に保つこと。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I -6-c

機械・施設・容器等の衛生管理	調製・出荷施設、加工施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	全作物
----------------	--------------------------------------	-----

調製・出荷施設、貯蔵施設における適切な内部構造の確保と衛生管理に関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

また、加工施設・貯蔵施設の適切な内部構造の確保と、衛生管理の実施については、「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」に取組例が示されています。

（取組例）

- ・適切な排水設備
- ・適切な廃棄物管理
- ・定期的な清掃
- ・衛生的な作業が行える明るさの照明
- ・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な対策の実施 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1813 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（抜粋）

II 生鮮野菜の衛生管理

2. 野菜の栽培環境や関連施設の管理

（3）調製・出荷施設

- 排水溝を設ける、凹凸のない床にする、掃除の妨げにならないよう機械や器具を置くなどにより、水はけがよく、清掃しやすくすることが望ましい。
- 施設や設備は定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すなどにより、ねずみや虫、鳥等が施設に入らないようにする。
- 作業の後、施設内を整頓するとともに、施設や設備を清掃する。
- 使わない機材や野菜残さ等の廃棄物を、施設やその周りに放置しない。
- 廃棄物は、それを処理するまでの間、ねずみや虫等を引き寄せない場所に保管することが望ましい。
- 低温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにする。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択）（仮訳）（抜粋）

3.2.2 栽培及び収穫に関連する室内設備

4. 包装施設：設計及び設備

6. 包装施設：保守及び衛生

食品衛生の一般原則を参照することとされている。

（参考）食品衛生の一般原則

4 施設：設計及び設備

4.1 設置

4.1.1 施設

食品のための施設の設置場所を選定する場合、食品を保護するための合理的な措置の有効性ととともに、潜在的な汚染源を考慮する必要がある。かかる保護措置を考慮してもなお、食品の安全性と適性を脅かす恐れが明らかにある場所に施設を設置してはならない。特に、施設は通常、次の場所から離して設置すること。

- ・ 環境が汚染されている地域及び食品汚染の重篤な恐れがある産業活動場所
- ・ 十分な防護設備がなければ、洪水の被害を受ける地域
- ・ 害虫の被害が多い地域
- ・ 廃棄物（固形または液状）が実質的に除去できない地域

4.1.2 機器

機器は、以下が可能なように設置すること。

- ・ 適切な保守と清掃ができる。
- ・ その意図された用途に従って機能する。
- ・ モニタリングを含む適正衛生作業を容易に行うことができる。

4.2 敷地と作業室

4.2.1 設計とレイアウト

適当な場合には、食品施設の内部設計とレイアウトは、作業中及び作業と作業の間の食品による交差汚染に対する防御を含めて、適正な食品衛生作業ができるものであること。

4.2.2 内部構造と備品

食品施設の中の構造は、耐久性の材料で堅固に建てられ、保守・清掃が容易であり、必要に応じて、消毒可能であること。特に、食品の安全性と適性を守るが必要な場合、以下の特定の条件を満たすこと。

- ・ 壁、間仕切り及び床の表面は、意図された用途において、毒性のない、不浸透性の材料で作られたものであること。
- ・ 壁と間仕切りは、表面がなめらかであること。
- ・ 床は、適切な排水と清掃ができること。
- ・ 天井と頭上の備品は、ほこりや結露の集積及び粒子の拡散を極力なくすように作られ、仕上げられていること。
- ・ 窓は清掃しやすく、ほこりの集積を極力少なくし、必要に応じて、取り外し可能で洗浄することのできる防虫スクリーンを取り付けるように作られること。必要に応じて、窓は固定されていること。
- ・ ドアは、なめらかな表面、非吸収性の材料でできており、清掃が簡単で、必要に応じて、消毒ができること。
- ・ 食品と直接接触する表面は、健全な状態であり、耐久性があり、清掃、保守及び消毒が簡単なこと。また、なめらかで、非吸収性の材料でできており、通常作業条件の下では、食品、洗剤及び消毒剤と反応しないこと。

4.3 機器

4.3.1 一般

食品と接触する機器及び容器（使い捨てのものを除く）は、必要に応じて、食品の汚染を避けるために適切に清掃し、消毒し、メンテナンスすることができるように、設計され、つくられること。

機器及び容器は、本来の用途において毒性のない材料でできていること。必要に応じて、機器は耐久性があり、メンテナンス、清掃、消毒、モニタリングを考慮して、また、害虫に対する点検を容易にするために、移動可能であるか又は分解できること。

4.3.3 廃棄物及び非食用物質のための容器

廃棄物、副産物及び非食用または有害な物質のための容器は、特に明確に区別され、適切な構造で、必要に応じて不浸透性の材料で作られていること。有害な物質を保管するために使われる容器は、明確に区別され、必要に応じて、故意又は過失による食品の汚染を防ぐために鍵をかけること。

4.4 施設

4.4.1 給水

食品の安全性と適性を確保するため、水の貯蔵、分配及び温度管理に関する適切な設備により飲用適の水を適切に供給できるようにすること。

飲用適の水は、「WHO 飲用水の水質のためのガイドライン」最新版に規定されているものまたはそれ以上の水準であること。飲用不適の水（例えば、消火、蒸気生産、冷蔵等食品汚染しないと思われる用途の水）とは、供給システムを別にする事。飲用不適の水の供給システムは特定され、飲用適の水の供給システムと繋いだり、逆流しないこと。

4.4.2 排水及び廃棄物処理

適切な排水及び廃棄物処理システムと施設が整備されること。食品または飲用適の水を汚染するリスクが避けられるように設計され、建設されること。

4.4.3 清掃

適切な施設が、食品、用具及び機器を清掃するために適切に指定され整備されること。

当該施設は、必要に応じて、飲用水の温水及び冷水の適切な供給設備を持つこと。

4.4.6 空気の質と換気

適切な方法による自然または機械的換気が、特に以下の目的のために行われること。

- 空気媒介による食品汚染を極力抑える。（例：エアロゾル、結露の小滴）
- 室温を管理する。
- 食品の適性に影響を及ぼす可能性のある臭気を管理する。
- 必要に応じて、食品の安全性と適性を確保するために、湿度を管理する。

換気システムは、汚染区域から清浄区域に空気が流れないように設計、建築されること。必要に応じて、適切に保守・清掃することが出来ること。

4.4.7 照明

衛生的に作業を行えるように、適切な自然または人工照明が装備されていること。必要な場合、照明は、結果として生じる色が誤解を招くようなものとしてはならない。照明の強さは、作業の種類に応じて適切なものとする事。照明器具は、必要に応じて、破損によって食品が汚染されないように保護されていること。

4.4.8 保管

必要な場合は、食品、原料及び非食用の化学物質（例：洗浄剤、潤滑油、燃料）の適切な保管施設が設置されていること。

必要に応じて、食品保管施設は、次の様に設計され、建設されること。

- 適切な保守と清掃ができること。
- 害虫の侵入を防ぎ、住み処とならないこと。
- 保管中に、食品の汚染を効果的に防ぐことができること。
- 必要に応じて、食品の劣化を極力抑えるような環境とすること。（例：温度、湿度管理必要とされる保管施設のタイプは、食品の性質によって異なる。必要に応じては、洗浄剤及び有害物質のための独立した安全な保管施設が設置されること。

6. 施設：保守及び衛生

6.1.1 一般

施設及び機器は、以下の要件を満たすよう、よく修理され、適切な状態が保たれること

- ・ 全ての衛生手順が円滑に行える。
- ・ 特に重要な工程において、意図したように機能する
- ・ 食品の汚染を防ぐ（例、金属片、石膏の剥離、壊れたものの破片及び化学物質）

清掃は、汚染源になりうる食品残渣とじん埃を除去するものであること。必要な清掃方法と資材は、食品事業の性質によって異なる。清掃の後で消毒が必要な場合もある。

洗剤は、慎重にかつ製造業者の指示に従って取扱い、使用し、食品の汚染を避けるために、必要に応じて食品から離して、明らかに区別できる容器に保存すること。

6.1.2 清掃の手順と方法

清掃は、加熱、こすり、乱流、吸引またはその他の水を使用しない方法などの物理的方法及び洗剤、アルカリ又は酸を使用する化学的方法を、別々にまたは組み合わせて使うことにより実施できる。

清掃手順は、必要に応じて、以下を含む。

- ・ 表面からの大きな破片の除去。
- ・ 洗剤をかけて汚れと細菌の膜をほぐし、これらを溶液または懸濁液として保持。
- ・ 4章に適合する水ですすぎ、洗剤でほぐされた汚れと洗剤の残りの除去。
- ・ 残留物及び破片を除去し収集するための、ドライクリーニングまたはその他の適切な方法。そして、
- ・ 必要な場合には、消毒を行い、すすぎは不要という科学的根拠に基づく製造業者の使用説明がない限りは、その後ですすぐこと。

6.2 清掃計画

清掃・消毒計画は、施設の全ての部分を適切に清潔にするものであり、清掃用機器の清掃も含むこと。

清掃・消毒計画は、その適切性と効果について継続的かつ有効に監視され、必要に応じて文書化されること。

清掃計画書が使われる場合、計画書に以下のことを明記すること：

- ・ 清掃すべき区域、機器及び用具類
- ・ 特定の役割に対する責任
- ・ 清掃の方法と頻度
- ・ モニタリングの手配

必要に応じて、この分野を専門とする専門家と相談して計画を作成すること。

6.3 害虫駆除システム（I-6-bを参照）

6.4 廃棄物管理

廃棄物の除去と貯蔵のために適切な用意をしなければならない。廃棄物は、食品の取扱、食品の貯蔵及びその他の作業領域ならびに営業上の適切な機能のために不可避である場合を除き隣接環境に積まれたままにしてはならない。

廃棄物の保管所は、適切に清潔にしておくこと。

「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）（抜粋）

第 3 条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、

貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第2 食品取扱施設等における衛生管理

2 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないように維持すること。
- (2) 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- (5) 窓及び出入口は、開放しないこと。やむをえず、開放する場合にあっては、じん埃、そ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- (6) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- (7) 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- (8) 施設内では動物を飼育しないこと。

4 そ族及び昆虫対策

- (1) 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、そ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア、吸排気口の網戸、トラップ、排水溝の蓋等の設置により、そ族、昆虫の施設内への侵入を防止すること。
- (2) 年2回以上、そ族及び昆虫の駆除作業を実施し、その実施記録を1年間保管すること。
また、そ族又は昆虫の発生を認めたときには、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。
- (3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。
- (4) そ族又は昆虫による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は容器に入れ、床又は壁から離して保管すること。一端開封したものについても蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I-6-d

機械・施設・容器等の衛生管理	安全で清潔な包装容器の使用	野菜、果樹
----------------	---------------	-------

包装容器の使用に関し「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

(取組例)

- ・包装容器が、たい肥やその原料、廃棄物等に汚染されないよう清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔に保管し、取り扱うこと
- ・包装容器の素材は、毒性がなく、農産物の安全性に悪影響を与えないものを選択 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（抜粋）

II 生鮮野菜の衛生管理

1. 野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

(3) 農機具や収穫容器、資材の管理

- 農機具や収穫容器、ビニールシートやマルチフィルムなどの資材は、清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、汚物や家畜ふん堆肥、ねずみや虫等にふれないように保管する。

(5) 調整

- 器具や包装資材の管理、設備の管理、作業者の健康・衛生管理を行う。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) (仮訳) (抜粋)

3.3.1 交差汚染の防止

- ・ 汚染源となる可能性のあるもの（例えば、生ごみ、家畜糞尿（注：たい肥も含む）等）のために使用した機器及び容器は、十分な洗浄や消毒をせずに、生鮮果実・野菜を入れたり、生鮮果実・野菜に使用される包装材料と接触しないようにすること。
- ・ ほ場で生鮮果実・野菜を包装する時には、容器が家畜や人間の糞尿に汚染されないよう注意すること。

5.4 包装

食品衛生の一般原則を参照することとされている。

(参考) 食品衛生の一般原則

5.4 包装

パッケージ（容器、包装紙等）のデザインと素材は、製品を保護して汚染を最小限とし、ダメージを防ぎ、適正な表示が可能となるものであること。パッケージ素材またはガスを使う場合は、貯蔵と使用の規定条件において、毒性がなく、食品の安全と適切性を脅かすものでないこと。必要に応じて、再使用可能なパッケージは適度に耐久性があり、簡単に清掃でき、必要に応じて、消毒すること。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・ 農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」
(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I-7-a

カドミウム濃度の低減対策	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	水稻
--------------	--	----

各産地において、米穀や農地土壌のカドミウム濃度実態を把握しましょう。その結果、高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性がある地域においては、「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施方針の策定について」及び「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」も活用しながら、出穂前後3週間の湛水管理などカドミウムの吸収抑制対策に取り組むことが重要です。

【取組事項に関する法令・指針等】

「コメ中のカドミウム濃度低減ため実施指針策定について」
 (平成23年8月4日23日付け消安第981号・23生産第3215号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知) (抜粋)

IV カドミウム低減対策

1 低減対策を講じるべき段階

カドミウムのコメへの移行特性等を考慮すると、カドミウム濃度を低減するためには、水田管理や水稻の栽培等の生産段階で、適用可能な低減対策を講じることが最も有効である。

なお、食品衛生法の基準値が1.0 ppm未満(玄米)から0.4 ppm以下(玄米、精米)に改正されたことに対処して、生産するコメ中のカドミウム濃度が0.4 mg/kgを超える可能性のある地域では、その基準値を遵守できるよう、生産されるコメ中のカドミウム濃度に他じた低減対策を講じる必要がある。また、そうでない地域においても、低減対策を講じることが望ましい。

2 低減対策の検討

生産段階において、コメ中のカドミウム濃度を低減するためには、

- ① 土壌に含まれるカドミウムを除去し、水稻の生産環境におけるカドミウム濃度を下げる
- ② 水稻による土壌からのカドミウム吸収の抑制効果が確認された低減技術を導入し、水稻の栽培方法を改善する

のいずれかの対策を講じることが必要である。

現在、①の対策としては、「植物浄化」及び「客土」があり、②の対策としては、土壌の酸化還元電位等のコントロールによって水稻による土壌からのカドミウム吸収を抑制する「湛水管理を中心とする吸収抑制対策」がある。

「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」

(平成14年9月農林水産省・農業環境技術研究所作成(平成17年3月改定)) (抜粋)

1. 水管理のポイント

(1) 湛水管理

- ① 中干しの期間は、7～10日前後にとどめ、それ以上長くは行わない。強度の中干しはカドミウムの吸収を促進する。目安としては土が湿っていて、足跡がつく程度でとどめる。

- ② 水はけの悪い水田については、溝切りを実施し、水管理が簡単にできるようにする。溝切り後の間断かん水と出穂時期の水管理は特に注意し、土壌表面が乾燥するような水管理は行わない。
- ③ 出穂3週間前から出穂3週間後までは、カドミウムの吸収が盛んになるばかりでなく、水稻が生理的に十分な水を必要とするので、常に水が張られた状態（湛水管理）にする。
- ④ 出穂時期に用水不足が懸念される地域、または乾燥しやすい気象条件下では、中干し・溝切り後は連続して湛水管理をする。
- ⑤ 落水時期は、高品質・良食味の米の生産、各地域の土壌条件と収穫作業の難易を考慮して判断するが、出穂後3週間以降を厳守する。

カドミウムに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・ コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/pdf/cd_shishin_rice.pdf)

- ・ 水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/taisaku/pdf/D3.pdf)

- ・ 農林水産省ホームページ「食品中のカドミウムに関する情報」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/index.html)

かび毒 (DON, NIV) 汚染の低減対策	麦類のかび毒 (DON・NIV) 汚染低減対策の実施	麦
------------------------	----------------------------	---

わが国では麦類の生育後期に降雨が多く、赤かび病がまん延しやすいため、その病原菌が産生するかび毒のデオキシニバレノール (DON) ・ニバレノール (NIV) 汚染がおこる可能性があります。DON・NIV は加工や調理工程においても完全に除去することは難しいため、生産段階において、その汚染を防止することが重要です。このため、「麦類のDON・NIV 汚染低減のための指針」に示した取組例について、産地の実情に応じて、着実にを行う必要があります。

(取組例)

- ・ 赤かび病抵抗性の比較的高い品種の選択
- ・ 前作の作物残さ等のほ場からの持出しやほ場中への確実な鋤込み、輪作により赤かび病菌の密度を低下させるなど赤かび病の耕種的防除の実施
- ・ ほ場の巡回等により生育状況を把握し、赤かび病の適期防除を実施(最初の防除時期は、小麦及び六条大麦は開花を始めた時期から開花期までの間、二条大麦は穂揃い期の10日後頃。必要に応じて追加の防除の実施)
- ・ ほ場の巡回等により生育状況を把握し、適期に収穫を実施。また、赤かび病被害麦の別刈りを実施
- ・ 収穫後の速やかな乾燥を実施。また、荷受け時に赤かび病被害粒が見られた場合は、必要に応じて他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底
- ・ 共同乾燥調製施設を利用する場合は、粒厚選別、比重選別等により赤かび病被害粒の選別除去を実施
- ・ 効率的な分別や調製の実施、又はかび毒低減対策の効果を検証するために、ほ場又はロットなどの単位で収穫麦のDON含有濃度等を測定

【取組事項に関する法令・指針等】

「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について」(平成20年12月17日付け20消安第891号・20生産第5731号消費・安全局長、生産局長通知)(抜粋)

II 麦類のDON・NIV 汚染低減対策

1 赤かび病防除のための取組事項

(1) 品種の選択

赤かび病抵抗性は、麦の種類や品種により異なり、各都道府県の奨励品種における赤かび病抵抗性を見ると、小麦では「中」、「やや弱」の品種が、二条大麦では「やや強」の品種が、六条大麦では「やや弱」、「弱」の品種が多くなっている。

赤かび病の発病・まん延防止のためには、赤かび病抵抗性の比較的高い品種を選択することが望ましい。しかし、品種の赤かび病抵抗性に頼るだけでは、その発病・まん延を防ぐことには限界があり、薬剤による防除も行う必要がある。また、パン用小麦品種や六条大麦は赤かび病抵抗性が比較的低いことなどから、その栽培に当たっては、天候や生育状況等について、より細心の注意が必要である。

(2) 生育状況の把握

麦類は、気象条件や栽培管理によって、出穂期や開花期が大きく変動する。このため、防除適期を逃さないためにも、ほ場における麦類の生育状況を的確に把

握しておく必要がある。

普及指導センターなどが生育状況報告等を出している地域においては、こうした情報に注意するとともに、農業者も、出穂期頃からほ場を巡回するなど、直接生育状況を把握する。

(3) 防除適期

ア 赤かび病を防ぐためには、麦の種類に応じて、必ず以下の時期に最初の防除をしなければならない。

- ・小麦 開花を始めた時期から開花期(1穂につき数花開花をしているものが、全穂数の40～50%に達した日)までの間
- ・二条大麦 穂揃い期(全茎の80～90%が出穂した日)の10日後頃
- ・六条大麦 開花を始めた時期から開花期までの間

さらに、地域の気象条件、過去の被害の状況等に加え、普及指導センター、農業団体、病害虫防除所等からの各種情報や、品種の赤かび病抵抗性などを考慮して、必要に応じて追加の防除を行う。

イ 赤かび病の防除は適期を逃さず行うことが重要であり、防除適期に降雨が多い場合であっても、短い晴れ間を利用するなどして、確実に防除を実施する必要がある。

(4) 農薬の選択

赤かび病防除の適用農薬、剤型について、薬剤や剤型による効果の違い、その地域の防除方法、農薬の飛散が周辺農作物や近隣住宅地に与える影響等を考慮して適切に選択する。

2 栽培管理・乾燥調製等の工程における取組事項

(1) 適期における適切な収穫の励行

ア 収穫適期

刈り遅れは、発芽粒、くされ粒等の発生による品質低下だけでなく、DON・NIVの産生を助長する原因となることから、適期に確実に収穫することが必要である。麦類の収穫適期は年により大きく変動するが、麦粒中の水分含有濃度30%以下(ビール大麦については25%以下)がその目安となる。収穫に当たっては、普及指導センターや農業団体等からの情報に注意し、農業者においてもほ場を巡回し、登熟の程度を把握した上で収穫を実施する。

共同乾燥調製施設を利用している地域は、各ほ場の生育状況を把握しつつ、地域で収穫作業計画を作成し、施設の受入能力にあわせた計画的な収穫を行うことが望ましい。

イ 赤かび病被害麦の別刈り

収穫時にはほ場を確認し、赤かび病発生の多い場合や発生ほ場で倒伏がみられた場合は、かび毒汚染の可能性が非常に高くなるため、可能な限り、他の麦とは分けて収穫する必要がある。

(2) 前作の作物残さ等の適切な処理

赤かび病の第1次伝染源は、土壌表面の作物残さに形成される子う殻であり、この子う殻の胞子が飛散して、麦類の穂に感染する。また、赤かび病菌は特にイネ科作物(トウモロコシ、稲、麦類)、イネ科雑草に感染しやすい。

このため、前作物の種類や耕起方法によって子う殻の形成量が異なり、赤かび病の発生程度が変動することから、前作の作物残さ等のほ場からの持出し、アップカッターロータリーでの耕起や低速度での耕起による確実な鋤込み等や、輪作により赤かび病菌の密度を低下させるなどの耕種的防除の実施が望ましい。

(3) 適切な乾燥調製の実施

ア 収穫後の速やかな乾燥の励行

収穫後、適切な水分まで乾燥する間に、赤かび病菌が増殖し、DON・NIVが産生される場合がある。このため、収穫した麦は可能な限り速やかに乾燥をする必要

がある。

また、この間は、収穫した麦を長時間放置することは避け、通風などにより水分を低下させることが望ましい。

イ 荷受け時の仕分けの徹底

共同乾燥調製施設においては、荷受け時に必ず赤かび病被害粒のチェックを行い、赤かび病被害粒が見られた場合は、必要に応じてその他の麦とは別に乾燥するなど仕分けを徹底する。

ウ 適切な調製の実施

赤かび病被害粒は、粒厚が薄く、また比重が軽い傾向があることから、粒厚選別や比重選別により、DON 含有濃度の低減を図ることが可能であることが確認されている。

このため、共同乾燥調製施設においては、粒厚選別、比重選別等による調製を実施し、DON・NIV 含有濃度の低減に努める。

3 かび毒検査の活用

産地においては、エライザ（ELISA）分析キットなどにより、試し刈りや荷受け時のDON含有濃度を確認することで、効率的な分別や乾燥調製の実施が可能となる。

また、ほ場又は出荷ロットなどの単位でDON 含有濃度を測り、その測定値を基に、当該年の気象の推移なども勘案しながら、本指針に基づき講じた対策について効果を検証することが望ましい。この検証結果については、次期作の対策を検討する際に活用することが重要である。

DON 含有濃度の測定にあたっては、精度確保のため、担当者は十分なトレーニングを受ける必要があり、年に1回は技能試験（※）に参加し、分析精度を確認することが望ましい。

※ 技能試験 第三者機関から提供される濃度未知試料を分析して分析結果の信頼性を確認することで、外部精度管理の一手法。

食品のかび毒に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「食品のかび毒に関する情報」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/index.html)

I-9-a

収穫後の農産物の管理	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	野菜、果樹
------------	-------------------	-------

必要に応じて、有害な微生物が増殖しないよう、貯蔵・輸送時に適切な温度管理を行いましょう。これらに関し、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」及び「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」に取組例が示されています。

(取組例)

- ・必要に応じて、生鮮野菜を冷却した後、低い温度に維持
- ・貯蔵時における温度管理のための機器や区域を清潔に保つこと
- ・冷却により結露した水が生鮮野菜に垂れ落ちないようにすること
- ・必要に応じて、温度管理が可能な輸送用の車両や容器の使用

【取組事項に関する法令・指針等】

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について(平成 23 年 6 月 24 日付け 23 消安第 1813 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)(抜粋)

II 生鮮野菜の衛生管理

1. 野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

(5) 調製

- 調製済みの野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つ。

(6) 出荷

- 輸送中の野菜は、品質が低下しないよう適切な温度に保つことが望ましい。
- 運送会社にも、これらの事項を守ってもらう。

2. 野菜の栽培環境や関連施設の管理

(3) 調整・出荷施設

- 定温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにする。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) (仮訳) (抜粋)

5.2.2.4 冷蔵貯蔵

- ・必要に応じて、生鮮果実・野菜は、微生物の成長を最少化するために冷却後は低い温度に保つこと。冷蔵貯蔵の温度は、管理し、監視すること。
- ・冷蔵貯蔵区域の冷却システムからの凝縮水及び解凍水が生鮮果実・野菜に垂れ落ちないこと。冷却システムの内部は、清潔かつ衛生的に維持されること。

8. 輸送

食品衛生の一般原則を参照することとされている。

(参考) 食品衛生の一般原則

8. 輸送

8.2 要件

必要に応じて、輸送機器とコンテナは以下のように設計され、作られること。

- ・食品または包装を汚染しない。

- 有効に清掃ができ、必要に応じて、消毒もできる。
- 輸送中、異なる食品から、または必要に応じて非食用の品目から食品を有効に分離することができる。
- 塵埃と煙霧などの汚染から有効に保護する。
- 食品を食用として不適当にする可能性のある病原微生物または品質劣化微生物の増殖及び劣化から食品を保護するために必要な、温度、湿度、大気及びその他の条件を有効に維持することができる。
- 必要な温度、湿度及びその他の条件をも確認することができる。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- 農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I-9-b

収穫後の農産物の管理	収穫・調製・選別・運搬・加工時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	全作物
------------	-----------------------------------	-----

収穫・調製・選別・運搬・荒茶加工時の汚染や異物混入を防ぐため、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」、「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」に取組例が示されています。

（取組例）

- ・ 覆いのない農産物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、農産物の汚染や異物混入の原因となる行動をしないこと
- ・ 収穫物の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない物の分別
- ・ 野菜の痛んだ部分や土を、清潔な器具等で取り除くよう努める
- ・ 収穫物が入った容器へのシート被覆
- ・ 運搬車両の定期的な清掃
- ・ 荒茶加工に当たっては、金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の異物混入防止措置
- ・ 貯留ビンや搬入設備等に残された原料の除去、清掃などがあります

【取組事項に関する法令・指針等】

「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通達）（抜粋）

II 生鮮野菜の衛生管理

1. 野菜の栽培から出荷までの各工程における対策

（4）収穫

- 農機具や収穫容器の管理、作業者の健康・衛生管理を行う。
- 収穫作業では、
 - 収穫物が入った容器を直に地面に置かない、清潔なシートをかぶせるなどにより、収穫物が汚物や家畜ふん堆肥、地面の土、ねずみや虫等にふれないようにする。

（5）調製

- 調製作業では、
 - 野菜の乾拭きやブラッシングには、清潔な布やブラシを使う。
 - 品目に応じて、野菜の傷んだ部分を取り除くとともに、野菜を傷付けないよう注意しながら土を取り除くよう努める。
- 野菜の最終洗浄には、水道水や、地域の保健所等が飲用に出来ると認めた水を使うことが望ましい。

（6）出荷

- 出荷には、定期的に清掃され、汚物や廃棄物など有害なものを運んでいない車両を使う。
- 野菜以外のものと一緒に積んで輸送するときは、必要に応じて、野菜が他の荷物にふれないようにする。
- 運送会社にも、これらの事項を守ってもらう。

3. 野菜を取り扱う作業者の健康及び衛生管理

- 覆いのない野菜の上で、咳やくしゃみなど、汚染の原因となり得る行動をしないよう努める。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) (仮訳) (抜粋)

3.2.3.4 個人の行動

農業作業者は、喫煙、つばを吐くこと、ガムを噛むこと、食事をする事、被覆されていない生鮮果実・野菜の上でくしゃみや咳をすること等食品の汚染につながるような行為を控えること。宝石や時計またはその他の身の回りの品は、それが生鮮果実・野菜の食品としての安全性及び適性を損なう可能性がある場合には、生鮮果実・野菜生産区域で身につけたり、持ち込んだりしないこと。

3.3.1 交差汚染の防止

生産及び収穫後の作業中に、農業資材または作業者が、生鮮果実・野菜を直接または間接的に汚染することを防ぐ措置を取る事。生鮮果実・野菜の汚染の可能性を防ぐためには、生産者、収穫者及びその従業員は本規範の3章に記載されている勧告及び下記の点を遵守すること。

- ・ 収穫時、天候不良等の現地の事情により作物の汚染の機会が増大する場合は必要な追加的対策を取ることを検討すること。
- ・ 食用に不適な生鮮果実・野菜は、収穫時に別にすること。加工しても安全にできないものは、他の生鮮果実・野菜または農業資材の汚染を避けるために、適切に処分すること。
- ・ 農業作業者は、収穫用容器を、収穫された果実及び野菜以外のもの（例えば、弁当、道具、燃料等）を運ぶために使用しないこと。
- ・ 汚染源となる可能性のあるもの（例えば、生ごみ、家畜糞尿（たい肥を含む）等）のために使用した機器及び容器は、十分な洗浄や消毒をせずに、生鮮果実・野菜を入れたり、生鮮果実・野菜に使用される包装材料と接触したりしないようにすること。
- ・ ほ場で生鮮果実・野菜を包装する時には、容器が家畜や人間の糞尿により汚染されないよう注意すること。

3.3.2 貯蔵及びほ場から包装施設までの輸送

生鮮果実・野菜は、微生物的、化学的及び物理的汚染の可能性が最少化される条件下で貯蔵され、輸送されること。下記のように実施すること：

- ・ 収穫物の貯蔵設備と輸送車両は、生鮮果実・野菜へのダメージが最も少なく、かつ害虫が侵入しないように作られていること。当該貯蔵設備及び車両の素材は、毒性のないものであり、清掃を容易にまた徹底的に行うことが可能であること。これらは、ガラス、木材、プラスチック等が混入しにくいように作られていること。
- ・ 食用に不適な生鮮果実・野菜は、貯蔵または輸送前に別にすること。加工により安全にできないものは、他の生鮮果実・野菜または農業投入材の汚染を避けるために、適切に処分すること。
- ・ 農業作業者は、貯蔵または輸送する前に生鮮果実・野菜からできるだけ土を取り除くこと。この作業において作物を出来るだけ傷つけないよう注意すること。

5.2.4 微生物交差汚染

5.2.5 物理的及び化学的汚染

食品衛生の一般原則を参照することとされている。

(参考) 食品衛生の一般原則

5.2.4 微生物交差汚染

病原体は、直接の接触によるか、または食品取扱者、接触表面もしくは空気のいずれかによって、食品から食品に移行しうる。十分な清掃を行い、必要な場合は消毒をして、生で、未加工の食品を、そのまま食べられる食品から物理的にまたは時間的に、確実に切り離すこと。

(以下略)

5.2.5 物理的及び化学的汚染

機械からのガラスまたは金属片のような異物、塵埃、有害な煙霧及び望ましくない化学物質による食品の汚染を防ぐためのシステムが設置されていること。(以下略)

「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第3条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」
(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
(抜粋)

第1 農林水産物の採取における衛生管理

食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。

- (4) 採取、保管及び輸送にあつては、そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止を図ること。温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。
- (5) 温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。

第2 食品取扱施設等における衛生管理

6 食品等の取扱い

- (11) 食品等の製造又は加工に当たっては、以下の事項の実施に努めること。
 - ① 原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。

「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」
(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知)(抜粋)

別紙Ⅱ 施設の利用体制の整備に当たっての留意事項

3 品質管理対策の強化

(1) 食品の安全性の確保や表示の適正化のための対応

農薬使用基準に即した農薬の適正散布、麦類のかび毒汚染を防止するための赤かび病防除の徹底等について、極力、受益地区内で栽培方法や使用資材の統一を図り、食品の安全性を確保するための生産活動に組織的に取り組む。

また、受益農業者によるこれら生産活動や使用した生産資材等の記帳を推進する。

さらに、可能な限り、残留農薬等の自主検査を行い、施設に搬入される米麦の安全性についての検証・確認を行う。

加えて、使用した生産資材等に関する記録や残留農薬等の検査結果については、生産履歴情報として施設ごとに収集・保管し、データベース化することにより、実需者の要請に応じて常に提供できるトレーサビリティの確保に向けた態勢を整備する。

このほか、米の産地銘柄の表示の適正化に万全を期する観点から、収穫時期や原料の搬入時期が重なる品種については、極力、品種ごとに荷受日や荷受口を指定する等、施設の荷受段階における異品種の混入防止策を講ずるとともに、原料の乾燥・調製過程においては、貯留ビンや搬送設備等に残留した原料の除去・清掃を徹底し、施設内での異品種の混入リスクを最小限に抑える。

別紙Ⅲ 米麦の乾燥調製に当たっての留意事項

2 施設の安全かつ効率的な稼働

(1) 原料の荷受け

イ 倒伏等により穂発芽粒の発生がみられるもの、未熟粒の混入が著しく多いもの、発熱・発酵の兆候が見られるもの等は品質事故の原因となるので、荷受けをしないか、又は別扱いの処理を行う。

4 品質事故の防止

(3) 乾燥能力を超える荷受けの抑制又は停止

施設の乾燥能力以上に、大量又は高水分な原料を荷受けた場合には、既に荷受けした原料の処理を優先し、当該原料の一次乾燥が終了するまではその後の原料の荷受けを抑制又は停止する。また、未熟粒や被害粒の混入割合が高い原料については、荷受けしないか、又は別途処理を行う旨の方針をあらかじめ利用者に周知徹底する。

5 異品種等の混入防止

(1) ほ場段階では、種子の更新率を高め、品種ごとに施設の荷受日を指定して、計画的に収穫・搬入を進める。

(2) 荷受時には、荷受伝票による品種の確認を確実にし、指定された荷受ビン等に投入する。また、荷受口周辺にこぼれ落ちた原料は、その都度清掃を行う。

(3) 乾燥・調製作業の際には、品種の切り替え時に空運転を十分に行うとともに、乾燥機や搬送設備等に前の原料が残留しないよう清掃を徹底する。

(4) 貯留ビンやサイロへの投入間違いやもみすり・出荷段階での取り違いを防止するため、あらかじめ、作業手順等をオペレーターに熟知させるとともに、常に作業記録を残し、万一の場合には、遡及調査や原因究明が行えるようにする。

野菜の衛生管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「野菜の衛生管理について」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/index.html)

I-9-c

<p>収穫後の農産物の管理</p>	<p>農産物の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）</p>	<p>米、麦</p>
-------------------	-------------------------------	------------

販売の用に供する食品は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第5条に基づき、清潔で衛生的な取扱いが義務づけられています。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」及び「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」では具体的な取扱いの内容を定めています。

- ①乾燥調製施設では高水分粉の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施
- ②乾燥調製貯蔵施設では毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施
- ③施設の清掃及び適切な補修による、清潔かつ適切な維持管理の実施
- ④農産物の取扱者の衛生管理 等

「米のカビ汚染防止のためのガイドライン」では、自ら乾燥調整、貯蔵、出荷を行なっている生産者向けに、乾燥調整や貯蔵段階で米にカビを生育させないための具体的な取組を定めています。

【取組事項に関する法令・指針等】

「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）（抜粋）

第5条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行われなければならない。

「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

第1 農林水産物の採取における衛生管理

食用に供する農林水産物の採取にあたっては、次の管理を行うこと。

- （5）温度、湿度管理その他必要な措置を通じて、食品の腐敗、変敗等を防止すること。
- （6）施設は清掃及び適切な補修により清潔かつ適切に維持管理されている。
- （7）食用に供する農林水産物の取扱者の衛生管理が行われていること。

「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）（抜粋）

別紙Ⅱ 施設の利用体制の整備に当たっての留意事項

3 品質管理対策の強化

- （1）食品の安全性の確保や表示の適正化のための対応

農薬使用基準に即した農薬の適正散布、麦類のかび毒汚染を防止するための赤か

び病防除の徹底等について、極力、受益地区内で栽培方法や使用資材の統一を図り、食品の安全性を確保するための生産活動に組織的に取り組む。

また、受益農業者によるこれら生産活動や使用した生産資材等の記帳を推進する。

さらに、可能な限り、残留農薬等の自主検査を行い、施設に搬入される米麦の安全性についての検証・確認を行う。

加えて、使用した生産資材等に関する記録や残留農薬等の検査結果については、生産履歴情報として施設ごとに収集・保管し、データベース化することにより、実需者の要請に応じて常に提供できるトレーサビリティの確保に向けた態勢を整備する。

このほか、米の産地銘柄の表示の適正化に万全を期する観点から、収穫時期や原料の搬入時期が重なる品種については、極力、品種ごとに荷受日や荷受口を指定する等、施設の荷受段階における異品種の混入防止策を講ずるとともに、原料の乾燥・調製過程においては、貯留ビンや搬送設備等に残留した原料の除去・清掃を徹底し、施設内での異品種の混入リスクを最小限に抑える。

別紙Ⅲ 米麦の乾燥調製に当たっての留意事項

4 品質事故の防止

(5) 貯蔵中の監視

ア 仕上げ乾燥終了後は、穀温が20℃以下又は外気温プラス5℃以下の状態で貯蔵を開始する。

イ サイロ投入後は、毎日定時に穀温を監視・記録するとともに、施設管理者が確認をする。

穀温上昇の兆候がある場合には、直ちにローテーションを実施する。

ウ 施設内に残留した前年の穀粒が品質事故の原因となることもあることから、施設稼働前に、サイロ内、昇降機等に穀粒が残留しないよう清掃を十分行う。

エ 冬季は、穀温とサイロ外の温度差が原因となって発生するサイロ内の結露を防止するため、定期的にローテーションを行い、外気温度との温度差が10℃以内となるよう穀温を調整する。

6 施設の整備・点検

(1) 施設を稼働させる前に、毎年、各設備の整備・点検を実施し、故障がある場合には必ず修理しておく。また、稼働終了後も必ず各設備の清掃及び整備・点検を行う

(2) 計器類については、毎年、稼働する前に精度を確認し、調整しておく。

(3) これら適切な保守管理により、施設及び設備の耐用年数の延長に努める。

「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」の策定について」

(平成24年2月29日付け23消安第5970号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)(抜粋)

Ⅱ 米のカビ汚染防止の管理

カビは環境中にごく普通にいますので、既にご自身の乾燥調製や貯蔵のための建物内や設備の内部などにもカビはいると考えましょう。

建物内や設備の内部のカビをとり除くだけでなく、新しいカビを持ち込んだり、カビを生育させたりしない環境作りに取り組みましょう。

1. 建物及び設備

○乾燥調製や貯蔵するための建物や設備は、使用する前や使用した後だけでなく、定期的に清掃しましょう。

○建物内は、ほうきやそうじ機などを用いて、カビの栄養源となる米くずやほこり

などを取り除きましょう。

- 乾燥機や籾すり機などの設備は、取扱説明書に従い、開けられるところはフタやカバーを開けたり、取り外したりして、設備内にたまった米くずなどを、清潔なブラシやそうじ機などを用いて取り除きましょう。
- 建物内に熱や湿気がこもらないように、定期的に扉や窓を開けたり、換気扇をまわして、通風、換気し、建物内や設備の内部を十分に乾燥しましょう。
- 米の荷受け口などの開口部は、使用するとき以外はフタをしたり、閉めたりして、できるだけ土やほこりが設備の内部に入らないようにしましょう。
- 収穫、乾燥調製や貯蔵に使うフレコン袋などの包装資材の水ぬれを防ぎましょう。
- 建物への野生動物や害虫の侵入を防ぎましょう。
- 建物の周りを整備、清掃しましょう。

2. 米の収穫から出荷までの各工程における対策

(1) 収穫

- 収穫適期となった田から、乾燥機の能力に見合った量を計画的に収穫し、すみやかに乾燥しましょう。
未乾燥の籾米を、コンバインのタンク内、田や乾燥調製を行う建物内などに長時間も放置しないようにしましょう。
- 収穫に使うコンバインなどの農機は、事前に、正常に動くことを確認し、必要であれば修理しましょう。あわせて、コンバインのタンク内などを清掃しましょう。
- 収穫に使うコンテナ、コンバイン袋などの籾米が直接触れる包装資材や用具は、汚れていないものを使いましょう。
- 籾米の運搬は、荷台が、土、ほこり、作物くずなどで汚れていない車両を使いましょう。また、籾米以外のものと一緒に輸送する時には、必要に応じて、籾米がその荷物に触れないようにしましょう。
- 雨が降った直後などの穂がぬれている時は、収穫しないようにしましょう。
- 倒伏した稲や、病害虫などの被害が多い水田の稲の籾米は、他の水田の籾米と分けて収穫し、乾燥調製しましょう。
- 収穫作業中は、籾米に土が付かないように注意し、地面に倒れた稲わらやくずなどは、できるだけ取り除きましょう。
- 籾米を乾燥調製するための建物や設備へ搬入する時は、床に籾米を落とさないように注意しましょう。

(2) 乾燥調製

ア乾燥調製を始める前

- 乾燥を始める前に、収穫した籾米の水分をはかりましょう。
- 乾燥調製に使う全ての設備や器具は、事前に、正常に動くことを確認し、必要であれば修理しましょう。また、予備の部品を用意しましょう。
- 事前の確認の際には、乾燥機などの設備は、取扱説明書に従い、開けられるところはフタやカバーを開けたり、取り外したりして、設備の内部が汚れていないかどうかを点検しましょう。
- 乾燥調製が終了した米を貯蔵するフレコン袋や紙袋などの包装資材は、できるだけ新しいものを使いましょう。
包装資材をくり返し使用する場合は、清潔で、ぬれていないものを使いましょう。汚れていたり、カビが生えているものは使わないようにしましょう。

イ乾燥調製

- 収穫直後の籾米は水分を多く含み、カビが生育しやすいので、収穫後すみやかに、適切な条件で乾燥しましょう。
- 加熱乾燥では、温風の温度が乾燥機の取扱説明書に記載されている温度であることを確認して乾燥しましょう。

粳米の水分は14.5%以下に、玄米の水分は15.0%以下になるまで乾燥しましょう。

- ビニールシートやむしろなどに粳米を広げて自然乾燥する場合は、次のことに注意しましょう。

天日の下で、粳米を薄く広げ、切り返しをして粳米が蒸れないようにしましょう。粳米は厚く積んだり、室内や日陰に長い時間放置しないようにしましょう。

- 乾燥が終了した粳米は、すぐに、外気温と同じ程度にまで冷ましましょう。
- 乾燥調製が終了した米は、正確に水分をはかることができる水分計を用いて、粳米の水分は14.5%以下に、玄米の水分は15.0%以下になっていることを確かめてから、貯蔵を始めましょう。
- 貯蔵を始める前に、米の選別機などを用いて、できるだけ未熟粒や被害粒などを取り除きましょう。
- 乾燥調製中に、床に米が落ちないように注意しましょう。

(3) 貯蔵

ア 常温貯蔵

玄米の水分を15.0%以下（粳米の場合は14.5%以下）に保つことができる建物では、常温で米を貯蔵することができますが、米を貯蔵している場合は、次の点に心がけましょう。

- 日頃から貯蔵倉庫内を見回り、倉庫内に熱や湿気がこもらないように、扉や窓を開けたり、換気扇をまわして、通風、換気しましょう。
- 米の入った紙袋やフレコン袋は、通気を保つため、床の上にじかに置かず、パレットやスノコなどの上に置きましょう。
- 定期的に貯蔵倉庫内を清掃し、カビの栄養源となる床に落ちた米やほこりなどを取り除きましょう。
- 定期的に貯蔵倉庫内の温度と湿度、米の穀温と水分を測定・記録し、異常がないか注意しましょう。
- 外気温や湿度が高い早期栽培米の収穫時期や春先以降は、できるだけ米を低温で貯蔵しましょう。
- 米をタンクやサイロで貯蔵している場合は、定期的に、米の表面やタンクなどの内壁が露でぬれていないかを点検しましょう。さらに、米を目で見たり、臭いをかいだりして、カビの有無を確かめましょう。
- 米を紙袋やフレコン袋で貯蔵している場合は、定期的に袋の水ぬれ、汚れ、破れなどがないかを点検しましょう。さらに、米を目で見たり、臭いをかいだりして、カビの有無を確かめましょう。
- 万が一、米にカビが生育していた場合には、その米を確実に他の米と分け、カビの汚染を広げないようにしましょう。

イ 低温貯蔵

低温貯蔵倉庫で穀温15℃以下で貯蔵することにより、米の鮮度の低下（古米化）を抑えるだけでなく、カビや害虫の生育を抑えることができます。低温で貯蔵する際にも、次の点を心がけましょう。

- 低温貯蔵倉庫で米を貯蔵する場合でも、空調機などの自動管理に頼らずに、自ら、温度や湿度など、倉庫内の状況を確認しましょう。
- 常温貯蔵の時の取組を参考に、倉庫内の見回りや、清掃などを励行しましょう。

(4) 出荷

- 精米して出荷する時は、事前に、精米機の内部が汚れていないかを点検しましょう。
- 玄米や精米を出荷する時は、その直前に、米を目で見たり、臭いをかいだりして、カビの生育や害虫の増殖など、米に異常がないかを確かめましょう。
- 万が一、米にカビが生育していた場合には、近くの保健所などに相談し、その指示に従って処理しましょう。

農産物の安全管理に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「食品安全：農産物」
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/index.html>)

II 環境保全を主な目的とする取組

II-1-a

農薬による環境 負荷の低減対策	農薬の使用残が発生しないように必要な量 だけを秤量して散布液を調製	全作物
--------------------	--------------------------------------	-----

農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製することが必要です。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」
(平成15年農林水産省・環境省令第5号) (抜粋)

(表示事項の遵守)

第2条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

二 付録（※）の算式によって算出される量を超えて当該農薬を使用しないこと。

(以下略)

※付録（第2条関係）

$$Q = Q_0 \frac{A}{A_0}$$

Q は、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される量

Q₀ は、規則第7条第2項第1号に規定する単位面積当たりの使用量の最高限度

A は、農薬を使用しようとする農地等の面積

A₀ は、規則第7条第2項第1号に規定する単位面積

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)

II-1-b

農薬による環境 負荷の低減対策	水田から農薬流出を防止する対策の実施	水稲
--------------------	--------------------	----

水田において農薬を使用するときは、水田からの農薬流出を防ぐため、以下の点に留意しましょう。これは、農薬の効果を最大限に発揮するためにも重要です。

- ① 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等の遵守。なお、止水期間は1週間程度とすることが望ましい。
- ② 畦畔等の整備による漏水防止
- ③ 降水量が多くなる恐れがある場合には農薬の使用を中止

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」
(平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号) (抜粋)

(農薬使用者の責務)

第1条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。

六 公共水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(水田における農薬の使用)

第7条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」(平成19年3月28日付け18 消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知) (抜粋)

I. 農薬の適正使用について

- (2) 水田において農薬を使用するときは、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を1週間程度とすること。また、止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じるよう努めること。

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」

(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)

II-1-c

農薬による環境負荷の低減対策	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	全作物
----------------	----------------------	-----

農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作ることによって、農薬の使用機会そのものを必要最低限にする努力が重要です。

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

(取組例)

- ・病害虫等の発生源となる植物の除去
- ・病害虫に抵抗性がある品種の導入
- ・輪作体系の導入
- ・ほ場及びほ場周辺の清掃 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

(参考) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(平成17年4月版)(抜粋)

(3) 効果的・効率的で適正な防除

【具体的な取組例】

- ◎ 発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等による病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりを行う。

考え方 農薬による病害虫・雑草の防除を行う前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作ることによって、農薬の使用機会そのものを必要最低限にする努力が重要です。発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、栽植様式を選択、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等のさまざまな方法があり、作物ごとに少なくとも一つ以上の取組を行うことが必要です。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

- ・農林水産省ホームページ「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html)

II-1-d, e

農薬による環境 負荷の低減対策	発生予察情報の利用などにより病虫害の発生状 況を把握した上での防除の実施	全作物
	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	

防除は、病虫害・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。このためには、病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境を整えた上で、さらに、病虫害等の発生状況を把握して防除の必要性を判断するか、発生状況を把握してからでは被害のまん延が防ぎきれない病害等の場合は、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせる等効果的・効率的な防除を行うようにすることが重要です。

病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

(取組例)

次の取組のうち一つ以上を実行する。

- A 発生予察情報の入手や病虫害発生状況の観察による病虫害の発生状況を把握した上で防除を行う。
- B 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。また、農薬以外の防除手段としては以下の取組例がある。
 - a 生物農薬、性フェロモン剤等の使用
 - b 対抗植物の導入
 - c 除草用機械・動物の利用
 - d ベたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培、袋かけなどの被覆技術の導入
 - e マルチ栽培技術の導入
 - f 黄色蛍光灯等その他の物理的、耕種的、生物的防除手法の導入 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

(平成17年3月31日付け16 生産第8377号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

3 効果的・効率的で適正な防除

病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせ、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

(参考) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(平成17年4月版)(抜粋)

(3) 効果的・効率的で適正な防除

【具体的な取組例】

◎ 次の取組のうち一つ以上を実行する。

- ① 発生予察情報の入手や病虫害発生状況の観察による病虫害の発生状況を把握した上で防除を行う。
- ② 必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。

考え方 防除は、病虫害・雑草による被害が生じると判断される場合に行うことが基本です。このためには、病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境を整えた上で、さら

に、病虫害等の発生状況を把握して防除の必要性を判断するか、発生状況を把握してからでは被害のまん延が防ぎきれない病害等の場合は、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせる等効果的・効率的な防除を行うようにすることが重要です。

【（参考）その他の望ましい取組例】

- 生物農薬、性フェロモン剤等の使用
- 対抗植物の導入
- 除草用機械・動物の利用
- べたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培、袋かけなどの被覆技術の導入
- マルチ栽培技術の導入
- 黄色蛍光灯等その他の物理的、耕種的、生物的防除手法の導入
- ドリフト（農薬の漂流飛散）低減機能を有する機種等の選定

考え方 農薬を作物体や土壌に散布する方法に代わる防除法が、近年、多数開発されています。病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境を作り、必要な防除かどうかを十分検討して防除に当たるといった基本的な取組を行った上で、それらと矛盾しないようにこうした防除方法を積極的に採用することが望ましいと考えられます。ただし、通常の防除に比べて、農薬費や資材費、農業機械費などに追加の経費が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合に導入するようにして下さい。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

- ・農林水産省ホームページ「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html)

II-1-f

農薬による環境 負荷の低減対策	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	全作物
--------------------	-----------------------	-----

農薬は適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。住宅地に近接する農地において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないようにしなければなりません。そのため、以下の点に留意しましょう。

(取組例)

- ・ 農薬の使用量、使用回数を削減
- ・ 飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルの使用
- ・ 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布
- ・ 風向きを考慮したノズルの向きの決定
- ・ 農薬を散布する場合の近隣住民等への事前の周知

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」
(平成15年農林水産省・環境省令第5号) (抜粋)

(農薬使用者の責務)

第1条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 四 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 六 公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。)の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

(住宅地等における農薬の使用)

第6条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

「住宅地等における農薬使用について」

(平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知) (抜粋)

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあつては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があつた場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」（平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課）や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課）も参考とすること。1 住宅地等における病虫害防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、次の事項を遵守すること。

農薬の飛散影響防止対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について」

(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/index.html)

・農林水産省リーフレット「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」

(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/pdf/hisan_stop.pdf)

II-1-g

農薬による環境 負荷の低減対策	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	全作物
--------------------	--	-----

土壌くん蒸剤を使用するときは、表示された使用上の注意事項に従うとともに、薬剤が揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなど必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」
（平成15年農林水産省・環境省令第5号）（抜粋）

（被覆を要する農薬の使用）

第8条 農薬使用者は、別表第2（※）に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

※ 別表第2（第8条関係）

- 一 クロルピクリンを含有する製剤
- 二 臭化メチルを含有する製剤

農薬に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農薬コーナー」
（<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>）

II-1-h,i

農薬による環境負荷の低減対策	河川、池、海域等の水質に配慮した農薬を使用 河川、池、海域等に農薬が流出しないような対策の実施	全作物
----------------	--	-----

農薬は適正に使用されない場合、河川、池、海域、湖沼、地下水などに悪影響を及ぼすおそれがあります。

農薬による水質の汚濁や魚介類への危被害未然に防止するために、以下の点に留意しましょう。

(取組例)

- ・ 水質汚濁性農薬を不使用
- ・ 魚毒性の低い農薬の使用
- ・ 散布に使用した器具および容器を洗浄した水の安全な処理
- ・ 止水を要する農薬を水田で使用する場合、その農薬の流出を防止

【取組事項に関する法令・指針等】

「病虫害防除基準・雑草防除基準」
(長崎県農林部) (抜粋)

6. 水産動植物に対する被害防止

- (1) 農薬の製品に書いてある水産動植物に対する使用上の注意事項を事前によく読んで正しく使用すること。
- (2) 水産動植物に影響を及ぼす又はそのおそれのある農薬を使用するときは、散布された薬液が、河川、湖沼、海域および養殖池に飛散または流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外でも注意して使用すること。また、使用残りの薬液が生じないように調製を行うとともに、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用後の空瓶、空袋などが河川、用水路、湖沼、養殖池および海域などに飛散または流入しないように注意すること。
- (3) 魚毒性は水温によっても異なり、夏季高温時には水温が上昇して致死濃度が低下し、魚にとって危険な時期となるから、この時期の使用には十分注意すること。
- (4) モリネート除草剤は養鯉池に流入するおそれのある地域では使用しないこと。
- (5) 水田において止水を要する農薬を使用するときは、農薬ラベルに記載されている止水に関する留意事項を遵守すること。

10. 水質汚濁の防止

- (1) 水質汚濁性農薬（農薬取締法）は使用しない。
CAT（シマジン）
- (2) 止水を要する農薬を水田で使用する場合、その農薬の流出を防止するための必要な措置を講じる（67成分：農薬取締法）。

農薬安全使用の手引きに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。長崎県ホームページ「病虫害防除基準・雑草防除基準」

<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2016/03/1459396471.pdf>

II-1-j

農薬による環境 負荷の低減対策	家畜・ミツバチなど有用動植物への危害防止 対策の実施	全作物
--------------------	-------------------------------	-----

農薬は適正に使用されない場合、家畜・ミツバチなどの有用動植物に危害を及ぼすおそれがありますので以下の点に留意しましょう。

(取組例)

- ・ 残効性の短い農薬の使用
- ・ ミツバチ等に影響の少ない農薬の使用
- ・ 養蜂業者等への農薬散布の事前連絡

【取組事項に関する法令・指針等】

「病虫害防除基準・雑草防除基準」
(長崎県農林部)(抜粋)

7 家畜に対する被害防止

- (1) 家畜舎や牧草など飼料畑の近くで農薬を散布する場合は、前もって畜産農家に連絡するとともに採草まで農薬が残らないよう残効性の短い農薬を使用したり、飛散防止などについて留意する。
- (2) 牧草など飼料作物の病虫害防除は基本的には耕種的、あるいは生理生態的防除により、薬剤防除はなるべくさし控えることが望ましいが、異常発生などやむを得ない場合には残留の少ない農薬を使用し、散布した農薬の毒性が消失してから採草する。
- (3) 万一事故が発生した場合は、獣医師または家畜保健衛生所の指導を受ける。

8 養蜂に対する被害防止

- (1) 農薬散布地区の近くに巣箱があるときは、事前に散布日、農薬名、散布方法を養蜂業者に早目に通知すること。
- (2) 巣箱付近の作物ではできるだけ一斉防除を実施し、農薬の飛散防止に努めるとともに、残留期間の短い農薬を使用したり、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯(午前8時～12時まで)の農薬散布を避けてできるだけ早朝又は夕刻に散布したりするなど、蜜蜂の行動制約の期間を短くする。
- (3) 防除が予定されているときは、事前に巣箱の位置の確認や、蜜蜂が農薬散布園に飛来しないようにするため農薬散布前に巣箱を2km以上離すなどの対策が行われるよう、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等が緊密に連携する。

農薬安全使用の手引きに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。長崎県ホームページ「病虫害防除基準・雑草防除基準」

<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2016/03/1459396471.pdf>

II-2-a

肥料による環境負荷の低減対策	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	全作物
----------------	--	-----

作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料成分量は投入しないことが必要です。

土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施に関し、「地力増進基本指針」及び「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

(取組例)

- ・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥
- ・県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥・施肥用機械・器具の点検・整備
- ・緩効性肥料や硝化抑制剤の利用等、施肥量軽減に資する技術や資材の活用 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「地力増進基本指針」（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

I 土づくりのための基本的な土壌管理の方法及び適正な土壌管理の推進

1 基本的な土壌管理の方法

(2) 適正施肥の必要性

肥料の過剰な施用は、過繁茂や生育障害による収量・品質の低下、環境への負荷、生産コストの増嵩を招く恐れがある。特に畑土壌においては、酸性化、塩類の集積等土壌の化学的性質の悪化を招くことがあるのみならず、肥料成分の地下水、閉鎖性水域への溶脱・流出や温室効果ガスの放出を招き、環境への負荷を与えることがあるので、土壌・作物診断等に基づき、たい肥や土壌からの可給態窒素等肥料成分の供給等を勘案し、適正な施肥に努めることが必要である。

III その他地力の増進に関する重要事項

第1 環境保全型農業の推進

1 家畜排せつ物等の有機物資源のたい肥化とその利用による土づくりの促進

土壌の主要な性質を総合的に改善するため、家畜排せつ物、農作物残さ、食品廃棄物、木質バイオマス等の有機物資源をたい肥化し、土づくりに有効活用するように努める。

2 土壌・作物診断等に基づく適正な施肥の実施

土壌・作物診断等の結果や土壌有機物に由来する可給態窒素の発現パターン、作物の生育状況等を勘案した適正な施肥を実施することにより、肥料成分の効率的な利用とその溶脱防止に努める。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

(参考) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き (平成17年4月版)
(抜粋)

(2) 適切で効果的・効率的な施肥

【具体的な取組例】

- ◎ 都道府県の施肥基準、JAの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行う。
- ◎ 地域向けの施肥量等が示されていない場合は、次の取組のうちいずれか一つを実行する。
 - ① 他の都道府県が示している基準、各種試験研究成果等を目安とした施肥を行う。
 - ② 土壌診断の実施とその結果を活用した施肥を行う。
 - ③ 残存肥料成分の流出を防止するためのクリーニングクロップの作付け等を行う。

考え方 作物は、施用された肥料成分のすべては利用できないため、肥料成分の一部は

環境中に溶脱、流亡または揮散します。このため、過剰となるような肥料成分量は投入しないことが必要です。各都道府県は、主要な作物について、標準的な施肥量や施肥方法、土壌条件や施用された有機物の違いなどを踏まえた施肥量等の調節方法などを「施肥基準」にまとめています。これらの情報は、農業者には、JA等が都道府県の協力を得て作成した栽培暦などの方法によって伝えられます。肥料成分の過剰な投入を防ぐためにはこうした情報に沿った適切な施肥を行うことが必要です。

当該地域向けの施肥量等の基準が示されていない場合は、他の都道府県の施肥基準や各種の試験研究成果等に示されている施肥量などを目安にし、自らの営農条件を考慮に入れて適切な施肥量に調節することが必要です。

以上の取組によれない場合は、土壌診断によって土壌の肥料成分含有量の変化を把握し、それを踏まえた施肥量の加減を行うことや、残存肥料成分の流出を防止するための次の作物やクリーニングクロップを導入して裸地期間を短縮する等、環境に配慮した取組に努めることが必要です。

【(参考) その他の望ましい取組例】

- 局所施肥(肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術(例えば水稲作における側条施肥))の実施
- 肥効調節型肥料(被覆肥料、化学合成緩効性肥料及び硝酸化成抑制剤入り肥料)の利用
考え方 作物の肥料吸収特性を踏まえた施肥方法を採用することによって、肥料成分の環境中への溶脱、流亡をさらに低い水準に抑えることができます。通常の施肥に比べて、肥料費や施用のための機械装備に追加の経費が必要となる場合が多いことから、営農の状況を考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

茶生産における適正施肥の推進について(平成9年5月29日付け9-6農産園芸局畑作振興課長通知) (抜粋)

1. 近年、土壌埋設型ECセンサーを利用した施肥管理システム等土壌診断に基づく適時適切な施肥、緩効性肥料や硝化抑制剤の利用等、施肥量軽減に資する技術や資材が開発されている。茶生産の現場においては、行政、普及組織、研究機関、農業協同組合等の関係機関・団体が連携の上、地域の立地条件に合わせた土づくりの推進を図るとともに、新たに開発された技術・資材を活用した施肥量軽減のための方策を組み立てて普及啓発し、適正施肥に向けた取組を強力に推進すること。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

- ・農林水産省ホームページ「減肥マニュアル（『土壌管理のあり方に関する意見交換会』報告書別紙2）」

(http://www.maff.go.jp/j/study/dozyo_kanri/index.html)

II -2-b

肥料による環境負荷の低減対策	堆肥を使用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用	全作物
----------------	---	-----

家畜排せつ物の利用の際には、家畜排せつ物を未処理のまま還元するよりも雑草の種子の殺滅効果が期待される点等で有利な堆肥化を推進しています。

家畜排せつ物の未処理での利用や未熟堆肥の利用は、堆肥中に存在する外来雑草種子の発芽・繁茂を招き、生態系の保全の観点からも問題があります。

「農業技術の基本指針」において、堆肥化に当たっては、発酵熱による雑草種子の殺滅に十分留意することとされています。

【取組事項に関する法令・指針等】

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」(平成19年3月30日農林水産省公表)
(抜粋)

第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

1 家畜排せつ物のたい肥化の推進

家畜排せつ物については、肥料三要素、微量元素、有機物等を多く含んでいることから、従来から、農産物や飼料作物を生産する際の貴重な資源として有効に利用されてきたところであるが、資源循環型畜産を推進する重要性を踏まえれば、今後とも、可能な限り肥料や土壌改良資材として耕地に還元していくことが望ましい。また、その際、家畜排せつ物を未処理のまま還元するよりも、たい肥化してから還元した方が、たい肥化の過程で水分や悪臭が除去され取扱性が改善されることに加え、発酵熱による雑草の種子や寄生虫卵等の殺滅効果が期待できるという点で有利である。このため、次に掲げる事項に留意し、家畜排せつ物のたい肥化を推進するものとする。

「平成23年農業技術の基本指針」(平成24年3月農林水産省公表)

I 農政の重要課題に即した技術的対応の基本方向

(V) 資源・環境対策の推進

3 バイオマス利活用等の推進

(3) 家畜排せつ物の堆肥化の推進

家畜排せつ物の有効利用を旨とする資源循環型畜産を推進するため、堆肥化に当たっては、その取扱性の改善や、発酵熱による雑草種子や寄生虫卵等の殺滅に十分留意する。

自給飼料の生産の基盤を有する畜産経営については、生産した堆肥を自給飼料の生産等に利用するよう努めることが重要である。また、家畜に給与する飼料の多くを購入飼料で賄っている畜産経営については、耕種部門の農業者との連携(耕畜連携)の強化を通じ、地域として堆肥の利用が促進されるようにすることが重要である。このため、都道府県においては、堆肥の利用の促進のための協議会の機能を強化するなど、耕畜連携を推進するための体制の整備に努める。また、地域における堆肥の供給者及び需要者が必要とする情報(家畜排せつ物の畜種別供給量、成分、施用する作物の種類、運搬・散布の有無等)を収集し、整理するとともに、そのネットワーク化の推進に努める。

畜産環境対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「畜産環境対策」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

II-2-c

肥料による環境 負荷の低減対策	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	水稲
--------------------	---------------------	----

水田から濁水の流出防止に関し、「地力増進基本指針」に取組例が示されています。

(取組例)

- ・浅水の状態での代かきの実施
- ・あぜぬり、あぜシートの利用 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「地力増進基本指針」（平成20年10月16日農林水産省公表）（抜粋）

III その他地力の増進に関する重要事項

第1 環境保全型農業の推進

6 水田からの濁水の流出防止

浅水代かき及びあぜぬりの実施、あぜシートの利用、排水の反復利用等により、特に田植時期における水田からの濁水の流出の防止に努める。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

（参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）
（抜粋）

【（参考）その他の望ましい取組例】

○水田からの濁水流出防止に資する浅水代かき、あぜぬり、あぜシートの利用等

考え方 水田から代かき後の濁水が流出すると、作土層が失われるほか、下流に閉鎖系の湖沼等がある場合は、土壌粒子が濁りの原因になるとともに、土壌粒子とともに流出した肥料成分が富栄養化の一因となります。地域ごとに地理条件などを考慮し、必要に応じて代かき後の強制排水の回避や、あぜぬり等を実施することが重要です。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen_type/index.html)

II-3-a

<p>土壌の管理</p>	<p>堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施</p>	<p>全作物</p>
--------------	---------------------------------	------------

土壌有機物は、土壌の物理的、化学的及び生物的性質を良好に保ち、また、可給態窒素等の養分を作物等に持続的に供給するために極めて重要な役割を果たしており、農業生産性の向上・安定化のみならず、農地土壌が有する環境保全機能の維持・向上にとっても不可欠です。

堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施に関し、「地力増進基本指針」及び「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に取組例を示しています。

(取組例)

- ・ 県農林業基準技術等に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培
- ・ 適地における不耕起栽培
- ・ 多毛作及び輪作
- ・ 適切な土壌改良資材の選択・施用 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「地力増進基本指針」（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

III その他地力の増進に関する重要事項

第1 環境保全型農業の推進

1 家畜排せつ物等の有機物資源のたい肥化とその利用による土づくりの促進

土壌の主要な性質を総合的に改善するため、家畜排せつ物、農作物残さ、食品廃棄物、木質バイオマス等の有機物資源をたい肥化し、土づくりに有効活用するように努める。

(1) たい肥等の標準的な施用量は、地力の維持・増進の観点に加え、有機物資源の循環利用の促進の観点を踏まえ、以下のとおりとする（※省略）。なお、当該施用量は、標準値として定められたものであることに留意し、地域の気象条件、土壌条件、栽培作物等を踏まえて、各都道府県等ごとのたい肥の標準的な施用量を設定するよう努めるものとする。また、樹園地については、たい肥の施用が困難な場合、草生栽培や敷きわらにより有機物の供給を図ることとする。

3 不耕起栽培の実施

不耕起栽培については、適地が限定されるものの、土壌への炭素の貯留や生物多様性の保全にも高い効果を有することから、適地においては、不耕起栽培の導入を進めることが望ましい。

4 多毛作及び輪作の推進

冬期間の作付け等多毛作の推進を図るとともに、畑については土壌中の有機物の分解が大きいことから、引き続き輪作体系において地力増進作物を導入することにより地力の維持・増進に努めるものとする。

5 土壌改良資材の施用

土壌改良の目的に応じて、適切な土壌改良資材を選択し、施用を推進するものとする。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)（抜粋）

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

(参考) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(平成17年4月版)(抜粋)

【具体的な取組例】

- ◎ たい肥の施用、家畜の飼料や敷料などに利用しない稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより土壌に有機物を供給する(原則として1年に1度)。

考え方 土づくりには、土壌への有機物の供給が重要です。原則として1年に一度以

上、家畜排せつ物等を堆積・発酵させたたい肥のほか、家畜の飼料、敷料などに利用しない稲わら・麦わら等の作物残さ、緑肥などを土壌に施用することが必要です(強い湿田など、土づくりの観点から見ても有機物施用の必要性が少ない土壌条件の場合はこの限りではありません)。永年草地や果樹園においては、牧草や下草等の植生を維持することによっても同様の効果が期待できます。

有機物には肥料成分が含まれます。肥料成分に関しては、前述の「2 適切で効果的・効率的な施肥」に示される考え方をもとに適切に調節することが重要です。

なお、土壌を用いない水耕栽培等は、点検に際して、土づくりの項目は該当がない旨記述します。

【(参考) その他の望ましい取組例】

- 土壌診断の実施

考え方 土壌への有機物の供給、深耕、排水性の改良等の必要性を知るためには、数年

に一度は有機物含有量等についての土壌診断を実施して、土壌の状態を知ることが重要です。土壌診断は、都道府県やJA等の指導・助言を得て行うことが望ましいと考えられます。

- 深耕、心土破碎耕の実施、暗きよ、排水溝の設置
- 土壌改良資材の施用

考え方 土壌への有機物の供給のほか、土壌の状態を知って適切な土壌改良を行うこと

が重要です。深耕、排水性の改良等は毎年必ず実施しなければならないものではないですが、個々のほ場の状況に応じて適宜実施して下さい。

- 合理的な輪作の実施

考え方 輪作は、土壌病害虫の防除のために実施されることが多いですが、深根性の作物

や養分吸収特性の異なる作物などを組み合わせることにより、土づくりにも効果があります。可能な場合には積極的に実施して下さい。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。
・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

II-3-b

土壌の管理	土壌の侵食を軽減する対策の実施（注） （注）土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。	全作物
--------------	---	------------

土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくこととなります。土壌の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等を行うことが重要です。

土壌の侵食を軽減する対策の実施に関し、「地力増進基本指針」及び「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

（取組例）

- ・ 適地における不耕起栽培
- ・ 被覆作物の栽培（草生栽培を含む）
- ・ 植生帯の設置
- ・ 等高線栽培
- ・ 土壌の透水性改善（たい肥の施用等）
- ・ 風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置

【取組事項に関する法令・指針等】

「地力増進基本指針」（平成20年10月16日付け農林水産省公表）（抜粋）

III その他地力の増進に関する重要事項

第3 土壌侵食対策

土壌侵食を軽減する営農上の方策としては、適地における不耕起栽培のほか、次に掲げるようなものがある。

1 水食対策

（1） 耕うん整地上の改善方策

- ア 等高線に沿った畝立てを行う。
- イ 侵食により生じた溝は速やかに修復する。
- ウ 土壌の透水性の改善を図る。

（2） 斜面分割

地表面の流水速度を下げるため、等高線に沿って帯状の水平面等を設ける。

（3） 植物等による地表面の被覆

多雨期には場が裸地状態で放置されないようにするため、栽培体系の改善、農作物残さ等による被覆又は樹園地における草生栽培による地表面の被覆を行う。

（4） グリーンベルトの設置

土壌のほ場外への流出を防止するため、グリーンベルトの設置を行う。

（5） り底盤の形成を防止するための心土破碎の実施

（6） り底盤の形成による表面侵食を防止するため、心土破碎を行う。

2 風食対策

（1） 耕うん整地上の改善方策

- ア 風に対して直角に畝立てを行い、畝の間隔を狭くする。
- イ 風食を生ずる時期の耕うんは極力避けるようにする。

（2） 植物等による地表面の被覆

1の（3）に同じ。

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

(参考) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(平成17年4月版)(抜粋)

○ 土壌侵食の抑制に資する被覆作物の栽培(草生栽培含む)、植生帯の設置、等高線栽培、土壌の透水性改善(たい肥の施用等)、風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置等

考え方 土壌は降雨や強風によって侵食を受けるため、放置すれば作物を健全に生育させるための作土層が失われていくこととなります。土壌の性質によって侵食を受けやすい場合があるので、必要に応じて作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等を行うことが重要です。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

II-4-a

<p>廃棄物の適正な 処理・利用</p>	<p>農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実 施（法令上の義務）</p>	<p>全作物</p>
--------------------------	---	------------

農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施は法令で義務づけられており、以下の対応が必要です。

- ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託

【取組事項に関する法令・指針等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物（注1）

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第15条の4の5第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。（注2）

（事業者及び地方公共団体の処理）

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

（事業者の処理）

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第3項から第5項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準（注3）」という。）に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保管基準（注4）」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等

及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。)又は再生をいう。以下同じ。)が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。)を含む。次項及び第五項並びに次条第3項から第5項までにおいて同じ。)は、その産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。))を含む。次項及び第5項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

(事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理)

第12条の2 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準(注5)」という。)に従わなければならない。

2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準(注6)」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3 事業者は、その特別管理産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。次項及び第五項において同じ。)の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

環境と調和のとれた農業生産活動規範について(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)(抜粋)

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

(参考)環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(平成17年4月版)(抜粋)

(4) 廃棄物の適正な処理・利用

【具体的な取組例】

◎ 稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。(病虫害のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く)

考え方 作物生産活動からは、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物がでるほ

か、わらや野菜くず等の作物残さ（未利用有機物）が生じます。これらは、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。ほ場に残すと病害虫がまん延するおそれがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携によるたい肥資材、飼料、敷料、その他の利用用途に仕向けることが必要です。

- ◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正な処分、保管等を行う。

（注 1， 2）産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の定義は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第 2 条及び第 2 条の 4 に記載されています。

（注 3）産業廃棄物処理基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第 6 条に記載されています。

（注 4）産業廃棄物保管基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第 8 条に記載されています。

（注 5）特別管理産業廃棄物処理基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第 6 条の 5 に記載されています。

（注 6）特別管理産業廃棄物保管基準については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第 8 条の 1 3 に記載されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）」は、「電子政府の総合窓口」の「法令検索」で「法令データ提供システム」から検索すると便利です。（例：「法令索引検索」で、「法令名の用語索引」に、「廃棄物の処理」と入力し、検索してください。）

- ・「電子政府の総合窓口」の「法令検索」
(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)

- ・環境省ホームページ「ごみの話」（旧厚生省情報）中「廃棄物の区分」
(http://www.env.go.jp/recycle/kosei_press/h000404a/c000404a/c000404a-2.html)

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

II-4-b

廃棄物の適正な処理・利用	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	全作物
--------------	--------------------------------	-----

農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は法令で禁止されています。

【取組事項に関する法令・指針等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（抜粋）

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和46年政令第300号）（抜粋）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日法律第91号）（抜粋）

（悪臭が生ずる物の焼却の禁止）

第15条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴つて悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

（http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html）

II-4-c

廃棄物の適正な 処理・利用	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	全作物
--------------------------	---------------------------	------------

作物残さ（未利用有機物）は、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。作物残さは土づくりか、たい肥資材等に仕向けることが必要です。

作物残さ等の有機物のリサイクルの実施に関し、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

（取組例）

- ・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元）
- ・たい肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途への仕向け 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

（参考）環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）（抜粋）

（4）廃棄物の適正な処理・利用

【具体的な取組例】

- ◎ 稲わら、麦わら、野菜くず等作物残さのたい肥、飼料、敷料等へのリサイクル又はほ場への還元を励行する。（病害虫のまん延防止のために処分が必要な場合などを除く）

考え方 作物生産活動からは、農業用プラスチックや農業機械などの廃棄物がでるほか、わらや野菜くず等の作物残さ（未利用有機物）が生じます。これらは、有機性資源として有効活用できるものですが、有効利用しない場合は廃棄物となり、社会に対する環境負荷のひとつとなりうるものです。ほ場に残すと病害虫がまん延するおそれがある場合や、農作業の著しい妨げとなる場合などを除き、作物残さは土づくりか、耕畜連携によるたい肥資材、飼料、敷料、その他の利用用途に仕向けることが必要です。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」

（http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyohozen_type/index.html）

II-5-a

エネルギーの節減対策	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	全作物
------------	---------------------------------	-----

作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。

施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減に関し「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き」に取組例を示しています。

(取組例)

- ・ 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修
- ・ 適切な温度管理の実施
- ・ 不必要な照明の消灯
- ・ エネルギー効率の良い機種を選択
- ・ バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費がないよう努める。

(参考) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き(平成17年4月版)(抜粋)

(5) エネルギーの節減

【具体的な取組例】

◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。

- ① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。
- ② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。
- ③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。
- ④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。

考え方 作物生産活動といえども、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスである二酸化炭素が発生することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。

【(参考) その他の望ましい取組例】

- 施設、機械等の更新時におけるエネルギー効率のよい機種を選択
- バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用

考え方 施設・機械等の更新時は、そのエネルギー効率を比較・検討することが可能な場合もあり、営農上必要な規模、能力の施設・機械等の装備に努めるとともに、こうした観点から施設・機械等を選択することが重要です。

また、バイオマス、太陽熱等新エネルギーについては、施設費、農業機械費などに追加の経費が必要となる場合が多いことから、コストなどを考慮し、可能な場合には積極的に導入して下さい。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

II -6-a

<p>特定外来生物の 適正利用</p>	<p>セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施 (法令上の義務)</p>	<p>野菜、果樹</p>
-------------------------	---	--------------

特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチの飼養にあたっては環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施が法令上義務づけられています。

具体的には以下の取組を行うことが必要です。

- ①ハチの飼養に関する環境省の許可取得（1回の許可の有効期間は3年間）
- ②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆
- ③栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆
- ④使用後のハチの確実な殺処分の実施
- ⑤栽培施設への許可証の掲出

【取組事項に関する法令・指針等】

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
(平成16年6月2日法律第78号) (抜粋)

(飼養等の許可)

- 第5条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。
- 3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
- 一 飼養等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
 - 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 主務大臣は、第1項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」
(平成17年環境省告示第42号) (抜粋)

(用語の定義)

- 第1条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）及び特定外来生物による

生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（次条において「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。
 - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
 - ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等）

第2条 規則第5条第2項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第7条第1号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第2号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第8条第2号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第4号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

二十 ポンプス・テルストリス（セイヨウオオマルハナバチ）

- イ 特定飼養等施設の基準の細目おり型施設等（前条第1号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、移動用施設（前条第3号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第4号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。
- ロ 飼養等の許可の有効期間3年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から30日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであって、飼養等の許可を受けた日から1年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該1年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

（1）特定外来生物の種類

（2）1年間に飼養等をした個体に係る巣の総数量、増減した数量及び現存量

（3）数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法

個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから30日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
- (2) 飼養等をしないこととした場合は、個体又は個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。

環境保全型農業に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「環境保全型農業関連情報」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html)

II-7-a

<p>生物多様性に配慮した鳥獣被害対策</p>	<p>鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施</p>	<p>全作物</p>
-------------------------	--	------------

鳥獣による農業等への被害が深刻な状況にあることから、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、国が定める基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、地域ぐるみで被害防止対策を行う取組を推進しています。同法においては、国及び地方公共団体は生物の多様性の確保等に留意することとされており、国・市町村が定めた指針・計画に即した対策を実施することは生物の多様性の確保の点からも重要です。

基本指針においては 生産段階の取組として、具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

(取組例)

- ・ 食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣等を引き寄せない取組の実施
- ・ 侵入防止柵の設置
- ・ 追い払い活動や追い上げ活動の実施

なお、鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守し、安全で効果的な箱わな等による鳥獣の捕獲を推進しています。

【取組事項に関する法令・指針等】

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」
(平成19年法律第134号) (抜粋)

(国、地方公共団体等の連携及び協力)

第12条 国及び地方公共団体は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、農林水産業及び農山漁村の振興に関する業務を担当する部局、鳥獣の保護及び管理に関する業務を担当する部局その他鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止に関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない。

2 地方公共団体は、被害防止施策を効果的に実施するため、被害防止計画の作成及び実施等に当たっては、当該地方公共団体における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、地方公共団体相互の広域的な連携協力を確保しなければならない。

3 地方公共団体は、被害防止施策を実施するに当たっては、地域における一体的な取組が行われるよう、当該地域の農林水産業団体との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

4 農林漁業団体その他の関係団体は、自主的に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に努めるとともに、被害の防止計画に基づく被害防止施策の実施その他の国及び地方公共団体が講ずる被害防止施策に協力するよう努めなければならない。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」

(平成20年2月21日農林水産省告示第254号) (抜粋)

一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

4 鳥獣の捕獲等

国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築、捕獲等の担い手の育成・確保など、被害防止計画に即し、鳥獣の捕獲等を適確に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。特に、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」等を踏まえて捕獲対策を強化することが必要である。

(1) 鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築

農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等については、猟友会への委託等を中心として実施されてきたが、近年、狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲等の担い手の減少や高齢化が進んでいる中において、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めることにより、新たな捕獲体制を早急に確立することが必要となっている。このため、国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊員の育成・確保に資するよう、従来から鳥獣の捕獲等において重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲等の担い手として育成する取組を推進する。

なお、捕獲等に際しては、鳥獣保護管理法、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の関係法令を遵守すべきことについて周知を図る。また、鳥獣保護管理法第3条第1項の規定に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成26年環境省告示第133号）において、銃器の使用以外の方法により捕獲等を行う場合、捕獲従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されるときは、狩猟免許を受けていない者であっても当該捕獲等の補助を行うことが認められており、また、農林業者が自らの事業地内で困いわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合においては、当該農林業者が狩猟免許を受けていない場合であっても鳥獣の捕獲等を行うことができることとされているところである。

これらのことを踏まえ、地域の実情に応じて、銃器の使用以外の方法を有効に活用するものとする。

また、ICT（情報通信技術）等を活用したわなの利用や、シャープシューティング等の大量捕獲技術の導入を行うなど、捕獲技術の高度化を図るものとする。

5 侵入防止柵の設置等による被害防止

(1) 効果的な侵入防止柵の設置

各地域においては、侵入防止柵の設置等により農地や森林への鳥獣の侵入を防止する取組が多く実施されているものの、個人を単位とした点的な対応にとどまり、地域全体として十分な侵入防止効果が得られていない事例や、侵入防止柵の設置後の管理が不十分であるために、その効果が十分発揮されていない事例等が見られるところである。

このため、国及び地方公共団体は、市町村等地域全体による組織的な対応のほか、複数の都道府県及び市町村が連携した広域的な侵入防止柵の設置を推進するとともに、地域の農林業者等に対して、侵入防止柵の適切な設置方法や維持管理手法の普及等を推進する。

また、電気柵を設置する場合には、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の関係法令の規定による安全基準に適合する電気設備とすること等により、安全の確保を図る。

(2) 追払い活動等の推進

鳥獣の被害防止対策を進めるに当たっては、4による捕獲、(1)による侵入防止柵の設置等に加え、特にニホンザルやカワウ等については、追払い活動や追上げ活動を行うことが有効である。

このため、国及び地方公共団体は、追払い犬の育成や、電波発信機を活用した追払い活動等を推進する。特に、追払い犬については、家庭動物等の飼養及び保管に関す

る基準（平成14年環境省告示第37号）において、適正なしつけ及び訓練がなされていること等を条件として、鳥獣による被害を防ぐ目的での犬の放飼いが認められていることも踏まえつつ、その活用を推進する。

なお、追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力を努める。

また、花火（動物駆逐用煙火を含む。）を追払い活動に用いる場合には、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）その他の関係法令の規定に基づき、使用する製品の取扱説明書に従って、例えば直接手に持たず杭等に固定して使用すること、消火用水を備える等消火のための準備をすること、風向を考慮して安全な方向に向けて使用すること等により、安全の確保を図る。

（3）鳥獣を引き寄せない取組の推進

被害防止対策を効果的に実施するためには、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要である。このため、市町村等は、食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去及び鳥獣の餌場や隠れ場所となる耕作放棄地の解消に加え、農地に隣接したやぶの刈払いや牛等の放牧による緩衝帯の整備等を推進する。

鳥獣被害対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「鳥獣被害対策コーナー」

（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>）

Ⅲ 労働安全を主な目的とする取組

Ⅲ-1-a

危険作業等の把握	農業生産活動における危険な作業等の把握	全作物
----------	---------------------	-----

「農作業安全のための指針について」では、農業生産活動における危険作業等の把握を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

(取組例)

- ・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握
- ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13 生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

2 農作業を行う際の配慮事項

(1) 日常的な配慮

ウ 農作業の点検・改善

(ア) 日頃から作業手順、作業環境や危険箇所についてチェックを行い、作業方法の見直しや作業現場の改善、危険箇所の表示等安全で効率的な農作業を行うための対応を行っておくこと。

(イ) 危険性の高い作業を行う場合には、作業者の負担の軽減や早期に危険な状況を知らせる補助者を配置する等、一人での作業はできる限り行わないようにすること。やむを得ず一人での作業を行う場合には、作業内容や作業場所を家族等に明確に伝えておく等、事故が発生した場合の早期発見のために必要な措置を行っておくこと。

(ウ) 作業の受委託を行う場合には、委託者は受託者に対して危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努めること。

(5) 農作業事故への備え

ア 作業開始前に当該作業に関わる危険性を予測して、対応策を考えるような習慣を身につけること。

イ 万一の事故に備え、緊急時の連絡体制を確認するとともに、応急処置の知識を身につける等、普段から事故を最小限に止めるための対応を行っておくこと。

農作業安全対策に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農作業安全対策」

(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

- ・「生研センター」(注)のホームページ「農作業安全情報センター」

(<http://brain.naro.affrc.go.jp/anzenweb/index.html>)

(注) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究推進機構生物系特定産業支援センターの略称

Ⅲ-2-a

農作業従事者の制限	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限（法律上の義務を含む）	全作物
-----------	--	-----

「農作業安全のための指針について」では、適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限など就業の条件に関する事項を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

- ・ 酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限
- ・ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮
- ・ 未熟な農業者に対する熟練者による指導
- ・ 準備体操や整理体操の実施
- ・ 1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得
- ・ 定期的な健康診断の受診 等

また、荒茶加工におけるボイラーの使用にあたっては、「労働安全衛生法」等に基づき、ボイラーの区分に応じた免許取得者等が取り扱うことが必要です。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

1 就業の条件

（2）農作業に従事する者の制限

次のアからキまでに掲げる者は、機械作業、高所作業等危険を伴う作業に従事しない又はさせないこと。また、それ以外の作業にあっても、必要に応じて作業の内容を制限すること。

ア 飲酒し、酒気を帯びている者

イ 薬剤を服用し、作業に支障がある者

ウ 病気、負傷、過労等により、正常な作業が困難な者

エ 妊娠中及び産後一年を経過していない女性（特に、当該作業により、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼすと考えられる者。）（以下「妊産婦」という。）

オ 年少者

カ 作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く。）

キ 機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者

2 農作業を行う際の配慮事項

（1）日常的な配慮

ア 計画的な作業の実施

（ア）一日の作業に入る前には準備運動を、作業後には整理運動を行い、体調を整えること。また、その日の気候条件や作業者の体調を勘案して、無理のない作業を行うこと。複数で作業を行う場合には、事前にその日の作業について打合せを行うこと。

(イ) 気象条件やほ場条件等により、作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性があることから、余裕をもって無理のない作業計画を立てること。

(ウ) 一日の作業時間が8時間を超えないよう努めるとともに、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るよう努めること。

イ 健康管理

農作業に従事する者は、適当な休養をとり、定期的に健康診断を受ける等、日頃から健康管理に努めること。疾病がある場合には、医師等健康管理の専門家に相談し、健康状態によっては作業を休むか、作業の手順や分担を見直す等、事故発生につながらないように配慮すること。

エ 女性、年少者及び高齢者への配慮

(ア) 妊産婦及び年少者に重量物の取扱い、高所作業、著しい振動環境下にある作業等危険性の高い作業、及び薬剤の扱いを行わせないこと。また、妊産婦及び年少者に深夜作業を行わせないこと。

(ウ) 高齢者については、加齢により心身機能が変化することを踏まえ、日頃の健康管理を含めた総合的な安全講習の実施を通じ、特に高齢者自身及びその周囲の者の安全意識の向上に努め、作業分担、作業方法等について配慮すること。また、必要に応じて、高齢者の行っている作業について、農作業委託等への誘導を検討すること。作業現場は、できる限り誰にでも安全で快適に利用しやすいようにバリアフリー化に努めるとともに、作業機械の選定に当たっては、高齢者等の利用に配慮すること。

「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)(抜粋)

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第一項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

「労働安全衛生法施行令」(昭和47年政令第308号)(抜粋)

(定義)

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。

イ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下「伝熱面積」という。)が〇・五平方メートル以下のもの又は胴の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その長さが四百ミリメートル以下のもの

ロ ゲージ圧力〇・三メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が〇・〇〇〇三立方メートル以下のもの

ハ 伝熱面積が二平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十

五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ニ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が四平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が五平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が二百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇二立方メートル以下のものに限る。）

ヘ 内容積が〇・〇〇四立方メートル以下の貫流ボイラー（管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。）で、その使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇二以下のもの

四 小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。

イ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が一平方メートル以下のもの又は胴の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その長さが六百ミリメートル以下のもの

ロ 伝熱面積が三・五平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が二十五ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力〇・〇五メガパスカル以下で、かつ、内径が二十五ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの

ハ ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が八平方メートル以下のもの

ニ ゲージ圧力〇・二メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が二平方メートル以下のもの

ホ ゲージ圧力一メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー（管寄せの内径が百五十ミリメートルを超える多管式のものを除く。）で、伝熱面積が十平方メートル以下のもの（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が三百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・〇七立方メートル以下のものに限る。）

（就業制限に係る業務）

第20条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

三 ボイラー（小型ボイラーを除く。）の取扱いの業務

四 前号のボイラー又は第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）の溶接（自動溶接機による溶接、管（ボイラーにあつては、主蒸気管及び給水管を除く。）の周継手の溶接及び圧縮応力以外の応力を生じない部分の溶接を除く。）の業務

五 ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）

(昭和47年労働省令33号) (抜粋)

第2章 ボイラー

(就業制限)

第23条 事業者は、令第二十条第三号 の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「ボイラー技士」という。）でなければ、当該業務につかせてはならない。ただし、安衛則第四十二条 に規定する場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、前項本文の規定にかかわらず、令第二十条第五号 イからニまでに掲げるボイラーの取扱いの業務については、ボイラー取扱技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。

(就業制限)

第35条 事業者は、令第二十条第五号 の業務のうちボイラーの整備の業務については、ボイラー整備士免許を受けた者（以下「ボイラー整備士」という。）でなければ、当該業務につかせてはならない。

第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器

(特別の教育)

第92条 事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならない。

- 2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。

- 一 ボイラーの構造に関する知識
- 二 ボイラーの附属品に関する知識
- 三 燃料及び燃焼に関する知識
- 四 関係法令
- 五 小型ボイラーの運転及び保守
- 六 小型ボイラーの点検

- 3 安衛則第三十七条 及び第三十八条 並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

Ⅲ-3-a

服装及び保護具の着用等	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	全作物
--------------------	--------------------------------	------------

「農作業安全のための指針について」では、安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

(取組例)

- ・ 転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用
- ・ 飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用
- ・ 回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用
- ・ 高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用
- ・ 粉塵のある作業場所における、防塵めがねや防塵マスク等の着用
- ・ 防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

2 農作業を行う際の配慮事項

(2) 服装及び保護具

農作業に際しては、機械に頭髮や衣類等が巻き込まれることがない各作業に適した作業帽・服装や事故防止に必要な保護具を着用し、気象状況にも留意すること。

第3 危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項

1 転落・転倒事故の危険性が高い箇所

(4) 高所

ア 高所作業を行う場合には、ヘルメット、安全帯や命綱を必ず使用し、靴は滑りにくいものをはき、泥を落としてから作業をすること。

第4 安全で快適な作業環境に関する事項

1 適正な服装、保護具の着用

(1) 頭部の傷害防止

転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業や道路走行の際には、ヘルメット等の頭部の保護具を用いること。

(2) 顔面の傷害防止

飛散物が顔面に当たる危険性がある作業では、保護めがね、フェイスシールド等の保護具を用いること。

(3) 巻き込まれ防止

回転部分のカバーができない機械を使用する場合には、袖口や裾が締った服装をし、頭髮は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶり、手ぬぐい等の巻き込まれやすいものを身に付けず、手袋はしないこと。

(4) 手の傷害防止

刃物、鋭い突起物等に手で触れる作業の際には、作業に適した保護手袋を用い

ること。

(5) 足の傷害及び転倒の防止

重量物の落下、飛散物、釘等の踏み抜きの恐れがある作業を行う場合には、安全靴、すね当て等適切な履物や保護具を用いること。また、滑らない履物を選択すること。

2 作業環境への対応

(1) 暑熱環境

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあるので、次の事項に留意すること。

イ 帽子の着用や、汗を発散しやすい服装をすること。作業場所には日よけを設ける等できるだけ日陰で作業するように努めること。

(2) 寒冷環境

冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、次の事項に配慮すること。

ア 朝夕の気温の低い時間帯を外して作業を行うとともに、こまめに休憩を取って体を温め、寒い場所での作業時間を短くする等の工夫を行うこと。防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないように努めること。

ウ 急激な温度変化にさらされると、体温調節や血圧に悪影響を及ぼす恐れがあるので、衣類等で適切に調節すること。

(3) 粉塵

粉塵が発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用し、室内の場合には、発生源をカーテン等で囲い込むか、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業すること。また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に注意すること。

(4) 騒音

エ 作業側への対応としては、耳栓又はイヤーマフを着用すること。この場合、危険を防止するために、作業に必要な合図を決めておくこと。また、適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい騒音が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避けること。

(5) 振動

ウ 機械を操作する場合には、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯をできるだけ避けること。振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用し作業を行うこと。

(6) 照度

ウ 明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により適切な明るさに調整すること。

(7) 夜間作業の対策

ア やむを得ず夜間作業を行う場合には、十分な照明を用意し、ヘルメットや作業服にも反射テープや反射シールを貼って目立ちやすくし、音や光による合図を考えること。

第6 燃料、農薬等の管理に関する事項

2 農薬

(3) 調製時、散布前

ア 防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

(4) 散布作業

エ 連続作業はせずに、休憩をはさみ、作業中の喫煙・飲食は避けること。目や皮膚に付着した農薬を除去するために、清潔なタオル、水をビニール袋等に入れて現場に持参すること。

(5) 散布作業後

ウ 保護具を清掃し、所定の保管場所に保管すること。取り替え式マスクのフィルター等は、捕集効果がなくなったもの、汚れたもの、臭いが付いたものは忘れずに交換しておくこと。また、使い捨てマスクの使用は1回とすること。農薬で汚れた作業衣は、他の衣類、特に乳幼児の衣類等と区別して、単独で洗うようにすること。防除機械を冬季間保管する場合は、凍結する恐れがあるので、配管内の水を抜くこと。

第7 道具の安全使用

1 共通事項

(3) 必要に応じて、手袋やヘルメット等の適切な保護具を使用し、使用時に飛散物が発生する場合は必ず保護めがねを着用すること。

Ⅲ-4-a

作業環境への対応	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	全作物
----------	---------------------------------	-----

「農作業安全のための指針について」では、農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等の取組を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

(取組例)

- ・危険箇所の表示板設置等の実施
- ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施
- ・ほ場出入口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施
- ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施
- ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施
- ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施
- ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施
- ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施
- ・ハチ等の昆虫、へび等の危険な動物への対応法及び被害にあった場合の応急処置等についての確認等

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第3 危険箇所での作業及び危険箇所の整備に関する事項

地域内の危険箇所のマップ作成や標示板設置等を行い、事故が発生しやすい危険箇所の周知徹底を図り、迂回路の表示や危険箇所の改善を行う等の対策を実施すること。また、危険箇所での作業を行う場合には、補助者を配置する等できる限り複数で作業を行うように努めること。

1 転落・転倒事故の危険性が高い箇所

(1) 農道

イ 安全に通行できる道路幅を確保し、路肩の標示やすれ違い場所・回行場所の設定を行い、作業の状況に応じては一方通行についても検討すること。

ウ 曲がり角は隅切にし、路肩は分りやすくするため草刈りを行い、軟弱な場合は補強すること。路面の轍、水溜り、侵食されてできた溝等は平らにすること。

(2) ほ場

イ ほ場の出入口については、傾斜を緩く、幅を広くし、軟弱な部分は補強して、機械の出入りを容易にする等の対応を行うこと。

(3) 登坂、降坂

イ 傾斜地での作業の際には、車輪が浮かないようにバランス・ウエイトを取り付けること。傾斜地で等高線方向への走行を行う場合には、分担荷重が大きい側をなるべく山側にすること。傾斜地のほ場や坂道で操向クラッチを操作すると、車体が平地での操作とは逆の方向に旋回することがあるので注意すること。

(4) 高所

ウ 足場、階段やリフター等の昇降設備を設けるとともに、滑り止めや手すりを

設置すること。足場板、柱、ロープ類は十分な強度のものを使用し、定期的に点検すること。滑りやすい場所やスレートぶき屋根等踏み抜きの恐れがある場所では、踏み板を使う等十分注意すること。

オ 強風時には、作業を中止して未然の事故防止に努めること。

2 挟まれ事故の危険性が高い箇所

(1) 機械と柱や壁、樹木との間に挟まれないよう、これらとの間に必要な間隔を取って作業を行うこと。ハウスや倉庫等の屋内では十分な作業スペースを設けること。狭い場所で自走式機械を使用して複数の者が作業を行う場合には、合図を定め、互いに安全を確認しながら行うこと。

(2) 樹園地等では、作業に危険な樹木の枝等は切り、支線には目印を付けること。

3 酸欠等の危険性がある閉鎖空間

(1) 酸欠等の危険性のある閉鎖空間で作業を行う場合には、作業場所、作業時間を家族等に事前に知らせおくこと。

(2) 入室する前には、十分に換気を行うこと。作業中に酸素濃度の低下等の可能性がある場合には、酸素濃度等を確認しながら作業を行うこと。また、外部に人を配置し、関係者以外が立ち入らないように危険標示をする等の処置を行うこと。危険なガスが発生する可能性のある場合には、対応した防毒マスクを装着すること。糞尿タンク、サイロ等では、すぐ脱出できるように安全帯を着用し、梯子等を掛けてから入ること。作業中は、時折互いに声を掛け合い、安全確認を行うこと。

4 倒壊等の可能性がある箇所

重量物を積み上げる作業や積荷の上での作業は、倒壊、転落、埋没の危険があるので十分に気をつけて行うこと。箱や袋等は、倒壊しないように、適切に組んで積み、積み過ぎ、荷物の中抜きはしないこと。

5 その他

(1) 交通事故の危険性が高い道路については、警察、道路管理者等と協議を行い、危険回避のための予告板標識やカーブミラーの設置等の対策を行うこと。

第4 安全で快適な作業環境に関する事項

2 作業環境への対応

(1) 暑熱環境

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）を生じる恐れがあるので、次の事項に留意すること。

ア 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行うとともに、休憩をこまめにとり、作業時間を短くする等作業時間の工夫を行うこと。水分をこまめに摂取し、汗で失われた水分を十分に補給すること。

ウ 屋内では遮光や断熱材の施工等により、作業施設内の温度が著しく上がらないようにするとともに、風通しをよくし、室内の換気に努めること。作業施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか断熱材で隔離し、加熱された空気は屋外に排気すること。

(2) 寒冷環境

冬場等の気温の低い環境下での作業は、体が冷えて血行障害を起こすことや、体がこわばって動作がぎこちなくなり思わぬミスにより事故を起こすことがあるので、次の事項に配慮すること。

ア 朝夕の気温の低い時間帯を外して作業を行うとともに、こまめに休憩を取って体を温め、寒い場所での作業時間を短くする等の工夫を行うこと。防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないように努めること。

イ 手足が冷えてしまった場合には、直接温めて血行を回復させて、よく動くことを確認してから作業を再開すること。

(3) 粉塵

粉塵が発生する作業を行う際には、防塵めがね、防塵マスクを着用し、室内の場合には、発生源をカーテン等で囲い込むか、ダクト付き吸引ファンで吸引、捕集し、屋外の場合には、風上に立って作業すること。また、浮遊粉塵が周辺の住民や環境へ悪影響を与えないように十分に注意すること。

(4) 騒音

ア 著しい騒音は、作業者間の連絡や警報の認知を妨げ、農作業事故の発生原因となることがあるほか、難聴や身体機能の障害につながる場合もあるので、周辺に及ぼす影響についても考慮して適切な対策を行うこと。

イ 機械の導入に当たっては、事前に機械の騒音の程度を確認し、できる限り騒音の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ 施設内では、天井や壁に吸音材を施工し、屋内外の騒音低減に努めること。

(5) 振動

ア 振動に長時間にさらされると、事故や身体機能の障害につながる場合があるので、適当な間隔で休憩、交替を行い、著しい振動が生じる作業現場での連続作業はできるだけ避ける等適切な対策を行うこと。

イ 機械の導入に当たっては、事前に振動の程度を確認し、できる限り振動の少ない機械の選定に配慮すること。

ウ 機械を操作する場合には、振動が大きくなる走行速度や回転速度帯をできるだけ避けること。振動の大きい動力刈払機等については、防振手袋を着用し作業を行うこと。

(6) 照度

ア 視力の衰えや目の疲れが生じないように、照明により作業場所を適度な明るさに保つこと。

イ 暗い場所で作業を行う場合には、適切な明るさの光源を用意し、視界を確保し、足元まで照らすようにすること。

ウ 明るすぎる場所で作業を行う場合には、サングラスや遮光カーテン等により適切な明るさに調整すること。

(7) 夜間作業の対策

イ 転落、転倒、追突等の危険性が高い箇所には、反射板、反射テープ、反射シール等を貼ったガードレール、標識、杭等を設置するか、街灯を整備すること。

3 作業姿勢、重量物取扱いへの配慮

著しく腰を曲げる等のきつい姿勢をとる作業や長時間にわたり同じ姿勢を続ける作業では、首、肩、腰等へ疲れが集中し、肩こり、腰痛等の原因となり、また、事故の要因ともなるので、作業台や棚の高さや配置の工夫、作業工程の変更等により作業姿勢を改善するとともに、体操や休憩により疲労の回復に努めること。

また、重い荷物の運搬は、転倒や腰痛等の原因となることがあるので、荷物の分割、複数での運搬、運搬台車の利用等により、なるべく負担を少なくするように努めること。

Ⅲ-5-a

機械等の導入・点検・整備・管理	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	全作物
-----------------	--	-----

「農作業安全のための指針について」及び「農作業安全対策の推進について」では、機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

(取組例)

- ・ 機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認
- ・ 中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認
- ・ 機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止
- ・ 機械等において指定された定期交換部品の交換
- ・ 安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備
- ・ 保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理
- ・ 乾燥機等パーナーを有する機械の、配管の損傷、燃料漏れ、給気筒・給気口の状態、煙突の接続等の運転前点検の実施 等

また、荒茶加工におけるボイラーの使用にあたっては、「労働安全衛生法」等に基づき、定期自主検査、異状を認めた場合の補修等を行うことが必要です。ボイラー検査証の有効期間は1年であり、継続使用する場合は、有効期間内に性能検査に合格する必要があります。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

1 就業の条件

(1) 安全に農作業を行うための基本事項

ア 農作業に従事する者は、自己及び他人に危害が生じないように、日頃から安全意識を持って、農業用機械・器具の日常点検や適正な操作等を通じ安全な作業の実施に心がけるとともに、周辺環境にも配慮すること。

2 農作業を行う際の配慮事項

(3) 機械・器具等の点検

機械・器具を用いる作業を行う場合には、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても事前に確認を行っておくこと。機械・器具及び安全装備等に異常がある場合には、調整又は修理を受ける等の必要な措置を必ず行うこと。

第5 機械の導入、利用、管理等に関する事項

1 機械の導入

(1) 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

2 機械の利用

(3) 点検、整備

使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。指定された定期交換部品は必ず交換すること。

3 機械の管理

(1) 管理のための記録等

運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づき適正な管理を行うこと。法律に基づく点検は必ず受け、法律の規定がなくとも、年に1回は認定整備施設（「農業機械整備施設設置基準」昭和44年5月31日付け44農政第2285号農林水産事務次官依命通知）等で整備すること。

(2) 格納庫の整備

出入口の高さや幅、天井の高さ、床面積は余裕を持たせ、点検・整備の際のジャッキアップも考慮して、床面を舗装すること。また、出入口は目立つ色で塗装し、道路に面している場合は、出入口にカーブミラーを設置すること。内部は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、換気窓や換気扇等を設置して換気をよくすること。

(3) 機械の保管

昇降部を下げ、キーを抜いておくこと。

搭載式やけん引式の作業機では、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ず使用すること。これ以外の作業機でも、着脱や格納庫内での整理を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せることが望ましい。

作業後は機械を清掃し、作物の屑、泥、埃等を取り除くこと。

第7 道具の安全使用

1 共通事項

(2) 使用前に取扱説明書を熟読するとともに、熟練者から指導を受けること。使用前に点検し、変形、異常があった場合は使用を中止すること。

「農作業安全対策の推進について」

(平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

5 安全性の高い農業機械の導入

これまで、補助事業の採択等を通じ、安全性の高い農業機械の普及を推進してきたところであるが、今後は、補助事業を活用しない機械（中古機械を含む。）の導入に際しても、型式検査（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第6条第2項に規定する型式検査をいう。）及び安全鑑定（生物系特定産業技術研究支援センター農業機械安全鑑定要領（平成15年10月1日付け15生研セ第32号）に基づく鑑定をいう。）の趣旨や安全キャブ及び安全フレームの装着効果の周知等を通じ、安全性の高い機械が選択されるよう、農業者等への啓発・指導を推進すること。

「労働安全衛生法」

(昭和47年法律第57号) (抜粋)

(定期自主検査)

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働

省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

「労働安全衛生法施行令」（昭和47年政令第308号）（抜粋）

（特定機械等）

第12条 法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 一 ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の適用を受けるものを除く。）

（個別検定を受けるべき機械等）

第14条 法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 三 小型ボイラー（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けるものを除く。）

（定期に自主検査を行うべき機械等）

第15条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

- 一 第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十三条第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四条第二号から第四号までに掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等

「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令33号）（抜粋）

第2章 ボイラー

（定期自主検査）

第32条 事業者は、ボイラーについて、その使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、次の表の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しないボイラーの当該使用しない期間においては、この限りでない。

項 目		点 検 事 項
ボイラー本体		損傷の有無
燃焼装置	油加熱器及び燃料送給装置	損傷の有無
	バーナ	汚れ又は損傷の有無
	ストレーナ	つまり又は損傷の有無
	バーナタイル及び炉壁	汚れ又は損傷の有無
	ストーカ及び火格子	損傷の有無
	煙道	漏れその他の損傷の有無及び通風圧の異常の有無
自動制御装置	起動及び停止の装置、火炎検出装置、燃料しや断装置、水位調節装置並びに圧力調節装置	機能の異常の有無
	電気配線	端子の異常の有無
付属装置及	給水装置	損傷の有無及び作動の状態

び付属品	蒸気管及びこれに付属する弁	損傷の有無及び保温の状態
	空気予熱器	損傷の有無
	水処理装置	機能の異常の有無

(補修等)

第33条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異状を認めたときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第5節 性能検査

(ボイラー検査証の有効期間)

第37条 ボイラー検査証の有効期間は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式ボイラーであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式ボイラーの検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して二年を超えず、かつ、当該移動式ボイラーを設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。

(性能検査等)

第38条 ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第十四条第一項各号に掲げる事項について、法第四十一条第二項の性能検査（以下「性能検査」という。）を受けなければならない。

2 法第四十一条第二項の登録性能検査機関（以下「登録性能検査機関」という。）は、前項の性能検査に合格したボイラーについて、そのボイラー検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(性能検査の申請等)

第39条 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長が行うボイラーに係る性能検査を受けようとする者は、ボイラー性能検査申請書（様式第十九号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(労働基準監督署長が性能検査の業務を行う場合における規定の適用)

第39条の2 法第五十三条の三において準用する法第五十三条の二第一項の規定により労働基準監督署長がボイラーに係る性能検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「法第四十一条第二項の登録性能検査機関」とあるのは「所轄労働基準監督署長又は法第四十一条第二項の登録性能検査機関」とする。

(性能検査を受けるときの措置)

第40条 ボイラーに係る性能検査を受ける者は、ボイラー（燃烧室を含む。）及び煙道を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が認めたボイラーについては、ボイラー（燃烧室を含む。）及び煙道の冷却及び掃除をしないことができる。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、ボイラーに係る性能検査について準用する。この場合において、同条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは、「労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器

(定期自主検査)

第94条 事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 小型ボイラーにあつては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び附属品の損傷又は異常の有無

二 小型圧力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無

(補修等)

第95条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。

Ⅲ-6-a

機械等の利用	機械、装置、器具等の適正な利用	全作物
--------	-----------------	-----

「農作業安全のための指針について」では、機械、装置、器具等の適正な使用を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。
具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

(取組例)

- ・ 機械等の取扱説明書の熟読、保管
- ・ 機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定
- ・ 乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結
- ・ 歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認
- ・ スピードプレーヤー使用時の、傾斜地での等高線方向の運行回避、農薬被爆が少ない方向での作業、挟まれ防止のための前方枝への注意、薬剤タンクに液体を入れて移動する際の低速走行
- ・ 高所作業機使用時の急旋回・急発進・急停止の回避、飛び乗りの禁止、最大積載量の遵守
- ・ 単軌条運搬機における、軌条の歪み、摩擦等の有無、軌条分岐輝器の正常動作、ブレーキの作動の確認、規定以上の荷物を積載しないこと
- ・ 無人単軌条運搬機、無人スピードプレーヤー使用時の経路上等の防護策、監視者の設置、屋外保管機械の施錠、無人運転機への乗車禁止
- ・ 刈払機使用時の、部外者の立入禁止
- ・ 脚立の固定金具の確実なロック
- ・ 製茶機械の回転部のカバー取り付け、安全装置の使用、詰まり除去等の際の機械の停止
- ・ 製茶機械の始動、停止、点検及び整備の際の作業員全員の分かる合図の実施、確認

【取組事項に関する法令・指針等】

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第5 機械の導入、利用、管理等に関する事項

2 機械の利用

(1) 取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

また、取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(2) 目的外使用と改造の禁止

本来の目的以外に使用しないこと。改造しないこと。特に、安全装備を取り外さないこと。

第7 道具の安全使用

2 脚立、梯子

(1) 基本

使用最大荷重の範囲内で使用し、また、飛び降りはないこと。

(2) 転倒防止

ア 風雨の中や風の強い場所では使用しないこと。

イ 安定しない場所には設置しないこと。特に台や箱の上に載せて使用しないこと。また、足元や周囲がはっきり見えない暗がり、通行者と衝突する恐れがある出入口の前では使用しないこと。

ウ 開き止め等の固定金具は、確実にロックしてから使用し、折りたたんだままの使用や、水平にしての使用は行わないこと。

梯子を掛ける場合は、正面から見て垂直で、壁面に対して適正な傾斜角度にすること。また、曲面に踏棧が直接当たると、横滑りして梯子が不安定になるので、電柱や木等には極力立て掛けないこと。

エ 複数の者が同時に上がらないこと。作業中、壁や物を無理に押ししたり、引いたりしないこと。

(3) 転落防止

イ 踏棧にグリース、油、泥、雪、ペンキ等滑りやすいものが付いている場合は、きれいにふき取ること。

ウ 脚立や梯子を背にしたり、荷物で両手がふさがれた状態で昇降したりしないこと。また、脚立の天板の上に立って作業を行わないこと。

エ つなぎ目が折れる恐れがあるので、脚にパイプや木等をつながないこと。

(4) その他

運搬時や設置時には、送配電線等に触れることのないように注意すること。

3 包丁、鉋、鎌、槌、フォーク、鋤、鍬等農具

(3) 切子等が人のいる方向へ飛散したり、器具が周囲の人に接触したりしないように作業位置、方向を工夫すること。必要であれば、対象物を固定する治具や作業台を併せて使用すること。

II 機種グループ別事項

第1 乗用型機械

2 一般事項

(1) 基本

ア 緊急時に備えて、家族や作業員全員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認しておくこと。

イ 座席位置、ハンドル位置、座席のサスペンションを体格に合わせて最適位置に調整すること。チルトハンドルの場合、ハンドル調節時以外にはコラムを固定すること。

ウ パワーステアリング付きの機械は、ハンドルが軽いため、回しすぎてふらつくことがあるので、道路走行時には慎重に操作すること。

クローラー式機械は、旋回方式によって、旋回半径、旋回中心位置が変わるのを理解して使用すること。

(2) 安全フレーム、安全キャブ、シートベルトの装着

機械の転倒、転落による事故が多発しているので、トラクター等安全フレーム又は安全キャブを装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトも着用すること。

3 作業前

(1) 基本

ア 機械を始動、運転するときには、前後左右をよく確認し、付近に人を近づけないこと。

エンジンの始動は、必ず運転席に座り、変速レバー、P T O変速レバー、各

種操作レバーが中立位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。

イ ブレーキやクラッチの操作ができなくなる恐れがあるので、運転席の足元に物を置かないこと。

ウ 自動化装置は、使用方法を理解してから使用すること。

(2) 移動走行

ア 重量のある直装式の作業機を後部装着して走行する場合は、前輪にかかる荷重が減少して操舵しにくくなるので、速度を下げた走行し、必要に応じてバランス・ウェイトを装着すること。

左右独立ブレーキの付いた機械では、走行、登降坂、畔越え時には、左右のブレーキペダルを連結すること。

イ 本機と作業機の幅や高さの違いに注意し、防除機のブーム、代かきローター等の幅が広いものは折りたたむこと。

ウ 暴走する恐れがあるので、急な下り坂では、走行クラッチを切ったり、変速を中立にする等、惰性で走行しないこと。

(3) 道路走行

ア 作業灯を消灯し、ディファレンシャル装置のロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守して走行すること。

左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを連結すること。一般的な自動車との速度差が事故につながる可能性があるため、低速車であることを表示するマーク（低速車マーク）や反射テープ等で目立つようにし、機体幅も反射マークや反射テープの貼付等により認識されやすくすること。

ウ 道路運送車両法で規定する保安基準に適合しない機械は道路を走行できないので、トラック等で運搬すること。

(4) 作業機の着脱

ア 作業機の取扱説明書についても使用前に熟読すること。また、保管場所を決めて、いつでも取り出して読めるようにすること。

イ 着脱の際には、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、作業機にスタンド等が付いている場合は、必ずスタンド等を使用して機械を安定させた上で行うこと。PTO伝導軸は適切な長さのものを使用し、防護カバーの回り止めチェーンも確実に固定すること。また、作業機の装着によって機体の重量バランスが大きく崩れる場合には、バランス・ウェイトを装着すること。

4 作業中

(1) 基本

ア 補助作業者を扱う機械作業では、作業者の体格、体力を考慮して、作業負担が過重とならないように作業速度等を調節すること。

イ 作業部、PTOのクラッチは、補助作業者に合図して確認した後に入れること。

ウ 機械から離れるときには、作業機を下げ、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけ、キーを抜くこと。

エ あぜ塗り機、振動サブソイラー等振動が大きい機械で作業を行う場合には、腰痛等健康への影響を抑えるため、随時休憩をとること。

オ 排気ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあるので、室内やビニールハウス内では十分換気しながら、暖機運転や作業を行うこと。

(2) 転倒、転落、機械からの転落防止

ア 機械への乗り降りには、原則として、機械を背にして行わないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥はこまめに取り除くこと。

イ 必ず運転席に座って運転し、座席や乗車位置以外のところに人を乗せないこと。補助作業者が乗車する場合には、転落防止ガードやチェーンをかけて作業すること。

- ウ 急旋回、急発進、急停止はしないこと。また、作業中に飛び乗り、飛び降りをしてしないこと。クローラーは滑りやすいので、足を掛けて乗り降りしないこと。
- エ 最大積載重量を超えないようにすること。

コンテナを積載している場合には、コンテナがずれて落下しないように十分注意しながら作業すること。収穫作業では、荷台等に積載された収穫物が増えてくると、機体の重量バランスが変化するので、十分注意しながら作業すること。

(3) 衝突、挟まれ、巻き込まれ防止

- ア 機械の通路に、機体や安全キャブ・フレームに当たる障害物がないか確認すること。

- イ トラック等伴走車との組作業を行う機械では、合図を決めておき、協調性をもって作業できるようにすること。

収穫物等の運搬車への移し替えの際には、衝突や人の挟まれ等に注意しながら行うこと。大型の作業機や積載した荷物によって周囲が見にくい場合には、誘導者を決め誘導に従うこと。

- ウ 作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行うこと。また、油圧式の昇降部を上げている場合は、一般的に時間とともに下がってくることが多いので、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておくこと。

(4) 資材等の取扱い

薬液タンク等に液体を入れて移動する場合は、重心が移動して機械が不安定になりやすいので、低速で行うこと。

牧草、堆肥等は、水分によって比重等の物理性が大きく異なることを念頭に置いて、梱包、運搬作業を行うこと。

第2 歩行型機械

2 一般事項

- (1) 緊急時に備えて、家族や作業員全員がエンジンの停止方法、運転操作方法を確認しておくこと。
- (2) 主クラッチの入り切り等の操作方法が機種によって異なる場合があるので、よく理解してから使用すること。
- (3) 道路上の移動走行は極力避け、トラック等に積載して運搬すること。

3 作業前

トラック等への積み下ろしの際には、水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけないように注意すること。

4 作業中

(1) 基本

- ア 挟まれ、巻き込まれ防止

(ア) エンジンの始動は、各操作レバーを中立又は切の位置にした上で行うこと。

(イ) 不用意にロータリーや植付部の下に足を入れたりしないこと。また、作業機を回転させたままで移動走行しないこと。

(ウ) 後進時には、転倒して作業機に巻き込まれる危険性や、物と機械の間に挟まれる危険性が高いので、路面状態や後方の障害物に注意すること。

トラクターでは、後進の発進時にハンドルが持ち上がりやすいので、エンジン回転速度を下げ、しっかり押さえながらゆっくり主クラッチをつなぐこと。

(エ) ハウスや小屋の中、果樹園等、障害物がある場所では、周囲をよく確認しながら作業を行うこと。壁際での旋回は、壁と反対側の広い方向にハンドルを回すようにすること。

- イ 転倒、転落防止

- (ア) 坂道、傾斜地では、操向クラッチを極力使わず、ハンドル操作によって旋回すること。
- (イ) ディファレンシャル装置によって旋回するトラクターでは、坂道、傾斜地では装置をロックしておくこと。
- (ウ) ハンドルの向きが変わる機械では、移動時はハンドルを正規の位置に確実に固定すること。

ウ その他

長時間歩行すると疲労しやすいので、休憩を多めにとり疲労の蓄積を少なくすること。

(2) トラクターへのトレーラー装着

ア 操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。また、ジャックナイフ現象を起こして転倒する恐れがあるので、急なハンドル操作をしないこと。

イ ブレーキ操作を妨げるような物をフットプレートの上に置かないこと。

ウ 追突されないようにトレーラーに反射シールや反射マークを貼ること。

エ トレーラーの鳥居部分に過大な荷重をかけると折れて押し潰される恐れがあるので、長大物等を多量にもたれかけさせて積載しないこと。

(3) トラクターによる定置作業

P T O 軸にベルトをかけて動力を取り出す作業では、エンジンを回しながらベルト掛けをしないこと。ベルトに巻きこまれないように周囲に柵等を設置すること。

5 作業後

P T O 軸を使用しない時には、P T O 軸にカバーを付けておくこと。

輪距調節や作業機着脱を行うときには、機体を支える台やスタンドを使用すること。

第3 定置機械

2 一般事項

(1) 基本

緊急時に備えて、家族や作業員全員が機械停止方法を確認しておくこと。

(2) バーナーを有する機械

ア 排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら利用すること。煙突を有するものにあつては、接続が外れていると排ガスが室内に漏れて危険なので、運転前に点検すること。

イ 消火器を常備すること。使用期限を過ぎたものは交換すること。

ウ 異常燃焼等の原因になるので、指定以外の燃料、購入後長期間経過し変質した燃料や水が混入した燃料を使用しないこと。

(3) エンジン式機械

屋内では、排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら使用すること。

燃料補給はエンジンが冷えているときに火気に注意して行い、こぼれた燃料はよくふき取っておくこと。

(4) 電動式機械

コンセント、電源プラグ、電源コード、アース線、スイッチボックスの破損、腐食、断線等を見つけたらすぐ修理すること。

防水部分以外の電気系統に水がかからないようにすること。

3 据付

(1) 基本

据付は、平坦で十分な強度のある場所に行うこと。据付及び移設は、専門的知識を有する者に依頼すること。

可動部がむき出しにならないよう、カバーを付けるか、あるいは防護柵を設置すること。加工物等が飛散又は落下して傷害を起こす可能性がある場合も同様とする。

(2) バーナーを有する機械、エンジン式機械

- ア 燃料タンクは適正なものを使用し、燃料タンクから機械への配管は燃料の漏れがないよう確実に接続すること。
- イ 不完全燃焼や排ガスによる中毒を防止するため、閉鎖空間で使用する場合は必ず空気取入れ口を設けるほか、屋内で使用する場合は換気を十分考慮すること。
- ウ 発生する熱が周囲に影響を及ぼさないよう、機械の周りに空間を十分に確保すること。

(3) 電動式機械

- ア 制御盤は、水、埃のかからない場所に設置すること。
- イ 機械に必要な種類の電源、容量を確保すること。また、漏電防止のために、アースをとるとともに、漏電ブレーカーも設置すること。
- ウ 電源コードは、発熱するので束ねず、また、引っ張られないように余裕をもって取りまわし、水や油気のある所、高温部の付近、鋭い角の上等を避けて配線すること。踏みつけによる切断がないように、通路を避けて配線するか、カバーする他、ねずみ等による被害が懸念される場所では金属パイプ等でカバーすること。

4 作業前

(1) バーナーを有する機械、エンジン式機械

- ア 運転前には必ず配管の損傷、燃料漏れ、給気筒・給気口の状況、煙突の接続等について点検すること。なお、高温になる部分の掃除、点検は、運転前、常温に冷めた状態で行うこと。

バーナーやエンジンの周辺に可燃物を置かないこと。

- イ 給油は、機械の運転前に行い、給油中はその場から離れず、燃料がこぼれたらきれいにふき取ること。また、周囲では、裸火は使用しないこと。

(2) 空圧式機械

- 空気タンクが錆びて強度が低下していないか、定期的に点検・整備すること。運転開始時にリリースバルブの動作確認を行うこと。

5 作業中

(1) 基本

- ア 機械の始動、停止、点検及び整備は作業員全員に分かるよう合図をし、確認した上で行うこと。

- イ 指定された回転速度以上で作業をしないこと。

- ウ 作業服は袖や裾が締まるものを着用し、手袋は使用しないで、コンベヤ、チェーン、供給装置等に巻き込まれないように注意すること。また、送風機に体や衣服が吸い込まれないよう注意すること。

ベルトの掛け外し、点検・整備、供給部等の巻き付き及び詰まりの除去は、機械を停止してから行うこと。

- エ 飛散物のある機械では、傷害の恐れがあるので、関係者以外は機械周辺に近寄らせないようにすること。

(2) バーナーを有する機械

- ア 不完全燃焼にならないように燃焼状態を定期的に点検すること。異常を感じた場合は、すぐに消火して専門的知識を有する者に修理を依頼すること。

- イ 安全装置が作動して機械が停止したときには、いったん主電源を切り、停止の要因を解除してから安全を確認した上で再起動すること。

(3) 電動式機械

- ア 点検調整は、電源プラグを抜くか、電源ボックスのスイッチを切った状態で行うこと。

- イ 感電の恐れがあるので、主電源を入れた後には、電源ボックス内等通電部分に触れないこと。また、濡れた手で電源プラグやスイッチに触れないこと。

- ウ 停電時には、いったん電源スイッチを切り、電源プラグを抜くこと。復帰後、改めて電源プラグを接続し、安全を確認した上でスイッチを入れること。

(4) 空圧式機械

機械の仕様にあった圧力で使用すること。空気圧を抜いたときに、アクチュエーター等の自然落下に注意すること。

6 作業後

(1) 電動式機械

ア 電源プラグをコンセントに長期間接続したままにすると、ほこりが溜まって絶縁が悪くなり火災の危険性があるので、接続部分を掃除すること。

イ 電線をねずみにかじられないよう、餌となる穀物等を掃除し、侵入口をふさいでおくこと。

(2) 空圧式機械

エアコンプレッサを使用するものでは、空気タンク内の空気とたまった水を抜いておくこと。

第4 携帯式機械

2 一般事項

ア 緊急時に備えて、家族や作業員全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ 防護カバーを取り外したまま使用しないこと。

ウ 身に付ける機械では、緊急時に備えて、普段から機体を体から離す訓練をしておくこと。

エ 肩掛けバンドやハンドル位置を調整して重量バランスをとっておくこと。

オ 刈刃等の刃部を取り扱うときには、厚手の手袋を着用し、刈刃は確実に固定すること。

3 作業前

ア 各部のネジの緩み、破損、亀裂、磨耗等がないか確認するとともに、電源コードの損傷、スイッチの作動不良等がないか点検すること。

イ 背負式の場合、背負ったとき、背負バンドと操作レバーがもつれないようにすること。

ウ 作業現場の異物（石、空き缶、杭等）を除去するか、除去できないものは目印を付すこと。

4 作業中

(1) 基本

ア 部外者や動物を遠ざけ、周囲を確認しながら作業を行うこと。複数で作業を行う場合、機械の始動、作業の開始は、合図をし、安全を確認した上で行うこと。

イ 資材の補給、点検、調整時や機械を地面に置くときには、可動部分を停止させること。

また、移動時には、可動部分を停止させ、刈刃等の刃部にカバーを付けること。

ウ 飛散物が発生する機械では、防護めがね等の適切な保護具を着用すること。

(2) エンジン式機械

ア 適正なエンジン回転速度で作業を行い、スロットルレバーを針金等で固定しないこと。

感電の恐れがあるので、プラグキャップや高圧コードに触れないこと。

イ ハンドル振動対策、騒音対策として、防振手袋、耳栓、イヤーマフを使用すること。

ハンドル振動、騒音の影響を最小限とするため、こまめに休憩をとること。寒冷作業時や気温の低い早朝時等では振動障害、凍傷の危険性が高まるので、手を十分に温めること。

ウ 作業者に連絡をとる場合には、前方に回って遠くから呼びかける等、騒音で作業員が他者の接近に気づかない恐れがあることを考慮した安全な方法による

こと。

エ ハウス内で使用する場合は、排気ガスによる中毒の恐れがあるので、換気をしながら、極力短時間に作業を行うこと。

(3) 電動式機械

ア 電線コードは接続部が引っ張られないように余裕を持たせるとともに、コードでのつまずきや、切断することがないように、取り回しに注意するとともに作業方法についても検討すること。

イ コンセントに電源プラグを差し込む際には、電源スイッチが切になっていることを確認した上で行うこと。また、電源プラグの抜き差しで電源の入り切りを行わないこと。感電の恐れがあるので、濡れた手では取り扱わないこと。

5 作業後

格納する場合は、火気がなく、直接日光が当たらない乾燥した場所に保管すること。長期間格納する場合には、エンジン式機械では燃料を抜き取っておくこと。

第5 遠隔操作機械、無人走行機械

1 遠隔操作機械

(1) 適用範囲

機械本体と操縦装置が分離され、距離を隔てて操縦装置から信号を送って運転操作するものについて適用する。

ここでは、無線操縦式ヘリコプター、無線操縦式草刈り機等を想定している。

(2) 一般事項

ア 作業に適した気象条件下で作業を行うこと。

イ 事前にモニター用受信機で発信しようとする周波数の電波を聴取の上、使用されていないことを確認すること。

ウ 無線操縦式ヘリコプターにより、空中散布等を行う場合には、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号、農蚕園芸局長通知）に基づき実施するとともに、「産業用無人ヘリコプターによる病害虫防除実施者のための手引き」（(社)農林水産航空協会）を参考にすること。

(3) 作業前

ア 現場の状況がよく分かる地図を用意するとともに、作業区域の状況（地形、障害物）を予め調査し、作業経路等の計画を作業者全員で打ち合わせておくこと。

イ 作業区域、障害物等が操縦者から容易に識別できるように事前に標識を設置すること。

(4) 作業中

ア 基本

(ア) 関係者以外が近づかないように、必要な措置を講ずること。

(イ) 操縦者、誘導者は、ヘルメット等を着用すること。操縦者は、操縦装置のつりバンドを必ず首にかけて操作すること。

(ウ) 必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。

方向転換しながら操作する場合には、機械の前後左右の入れ替わりを十分確認しながら行うこと。

(エ) 操縦者は、機械と補助者や自分の位置関係を確認しながら移動し、機械を人のいる方向に向けないこと。

操縦者は、足場の良いところを移動すること。足場が不安定な場所では、機体を止めてから移動すること。

(オ) 操縦に不具合が発生した場合には、機械が停止するまで操縦装置の緊急停止ボタンを押し続ける等して、暴走を防ぐこと。無線操縦式ヘリコプターでは速やかに安全な場所に降下させること。

(カ) 車両の場合、遠隔操縦時には人を乗車させないこと。傾斜地で遠隔操縦す

る場合は、転倒等の際に巻き込まれないよう、人が機械の下方に位置しないよう配慮すること。

(キ) 遠隔操作と有人運転（機械本体の運転装置で直接運転操作すること。）の切替操作は正しく行うこと。

イ 飛行操縦

(ア) 操縦者は、操縦技術に習熟し、かつ無線操縦式ヘリコプターを用いた農薬等の散布技術を習得していること。

(イ) 機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有したものであること。

(ウ) 空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ、風速 3 m/秒以下の場合に実施すること。

(エ) 離着陸位置及びその周囲の地上状況について安全を十分に確認し、操作は安全に行うこと。電波障害が生じるので鉄道、高圧線、発電所、変電所等と十分な距離を取って飛行させること。

人や建物、障害物、太陽等に向けて飛行させないこと。

(オ) 作業に当たっては、必ず誘導者を決め誘導すること。誘導者は、機械を通行人や車等に近づけないよう、これらの接近を操縦者に連絡すること。

(カ) 同一地区に 2 機以上同時に飛行させる場合は、混信を起こさないよう離れた周波数を使用し、相互に 200m 以上距離を取って作業すること。

(5) 作業後

ア 機械本体の水洗いをする時には、電気系統に水がかからないようにすること。

イ 内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、機械本体の制御装置の近くでは電気溶接を行わないこと。

ウ 無線操縦ヘリコプターにあっては、機体本体、操縦装置及び散布装置は別々に倉庫等に施錠して保管する等厳重な保管管理に努めること。

2 無人走行機械

(1) 適用範囲

無人で自動走行する機械、あるいは有人であっても走行操作の自動運転が可能な機械について適用する。ここでは、無人単軌条運搬機、無人スピードスプレーヤ、自動摘採機等を想定している。

(2) 一般事項

ア 緊急時に備えて、家族や作業員全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ 取扱説明書や手引きをよく読んで取扱方法を理解しておくこと。無人運転、有人運転、遠隔操作等の切り替えは、決められた手順どおりに行うこと。

ウ 作業範囲は監視者が緊急停止できる範囲にすること。

エ 機械を使用する場所の周辺で、誤作動の原因となる電気溶接機や無線送信機等を使用しないこと。また、高圧線、鉄道の付近を避けて使用すること。

オ 操縦に不具合が発生したら、必ず点検・整備を受けること。

(3) 経路の敷設、設定

ア 経路の敷設は専門的知識を有する者に依頼して行うこと。

イ 経路は、十分な強度、幅員、安全な勾配、曲率半径等を有するものとし、経路の端部は道路への暴走を防止する装置（ストッパー）を備えること。

ウ 作業経路上及び周囲に、関係者以外が立ち入らないように、防護柵や監視者を設置する等の処置を行うか、人が接近した場合は機体が自動停止する構造にすること。

経路が道路に連絡している場合、作業道・耕作道の上を横断している場合は、運転中であることが明瞭にわかる標識をつけ通行する者に注意を促すこと。また、必要に応じて、通行する者が避難できる場所を確保し、これを表示すること。

(4) 作業前

ア 経路の保全

(ア) 支柱の沈下や傾き、浮き上がり、取り付け部の緩み、磨耗等の異常がないことを確認すること。

(イ) 経路分岐器の作動を確認するとともに、経路に設けたストッパーの破損がないか確認すること。また、誘導電線の断線、ショートの有無を点検すること。

(ウ) 有人運転のことも考慮して、経路に障害物がないように環境整備をしておくこと。

ウ 起動時

機械の周囲に人がいないか、また、不意に飛び出す恐れがないか確認し、合図を行い、安全を確認してから起動すること。

(5) 作業中

ア 基本

(ア) 緊急停止装置、走行時衝突防止装置、暴走防止装置、速度制御装置、接近検出装置、接触検出装置等に異常が発生していないか監視すること。

(イ) 無人運転専用で作られている機械に絶対に乗車しないこと。

(ウ) 走行中に積み降ろし、積み替えをしないこと。無人運転時の荷役作業では、機械の停止、発進を確実に操作し確認しながら行うこと。

(エ) 誤って意図しない方向に走行したり、分岐点で脱線したりすることのないように経路分岐点の切り替えは確実に行うこと。

(オ) 運転中に万一制御不能が発生した場合には、緊急停止ボタン等を操作して停止させ、機械が完全に停止したことを確認すること。

イ 有人運転時

(ア) 乗車位置以外には乗らないこと。飛び乗り、飛び降りしをしないこと。

(イ) 衝突や転落の恐れがあるので、ヘルメットを着用すること。また、経路周辺の障害物に注意すること。

(ウ) 非常停止装置が作動して運転停止した場合、非常停止の要因を確認して解除した後、いったん主電源を切り、安全を確認してから再度起動し運転すること。

(6) 作業後

ア カバーを開けて水洗いするときには、電気系統に水がかからないようにすること。

イ 定期的に経路、各安全装置、電気系統、警報装置、バッテリー、ブレーキ、誘導用制御機器等の点検を行うこと。点検、修理の際は、機械の進行方向に極力立たず、歯止め等の暴走防止策を施してから行うこと。

ウ 異常を認めたときは、直ちに点検等必要な措置を講ずること。修理は、専門知識を有する者に依頼して行うこと。

エ 内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、制御装置の近くでの電気溶接や、雷発生時の運転等は行わないこと。

オ 屋外で保管する機械については、施錠する等厳重な管理に努めること。

第6 荷役用機械

業現場で使われることの多いフォークリフト、ホイールローダー、スキッドステアローダー、クレーン、移動式クレーン等については、労働安全衛生法等の関係法令に従って、技能講習を受講し、道路を走行する大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては自賠責保険に加入するとともに、必要な免許等を取得するなど、適正に使用すること。

農業用トラクター、コンバイン等の個別機種ごとの作業上の留意事項については、「農作業安全のための指針」の参考資料として、「個別農業機械別留意事項」（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）が取りまとめられ

ているので、参考にしてください。

- ・農林水産省ホームページ「農作業安全対策」中「農作業安全関係通知」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

Ⅲ-7-a

農薬・肥料・燃料等の管理	農薬、肥料、燃料等の適切な管理 (法令上の義務を含む)	全作物
--------------	--------------------------------	-----

「農作業安全のための指針について」では、農薬、燃料等の適切な管理を、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。

具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。なお、これらの中には、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき法令上の義務とされている事項を含みます。

- ①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管
- ②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示
- ③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止
- ④火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管
- ⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止
- ⑥生石灰を500キログラム以上保管する際の所管消防長又は消防署長への届け出
- ⑦硝酸アンモニウムを300キログラム以上保管する際の各市町等の条例による「技術上の基準」に則した取り扱い

【取組事項に関する法令・指針等】

「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）（抜粋）

（定義）

第2条 この法律で「毒物」とは、別表第一（注）に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律で「劇物」とは、別表第二（注）に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三（注）に掲げるものをいう。

（毒物又は劇物の取扱）

第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含む物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

（毒物又は劇物の表示）

第12条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物につ

いては白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

- 3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

「消防法」（昭和23年法律第186号）（抜粋）

第1章 総則

第2条 この法律の用語は左の例による。

- 7 危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第9条の4 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

- 2 別表第1に掲げる品名（第11条の4第1項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

- 3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

- 4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

別表第1（第2条、第10条、第11条の4関係）

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	6 硝酸塩類
第四類	引火性液体	1 特殊引火物 2 第一石油類 3 アルコール類 4 第二石油類 5 第三石油類 6 第四石油類 7 動植物油類

備考

- 1 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を超え40度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で

定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

- 12 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他1 気圧において引火点が21 度未満のものをいう。
- 14 第二石油類とは、灯油、軽油その他1 気圧において引火点が21 度以上70 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

「危険物の規制に関する政令」（昭和34年9月26日政令第306号）（抜粋）

第1章 総則

（危険物の指定数量）

第1条の10 法第九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- 4 生石灰（酸化カルシウム 80 パーセント以上を含有するものをいう。）500 キログラム

第1条の11 法第9条の4の政令で定める数量（以下「指定数量」という。）は、別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

第4章 貯蔵及び取扱の基準

（通則）

第24条 法第10条第3項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

二 製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。

三 製造所等には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。

十三 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

別表第3 （第1条の11関係）

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第二種酸化性固体	300キログラム
第四類	第一石油類	非水溶性液体	200 ^{リットル}
	第二石油類	非水溶性液体	1000 ^{リットル}

（参考） 「長崎市火災予防条例」（昭和37年3月31日条例第6号）（抜粋）

（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準）

第30条 法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、当該危険物が漏れ、

あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。

- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。

「農作業安全のための指針について」

(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

I 基本事項

第6 燃料、農薬等の管理に関する事項

燃料、農薬、塗料等は、引火、発火、爆発、中毒等の危険があるため、取扱いを適正にする必要がある。

1 燃料

農業で多く使用されているガソリン、軽油、灯油は第4類危険物として、貯蔵施設、取扱資格等が法令で規制されている。詳しくは、法令、研修テキスト等を参照すること。

(1) 保管、管理

ア 容器には適正なものを使用し、専用の場所に保管すること。保管場所では、消火器を備え、火気を厳禁するとともに、関係者以外が立入らないように鍵をかけること。

イ こぼれた燃料が河川や周囲の環境を汚さないように、貯蔵場所の周囲に防油堤や溝を設置すること。室温で気化するガソリンを保管する場合は、気化ガスが滞留しないように常に換気すること。

(2) 使用

ア 給油は、必ず機械を停止させて冷えた状態で行うこと。配管の接続部からの漏れ、注入口からのあふれに注意し、こぼれたり、あふれたりした燃料は、すぐにふき取ること。

イ 燃料のそばでは、裸火や火花を発する機械、工具を使用しないこと。静電気が発生しやすい服装をしないこと。また、掃除をして周囲の不必要な可燃物を取り除くこと。

ウ 燃料は長期間保管すると変質することがあり、このような燃料を使用した場合、機械の不具合の原因となることがあるので使用しないこと。

2 農薬

(1) 購入、保管、管理

ア 極力保管量を少なくするため、1回当たりの購入量を必要最小限にし、有効期限内に使用すること。

イ 農薬取扱者を決めて管理し、保管は直接日光の当たらない、冷涼・乾燥した

場所に保管庫を設けて行い、関係者以外が使用できないように鍵をかけること。

ウ 危険物に指定されている農薬を管理する場合は、法令に従って管理すること。

(3) 調製時、散布前

ア 防除機具の点検・整備を事前に行うとともに、専用の作業衣、保護具を着用すること。その際、マスクは農薬の種類に適した保証期限内のものを使用すること。また、農薬の吸入を防ぐため、顔とマスクとの密着具合についても確認すること。

イ 運搬時には、農薬の袋、ビンの破損や荷崩れ等により、農薬がこぼれないように注意すること。

ウ 調製時に、飲料水源、生物を飼育している湖沼から直接給水しないこと。誤飲事故の原因になるので、牛乳やジュース等の容器への移しかえは絶対に行わないこと。計量容器は専用のものを使用し、“農薬専用”と注意書きすること。

毒物・劇物については「毒物及び劇物取締法」の別表第一～三に記載されています。

「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」は、「電子政府の総合窓口」の「法令検索」で「法令データ提供システム」から検索すると便利です。（例：「法令索引検索」で、「法令名の用語索引」に、「毒物及び劇物」と入力し、検索してください。）

- ・「電子政府の総合窓口」の「法令検索」
(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)

Ⅲ-8-a

施設の管理・運営体制の整備	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	水稲、麦
---------------	-------------------------------------	------

「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」において、施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化を留意事項として示しています。

【取組事項に関する法令・指針等】

「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」
(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知) (抜粋)

別紙Ⅲ 米麦の乾燥調製に当たっての留意事項

3 施設の管理運営体制の整備等

(1) 施設の管理運営体制を整備し、過剰な荷受けに伴う翌日の荷受けの停止等の判断については、施設の管理者が責任を持って判断するなど、施設の管理者とオペレーターとの責任分担を明確にする。また、施設の操作や異常事態への対応には、乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設の管理者は、研修の実施等によるオペレーターの資質の向上に努める。

Ⅲ-9-a

事故後の備え	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）	全作物
--------	-------------------------------------	-----

「農作業安全のための指針について」では、事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入、農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項として定めています。具体的には、例えば次の取組を留意すべき事項としています。

（取組例）

- ① 死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入
- ② 道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入
- ③ 事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入

このうち、労災保険については、労働者の業務上や通勤途上の災害によるけがや病気を対象とする制度であり、原則として一人でも労働者を使用する事業は事業の種類・規模を問わず、すべて適用事業とされています（労働者災害補償保険法第3条）。

ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業（特別加入者が行う農業の事業を除く。）の一部については、労災保険への加入は任意となります（暫定任意適用事業）。

なお、農業者の場合は、事業者本人であっても、以下のいずれかに該当すれば労災保険への特別加入ができます（労働者災害補償保険法第33条、第34条、第35条等）。

- ① 特定農作業従事者（年間農産物総販売額300万円以上又は経営耕地2ヘクタール以上の規模で、土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取、又は家畜若しくは蚕の飼育の作業を行う自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、特定の作業（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号に規定する作業）に従事する方）
- ② 指定農業機械作業従事者（自営農業者（労働者以外の家族従事者などを含みます。）であって、特定の機械（労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第1号に規定する機械）を使用し、土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う方）
- ③ 中小事業主等（常時300人以下の労働者を使用する事業主とその家族従事者等）

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署にご確認下さい。

また、外国人技能実習生についても、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）「技能実習1号ロ」第12号において監理団体又は実習実施機関は、外国人技能実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害補償法による労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出その他これに類する措置を講じていることが義務付けられています。

【取組事項に関する法令・指針等】

「労働基準法」(昭和22年4月7日法律第49号)(抜粋)

(定義)

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第10条 この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

(療養補償)

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

第33条 次の各号に掲げる者(第2号、第4号及び第5号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

- 一 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業(厚生労働省令で定める事業を除く。第7号において「特定事業」という。)の事業主で徴収法第33条第3項の労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)に同条第1項の労働保険事務の処理を委託するものである者(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)
- 二 前号の事業主が行う事業に従事する者
- 三 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
- 四 前号の者が行う事業に従事する者
- 五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

第35条 第33条第3号に掲げる者の団体又は同条第5号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第3号に掲げる者及びその者に係る同条第4号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第5号に掲げる者の業務災害及び通勤災害(これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害に限る。)に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第3章第1節から第3節まで(当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第1節及び第2節)、第3章の2及び徴収法第2章から第6章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該団体は、第3条第1項の適用事業及びその事業主とみなす。
- 二 当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。
- 三 当該団体に係る第33条第3号から第5号までに掲げる者は、第1号の適用事業に使用される労働者とみなす。

附則(昭和44年12月9日法律第83号)抄(労働者災害補償保険の適用事業に関する暫定措置)

第12条 次に掲げる事業以外の事業であつて、政令で定めるものは、当分の間、第2条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第3条第1項の適用事業としない。

- 一 第2条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第3条第1項に規定する事業
- 二 労働者災害補償保険法第35条第1項第3号の規定の適用を受ける者のうち同法

第33条第3号又は第5号に掲げる者が行う当該事業又は当該作業に係る事業（その者が同法第35条第1項第3号の規定の適用を受けなくなった後引き続き労働者を使用して行う事業を含む。）であつて、農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）に該当するもの

三 前項の政令で定める事業は、任意適用事業とする。

「労働者災害補償保険法施行規則」（昭和30年9月1日労働省令第22号）（抜粋）

第46条の18 法第33条第5号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一 農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業

イ 厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの

（1）動力により駆動される機械を使用する作業

（2）高さが二メートル以上の箇所における作業

（3）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第六第七号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

（4）農薬の散布の作業

（5）牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令抄

「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令抄」（抜粋）

（労災保険暫定任意適用事業）

第17条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第12条第1項の政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業、法人である事業主の事業及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第1号に規定する業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業を除く。）のうち、常時5人以上の労働者を使用する事業以外の事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条の規定に基づく厚生労働大臣が定める事業」

（昭和50年4月1日）（労働省告示第35号）（抜粋）

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和47年政令第

47号)第17条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事業を次のように定める。

昭和47年労働省告示第19号(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条第2号への規定に基づき、労働大臣が定める危険又は有害な作業を定める告示)及び昭和47年労働省告示第20号(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条第4号の規定に基づき、労働大臣が指定する水面を定める告示)は、昭和50年3月31日限り廃止する。

- 一 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業であつて、常時労働者を使用するもの又は1年以内の期間において使用労働者延人員300人以上のもの
- 二 別表第一に掲げる危険又は有害な作業を主として行う事業であつて、常時労働者を使用するもの(前号及び次号に掲げる事業を除く。)
- 三 総トン数5トン以上の漁船による水産動植物の採捕の事業(河川、湖沼又は別表第二に掲げる水面において主として操業する事業を除く。)

附則(平成12年12月25日労働省告示第120号)抄

(適用期日)

第1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成12年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から適用する。

別表第一

- 一 毒劇薬、毒劇物又はこれらに準ずる毒劇性料品の取扱い
- 二 危険又は有害なガスの取扱い
- 三 重量物の取扱い等の重激な作業
- 四 病原体によつて汚染されるおそれが著しい作業
- 五 機械の使用によつて、身体に著しい振動を与える作業
- 六 危険又は有害なガス、蒸気又は粉じんの発散を伴う作業
- 七 獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における作業
- 八 強烈な騒音を発する場所における作業
- 九 著しく暑熱な場所における作業
- 十 著しく寒冷な場所における作業
- 十一 異常気圧下における作業

「労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第46条の18第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を定める告示」(抜粋)

労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第46条の18第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める機械の種類を次のとおり定め、昭和40年11月1日から適用する。

- 一 動力耕うん機その他の農業用トラクター(耕うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具、収穫調整用機具又は運搬用機具が連結され、又は装着されたものを含む。)
- 二 前号に掲げる機械以外の自走式機械で、次に掲げるもの
 - イ 動力溝掘機
 - ロ 自走式田植機
 - ハ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械
 - ニ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械
 - ホ トラックその他の自走式運搬用機械
- 三 次に掲げる定置式機械又は携帯式機械

- イ 動力揚水機
- ロ 動力草刈機
- ハ 動力カッター
- ニ 動力摘採機
- ホ 動力脱穀機
- へ 動力剪（せん）定機
- ト 動力剪（せん）枝機
- チ チェーンソー
- リ 単軌条式運搬機

「農作業安全のための指針について」

（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

I 基本事項

第1 農作業安全一般に関する事項

1 就業の条件

（6）労災保険等への加入

農作業事故が発生した場合に備え労災保険（労働者災害補償保険）に加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入しておくこと。

乗用型トラクターをはじめとする農耕作業用小型特殊自動車については、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険」という。)への加入義務はないが、路上等で万一事故が発生した場合には自己責任となることから、極力任意保険に加入すること。

また、上記以外の大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、自賠責保険への加入義務があるが、これらに加えて極力任意保険にも加入すること。

IV 農業生産工程管理の全般に係る取組

IV-1-a

情報の収集	食品安全、環境保全、労働安全等に関する情報の収集	全作物
-------	--------------------------	-----

環境保全型農業、安全安心な農産物の生産のためには、日進月歩する農業技術、農業資材の情報収集が欠かせません。

また、農産物の生産に影響がある新たな病虫害の発生や衛生管理に係る病原性微生物の情報は経営上重要です。

さらに、研修会等への参加によって、労働安全への意識を常に高めることが危害防止につながります。

(取組例)

- ・書籍、新聞、テレビ、インターネットなどによる有益な情報の収集
- ・病虫害発生予察情報の入手
- ・県、市町、農協が主催する研修会への参加

IV-2-a

技術・ノウハウ (知的財産)の 保護・活用	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	全作物
-----------------------------	------------------------------	-----

「農業の現場における知的財産取扱指針」(注)では、農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用の取組として次の例を示しています。

(取組例)

- ・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿
- ・活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開)
- ・技術内容等の文書化
- ・秘密事項の管理規程の整備等

(注)「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成)は、農林水産業における技術・ノウハウを「知的財産」と認識することが重要であるとの認識に立ち、農業の現場において新たに開発された技術・ノウハウの取扱いに関する基本的な考え方をとりまとめたものです。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農業の現場における知的財産取扱指針」

(平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成) (抜粋)

5 新しい技術を「知的財産」として保護・活用するための手段にはどのようなものがあるのか?

(1) 権利化・秘匿・公開の3手段

技術を保護・活用していくための手段としては、大きく分けて以下の3つが挙げられる。

- ① 権利化する：特許権又は実用新案権を取得する。
- ② 秘匿する：開発者個人又は限られた地域・グループで利用すべく管理する。
- ③ 公開する：学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教える。

なお、これらはあくまで手段である。例えば、権利化を選択する場合、権利化すること自体が目的ではなく、選択した後の活用方策を戦略的に見通しておくことが必要である。また、どの手段を選択するにしても、それを決定していない時点においては、その技術等の内容を他者に知られないようにしておくことが必要である。このため、たとえ口頭であっても他者に技術等の内容を教えない、圃場において他者が容易に技術等を確認できるような状況を作ったりしないなど、注意しておくことが必要である。

(3) 技術の「文書化」の必要性

技術を「知的財産」として戦略的に取り扱っていくためには、権利化するにせよ、秘匿するにせよ、技術等の内容を客観的に示す必要がある。また、「知的財産」としての活用を促進するためには、技術等の有効性や経済的価値を他者に示す必要がある。そのためには、まずは技術等を「文書化」することが必要になる。

「文書化」に当たっては、以下のような点を整理する必要がある。

- ① 技術等が解決しようとする課題は何か。
- ② 技術等の原理、基本的な仕組み(装置図などの図面)
- ③ 技術等の具体的方法、手順(必要な資材や機械)

④ 技術等の効果を裏付けるデータ

特に、他者に技術等の有効性を認識させるためには、技術等の効果を裏付けるデータを収集しておくことが極めて重要となる。

「文書化」を行うことは、地域で受け継がれてきた技術を伝承することにも有効である。

なお、「文書化」を行うための作業は、農業者等が単独で進めるには困難な場合が想定されるため、普及指導員や営農指導員など現場の技術指導者には、これを手助けする役割が期待される。その際には、農業者が開発した技術は農業者の財産であり、農業者の許可なく第三者に教えてはならないことに注意が必要である。

また、開発の途上にある技術等の場合は、特許を取得できるような技術にするため、同様の技術で他者に既に権利取得されていないかの先行技術調査も行いつつ、取得されている場合にはさらなる改良を加える等を行うことも重要となる。なお、特許出願後には、特許庁が中小企業や個人向けに実施している「中小企業等特許先行技術支援事業」を利用して、無料で先行技術調査を受けることもできる。

農業の現場における知的財産の取扱に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「知的財産関係テキスト、指針」

(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/index.html)

IV-2-b

技術・ノウハウ (知的財産)の 保護・活用	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	全作物
-----------------------------	-----------------------	-----

優良な品種は、農業生産の基礎であり、優れた品種の育成はその発展を支える重要な柱です。新品種の育成には、長期にわたる労力と多額な費用が必要な一方で、育成された品種については、第三者が容易に増殖できる場合が多いことから、新品種の育成を奨励するためには、新品種の育成者の権利を適切に保護する必要があります。このため、我が国においては、種苗法に基づく品種登録制度により、植物新品種の育成者権の権利保護を行い、新品種の育成を振興しています。

登録品種の種苗・収穫物の利用にあたっては、種苗法及び同法施行規則に基づき、以下の取扱が義務付けられています。

- ・登録品種の種苗を利用(譲渡等)する場合は、権利者の許諾を得る(果樹の枝等や採取した種子を他の農家等に渡すこと(譲渡)は、有償無償を問わず種苗法違反となる。)
- ・農業を営む個人又は農業生産法人が権利者から正規に購入した登録品種の種苗を用いて自家増殖を行うことは種苗法で認められているが、栄養繁殖植物のうち、自家増殖禁止されている82種類の植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得る。

【取組事項に関する法令・指針等】

「種苗法」(平成10年法律第83号)(抜粋)

第4節 育成者権

(育成者権の発生及び存続期間)

第19条 育成者権は、品種登録により発生する。

2 育成者権の存続期間は、品種登録の日から二十五年(第四条第二項に規定する品種にあつては、三十年)とする。

(育成者権の効力)

第20条 育成者権者は、品種登録を受けている品種(以下「登録品種」という。)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2 登録品種の育成者権者は、当該登録品種に係る次に掲げる品種が品種登録された場合にこれらの品種の育成者が当該品種について有することとなる権利と同一の種類の権利を専有する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換えその他の農林水産省令で定める方法により、登録品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成され、かつ、特性により当該登録品種と明確に区別できる品種

二 その品種の繁殖のため常に登録品種の植物体を交雑させる必要がある品種

3 登録品種が、前項第一号の農林水産省令で定める方法により、当該登録品種以外の品種の主たる特性を保持しつつ特性の一部を変化させて育成された品種である場合における同項及び次条第二項の規定の適用については、前項中「次に」とあるのは「第二号に」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「前条第二項第二号」とする。

(育成者権の効力が及ばない範囲)

第21条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

- 一 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用
 - 二 登録品種(登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。)の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為
 - 三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為
 - 四 前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
 - 五 前号の収穫物に係る加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為
- 2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。
- 4 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

種苗法施行規則(平成10年農林水産省令第83号) 抜粋

(農業を営む者の自家増殖に育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物)

第16条 法第二十一条第三項の農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物は、別表第三に掲げる種類に属する植物とする。

別表第三については以下のURLのとおり。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03701000083.html>

IV-3-a

ボイラー使用時の登録・主任の設置	ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置（法令上の義務を含む）	茶
------------------	---	---

ボイラーの設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置に関しては、法令に義務付けられており、以下の対応をする必要があります。

- (1) ボイラーの場合
 - ① 設置時の届け出、落成検査等の実施
 - ② 必要な場合は取扱作業主任者の設置
- (2) 小型ボイラーの場合
 - ① 設置の報告

【取組事項に関する法令・指針等】

<p>「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令33号）（抜粋）</p> <p>第2章 ボイラー （設置届）</p> <p>第10条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、ボイラー設置届（様式第十一号）にボイラー明細書（様式第三号）及び次の事項を記載した書面を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十八条のボイラー室及びその周囲の状況 二 ボイラー及びその配管の配置状況 三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造 四 燃焼が正常に行われていることを監視するための措置 <p>（使用検査）</p> <p>第12条 次の者は、法第三十八条第一項の規定により、それぞれ当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ボイラーを輸入した者 二 構造検査又はこの項の検査を受けた後一年以上（設置しない期間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたボイラーについては二年以上）設置されなかったボイラーを設置しようとする者 三 使用を廃止したボイラーを再び設置し、又は使用しようとする者 <p>（落成検査）</p> <p>第14条 ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置した者は、法第三十八条第三項の規定により、当該ボイラー及び当該ボイラーに係る次の事項について、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたボイラーについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十八条のボイラー室 二 ボイラー及びその配管の配置状況
--

三 ボイラーの据付基礎並びに燃焼室及び煙道の構造

- 2 前項の規定による検査（以下この章において「落成検査」という。）は、構造検査又は使用検査に合格した後でなければ、受けることができない。
- 3 落成検査を受けようとする者は、ボイラー落成検査申請書（様式第十五号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。この場合において、認定を受けたことにより第十条第一項又は第三項の届出をしていないときは、同条第一項のボイラー明細書及び書面その他落成検査に必要な書面を添付するものとする。

（ボイラー取扱作業主任者の選任）

第24条 事業者は、令第六条第四号の作業については、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に掲げる者のうちから、ボイラー取扱作業主任者を選任しなければならない。

- 一 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が五百平方メートル以上の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合を除く。）における当該ボイラーの取扱いの作業特級ボイラー技士免許を受けた者（以下「特級ボイラー技士」という。）
 - 二 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二十五平方メートル以上五百平方メートル未満の場合（貫流ボイラーのみを取り扱う場合において、その伝熱面積の合計が五百平方メートル以上のときを含む。）における当該ボイラーの取扱いの作業特級ボイラー技士又は一級ボイラー技士免許を受けた者（以下「一級ボイラー技士」という。）
 - 三 取り扱うボイラーの伝熱面積の合計が二十五平方メートル未満の場合における当該ボイラーの取扱いの作業特級ボイラー技士、一級ボイラー技士又は二級ボイラー技士免許を受けた者（以下「二級ボイラー技士」という。）
 - 四 令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う場合における当該ボイラーの取扱いの作業特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者
- 2 前項第一号から第三号までの伝熱面積の合計は、次に定めるところにより算定するものとする。
- 一 貫流ボイラーについては、その伝熱面積に十分の一を乗じて得た値を当該貫流ボイラーの伝熱面積とすること。
 - 二 廃熱ボイラーについては、その伝熱面積に二分の一を乗じて得た値を当該廃熱ボイラーの伝熱面積とすること。
 - 三 令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラーについては、その伝熱面積を算入しないこと。
 - 四 ボイラーに圧力、温度、水位又は燃焼の状態に係る異常があつた場合に当該ボイラーを安全に停止させることができる機能その他の機能を有する自動制御装置であつて厚生労働大臣の定めるものを備えたボイラーについては、当該ボイラー（当該ボイラーのうち、最大の伝熱面積を有するボイラーを除く。）の伝熱面積を算入しないことができること。

第5章 小型ボイラー及び小型压力容器

（設置報告）

第91条 事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書（様式第二十六号）に機械等検定規則第一条第一項第一号の規定による構造図及び同項第二号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第四条の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、認定を受けた事業者については、この限りでない。

IV-4-a

情報の記録・保管	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	全作物
----------	-----------------------	-----

農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月 農林水産省生産局）において、工程管理の対象となるほ場の位置、面積、茶工場等に係る記録を作成し、保存することを推奨すべき取組とされています。

具体的な取組例としては、台帳形式でのほ場の位置、面積の記録、保存があります。なお、農作業の計画を策定するに当たって、前作の内容を考慮する場合は、ほ場の栽培履歴などの情報を逐次記録することも有効です。

IV-4-b

情報の記録・保管	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	全作物
----------	--------------------	-----

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）では、農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するように努めなければならないと定めています。

- ①使用日
- ②使用場所
- ③使用した農作物
- ④使用した農薬の種類又は名称
- ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率

また、「環境と調和のとれた農業生産活動規範」においても、農薬の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。

【取組事項に関する法令・指針等】

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」
（平成15年農林水産省・環境省令第5号）（抜粋）

（帳簿の記載）

第9条 農薬使用者は、農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 農薬を使用した年月日
- 二 農薬を使用した場所
- 三 農薬を使用した農作物等
- 四 使用した農薬の種類又は名称
- 五 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（抜粋）

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する

IV-4-c

情報の記録・保管	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	全作物
----------	--------------------	-----

「環境と調和のとれた農業生産活動規範」では、肥料の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項として示しています。
肥料を使用したときの記録事項の例としては次に掲げるものがあります。

(肥料の使用に関する記録事項の例)

- ・ 施用日
- ・ 施用場所
- ・ 施用した農作物
- ・ 施用した肥料の名称
- ・ 施用面積
- ・ 施用した量 等

【取組事項に関する法令・指針等】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」
(平成17年3月31日付け16 生産第8377号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

IV-4-d

情報の記録・保管	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	全作物
----------	---	-----

農業活動に関する情報を後で確認できるようにするため、例えば、種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存や、かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組を記録し、保管しましょう。

【取組事項に関する法令・指針等】

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」

(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) (抜粋)

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

(参考) 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き (平成17年4月版)
(抜粋)

【具体的な取組】

- ◎生産活動の点検・確認を行うための施肥、防除の実施状況についての記録帳票(ノート、伝票を含む)を保存する。

考え方 農業環境規範に基づく点検や他者からの説明の求めなどに対し、過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等が確認できる記録を保存することが不可欠です。記録は、農業環境規範に基づく点検を行うまではもちろんのこと、点検後、少なくとも1年程度(次回の点検まで)は保存していく必要があります。

「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」

(2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択) (仮訳) (抜粋)

5.7 文書及び記録

必要に応じて、加工、生産及び流通の記録は、要求に応じてリコール及び食品媒介疾病の調査を容易にするのに十分な期間にわたって保管されること。この期間は生鮮果実・野菜の保存期限よりはるかに長い場合がありえる。文書により食品安全管理システムの信用性及び有効性が高まる。

- ・生産者は、農業活動に関する全ての関連情報、たとえば、生産ほ場、農業資材の仕入先の情報、農業資材のロット番号、かんがい方法、農薬の使用、水質データ、害虫管理や、施設・敷地・機器及び容器の清掃スケジュール等を保管すること。

「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)

第3条 (略)

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

IV-4-e

情報の記録・保管	ボイラーの定期自主点検の記録の保存 (法令上の義務)	茶
----------	-------------------------------	---

「ボイラー及び圧力容器安全規則」では、ボイラーの定期自主検査の記録の保存が義務付けられています。

【取組事項に関する法令・指針等】

「ボイラー及び圧力容器安全規則」(昭和47年労働省令33号)(抜粋)

第2章 ボイラー

(定期自主検査)

第32条

3 事業者は、前二項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器

(定期自主検査)

第94条

3 事業者は、前二項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

IV-4-f

情報の記録・保管	出荷・取引に関する記録の作成・保存 (法律上の義務を含む)	全作物
----------	----------------------------------	-----

1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)においては、米穀等の取引等の記録の作成・保存が義務付けられています(平成22年10月施行)。取引の記録については、書面(帳簿など)又は電磁的記録のいずれかで作成することとしていますが、実際の取引において取り交わされる伝票類であっても、必要な事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の義務を果たしたことになります。記録事項は、以下の①から⑦です。

また、上記以外にも、⑧の記録を作成し、保存するよう努めなければならないとしています。

①名称②産地③数量④年月日⑤相手方の氏名又は名称⑥搬入又は搬出した場所⑦用途
 限定米穀についてはその用途⑧保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項

2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第3条2項において、「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。」と定めています。

また、「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」では、農林水産物の生産者に対し、可能な限り記録の作成、保存に努めるべき内容として次の事項を示しています。

- ①生產品の品名
- ②生產品の出荷又は販売先の名称及び所在地
- ③出荷又は販売年月日
- ④出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎)
- ⑤食品衛生法第11条の規格基準(微生物、残留農薬等)への適合に係る検査を実施した場合の当該記録等

また、販売を委託している農協等の第三者に対して、記録の作成及び保存を依頼等することも可能です。

【取組事項に関する法令・指針等】

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」
 (平成21年法律第26号) (抜粋)

(取引等の記録の作成)

第3条 米穀事業者は、米穀等について譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しをしたときは、主務省令で定めるところにより、その名称(指定米穀等にあつては、その名称及び産地)、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬入又は搬出をした場所その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 米穀事業者が他の米穀事業者に委託をして米穀等の譲渡しをする場合における前項の規定の適用については、同項中「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡し」とあるのは、米穀等の譲渡しの委託をする米穀事業者にあつては「譲受け又は他の米穀事業者への譲渡しの委託」と、米穀等の譲渡しの受託をする米穀事業者にあつては

「譲渡しの受託又は他の米穀事業者への譲渡し」とする。

(記録の保存)

第6条 米穀事業者は、第3条第1項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)

第7条 米穀事業者は、第3条第1項及び第5条の規定による記録のほか、米穀等に関し、保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

「食品衛生法」(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第3条 (略)

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」(平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)(抜粋)

(別添)食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)

第1 指針(ガイドライン)の趣旨

この指針(ガイドライン)は、食品衛生法(以下「法」という。)第1条の3第2項に規定する食品等事業者の記録の作成及び保存に係る責務について、都道府県、保健所設置市及び特別区の食品等事業者に対する指導に資するため、食品等(食品及び添加物をいう。以下同じ。)の流通の実態等も踏まえ、食品等事業者に求める記録の作成及び保存の基本的な内容を明確化し、食品等事業者における実施を推進するものである。

第3 作成・保存に係る基本的事項

1 対象事業者

指針(ガイドライン)において記録の作成・保存に係る必要な事項を示す食品等事業者は、食品供給行程(フードチェーン)の段階に応じて以下のとおりとする。

- ・生産段階：食品の原料又は材料として使用する農林水産物の生産者
- ・製造、加工段階：食品等の製造業者及び加工業者
- ・流通段階：食品等の保管業者(倉庫業者など)、卸売業者、輸入業者
- ・小売段階：小売業者、飲食店営業者

注3 以下に掲げる中小規模の事業者については、その実施可能性及び食中毒発生時の影響の大きさを考慮して、記録の作成・保存についてはすべて第4における「△：記録の作成・保存が期待される事項」として整理する。

① 生産者・製造業者・加工業者・保管業者については資本・出資額3億円以下又は

従業員300人以下

- ② 卸売業者・輸入業者については資本・出資額1億円以下又は従業員100人以下
- ③ 小売業者については資本・出資額5000万円以下又は従業員50人以下
- ④ 飲食店営業者については資本・出資額3億円以下又は従業員300人以下

4 記録保存事項

記録保存事項は以下のとおりとする。

○：可能な限り記録の作成保存に努めるべき事項

△：記録の作成保存が期待される事項

(略)

(1) 農林水産物の生産者

○	生産品の品名、生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、出荷又は販売年月日、法第7条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録、出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎）
---	---

「食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）の留意事項について」

（平成15年8月29日付け食安監発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）（抜粋）

第2 各事業者における記録の作成及び保存に関する留意事項

1 農協等への販売の委託を行う食品等事業者

食品等事業者は、販売を委託している農協や漁業といった第三者に対して、記録の作成及び保存を依頼等して差支えないこと。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律及び関連政省令等に関しては以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「米穀の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律及び関係政省令等」

(http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

トレーサビリティに関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

・農林水産省ホームページ「トレーサビリティ関係」

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html>)

IV-5-a,b

特定の米穀についての保管・処理	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管 (法律上の義務)	水稻
	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・ 処分 (法律上の義務)	

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及び同法に基づく省令において、米穀の出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米穀、食用不適米穀について適切に保管しなければならないとしています。

- ① 区分保管
- ② 票せんによる用途の掲示

同様に、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律及び同法に基づく省令において、米穀の出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米穀、食用不適米穀について適切な販売・処分を行わなければならないとしています。

- ① 販売・譲渡した時の転用防止対策の実施
- ② 廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用(食用不適米穀)

【取組事項に関する法令・指針等】

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)(抜粋)

(遵守事項)

第7条の2 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができる。

「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」
(平成21年農林水産省令第63号)(抜粋)

(用途限定米穀の保管時に講ずべき措置)

第3条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を保管するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 他の用途に供する米穀と区分し、別棟で又は別にはい付け(包装し、又は容器(フレキシブルコンテナバッグその他の運搬具を含む。次条第1項第1号において同じ。)に入れた米穀を整然と積み上げることをいう。以下同じ。)をして保管すること。ただし、繁忙期において倉庫の収容能力が不足する場合その他のやむを得ない事情がある場合にあつては、他の用途に供する米穀とともにはい付けをして保管することができる。
- 二 その用途が明らかとなるよう、票せんによる掲示を行うこと。この場合において、前号ただし書の規定により他の用途に供する米穀とともにはい付けをして保管するときは、パレットその他の物で他の用途に供する米穀と明確に区分し、用途ごとにそれぞれ異なる票せんによる掲示を行うこと。

(用途限定米穀の販売時に講ずべき措置)

第4条 出荷販売事業者は、用途限定米穀を販売するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 その包装又は容器（販売先における保管施設の状況その他のやむを得ない事情により、包装又は容器を用いずに販売する場合にあっては、送り状）に、その用途を示す表示を付すこと。
 - 二 その用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直接に又は当該事業者を構成員とする事業者団体を通じて、販売すること。
 - 三 当該用途限定米穀の販売先との契約において、次に掲げる事項を定めること。
 - イ 他の用途への転用の禁止
 - ロ 違約金その他の契約の履行を担保する措置
- 2 前項第1号の表示は、次に定めるところにより行うものとする。
- 一 第1条第1項第1号に掲げる米穀（天候その他の自然的条件の変化により法第5条第2項第1号の生産数量目標を上回って生産された数量の米穀であって、用途を限定して出荷され、又は出荷後に用途を限定するため区分されたものを除く。）にあっては、その用途に応じて、別記様式に定めるところにより表示すること。
 - 二 前号に規定する米穀以外の用途限定米穀にあっては、その用途に応じて、同号の規定に準じて表示すること

（食用不適米穀の保管時に講ずべき措置）

第6条 出荷販売事業者は、その保有する米穀が食用不適米穀であることが判明したときは、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 他の米穀と区分し、別棟で保管すること。別棟で保管することが困難な場合には、当該食用不適米穀が他の米穀と混合するおそれがないよう、他の米穀と明確に区分して保管するとともに、他の米穀の品質に悪影響を及ぼさないよう、かびの胞子の拡散を防止するために当該食用不適米穀を被覆することその他の必要な措置を講ずること。
- 二 食用不適米穀であることが明らかとなるよう、票せんによる掲示を行うこと。

（食用不適米穀の処分）

第7条 出荷販売事業者は、食用不適米穀を次のいずれかの方法により処分しなければならない。

- 一 廃棄すること。
- 二 関係法令による規制にも留意しつつ、食用以外の用途に確実に供すると認められる事業者に対し、直接に譲渡しをすること。
- 三 自ら食用に供しない物資の加工又は製造の事業を行っている場合において、関係法令による規制にも留意しつつ、当該物資の加工又は製造に自ら供すること。
- 四 仕入先の責に帰すべき事由により食用不適米穀となった場合において、当該食用不適米穀を仕入先に返品すること。

（食用不適米穀の譲渡時に講ずべき措置）

第8条 出荷販売事業者は、前条第2号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第6条各号に掲げる措置を講ずること。
- 二 譲渡しに際しては、食用への転用を防止するため、次のいずれかの措置を講ずること。
 - イ 魚粉（食用に供することができるものを除く。）と混合すること。

- ロ 他の米穀と明確に区別できるよう、着色すること。
- ハ 飼料を製造する工場その他の食用不適米穀を用いて食用に供しない物資の加工又は製造を行う施設について、その構造上、投入した原材料が加工又は製造の過程において通常取り出せないようになっている場合において、当該施設の原材料投入口に当該食用不適米穀が投入されたことを確認すること。
- 三 食用不適米穀の譲渡先との契約において、次に掲げる事項を定めること。
 - イ 食用への転用の禁止
 - ロ 当該出荷販売事業者が行う当該食用不適米穀の使用状況の調査への協力その他の契約の履行を担保する措置
- 四 譲渡先における当該食用不適米穀の使用の状況を適宜確認すること。

(食用不適米穀を原材料とする物資の製造時に講ずべき措置)

第9条 出荷販売事業者は、第7条第3号の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 食用不適米穀を保管しているときは、引き続き第6条各号に掲げる措置を講ずること。
- 二 食用不適米穀を原材料とする物資の加工又は製造及び販売に関する記録を作成し、保存すること。

米穀の出荷販売事業者の遵守事項に関しては以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「食糧法「遵守事項」関連政省令」
(<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/zyunsyu/index.html>)

IV-6-a

消費者との交流	消費者との交流活動や消費者に対する情報提供等の実施	全作物
---------	---------------------------	-----

都市住民は、豊かな自然や美しい景観といった農村の地域資源や農業体験等に「ゆとり」や「やすらぎ」、「癒し」を求める機運が高まっています。一方、農村においては、地域の活性化を図る観点から都市との共生・対流の活発化に大きな期待が寄せられています。

都市に暮らす消費者等との交流は、地域の農産物のPRの場だけでなく、農村の多面的な働きの啓発につながり、農村の応援団育成にも役立つことが考えられる。また、布いては、長崎県農産物の消費拡大につながることも期待され、様々な催事の開催や普段にある機会を捉えて、できる限り消費者との交流を図ることが望まれます。

また、消費者に対して各種栽培管理情報を適切に提供することは、安心感のある農産物や環境に配慮した農業生産に対して理解を得ることにつながります。

(取組例)

- ・ 農業体験研修者の受け入れ
- ・ 農業・農産物PRイベントの開催、参加
- ・ インターネットや配布チラシ等を活用した農産物等のPR
- ・ トレーサビリティの実施

「長崎県食品の安全・安心条例」

(平成27年4月1日長崎県条例第59号) (抜粋)

前文

私たちは、食により生命を維持し、自己の生活にかなう食品を食して豊かさを実感するが、食品の安全性を信頼することではじめて、食生活の安心を得ることができる。また、食品は、生産、製造、加工、流通、販売等の行程に携わる人びとのたゆまぬ努力に加え、科学技術の進歩、国際化の進展等により、国内外からもたらされる多種多様な食品が日々の食卓を彩り、私たちは、より豊かな食生活を享受できるようになった。しかしながら、今なお、食品の安全性や信頼を損なう事態がしばしば発生し、また一方では、氾濫する情報が消費者のみならず食品関連事業者も困惑させ、さらには風評被害や食品ロスへとつながることも懸念される。そのため、食品関連事業者の食品の安全・安心の確保に向けた一層の取組、行政による関係施策の充実、消費者のより正しい理解が求められている。

IV-7-a,b,c,d,e

生産工程管理の実施	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定	全作物
	点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存	
	点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存（産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む）	
	自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し	
	自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	

農業生産工程管理（①計画策定、②実践・記録、③点検・評価、④改善）の実践における具体的な取組内容は次のとおりです。

① 産地又は農業者の単位で、農場を利用する計画（ほ場や施設での作物の栽培及び作物を栽培しない期間の管理、選別・調製、貯蔵、集出荷施設等の利用に係る計画）を策定した上で、ガイドラインの取組事項を基に、農作業の点検項目又は手順書（以下「点検項目等」という）を作成します。

なお、点検項目等を作成する際は、産地の農業者、農業者団体、普及指導員等の指導者、取引先等で話し合いを行い、より詳細な内容や、収量・品質の向上やコスト削減などを目的とした新たな内容の付加、農業者団体と個々の農業者との間で取組内容の役割分担を行うこともできます。

② 点検項目等を基に、農作業を行い、取組内容を帳簿等に記録、保存します。この場合、点検項目等に沿った農作業を複数の者で分担して行う場合は、記録の内容に漏れが生じないように、作業者ごとに記録を行うか又は生産工程管理の責任者等が各作業者から聴き取り等を行って記録を行います。

また、出荷した農産物に対し取引先等から苦情等が寄せられた場合は、こうした情報も、次の農作業の改善に結びつけるために必要になることから、記録、保存を行います。

③ 点検項目等と記録の内容を基に、自己点検を行い、その結果を保存します。また、産地の農業者団体等が農作業の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合は、その結果も保存します。

④ 自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、次の農作業の改善に結び付けます。

⑤ 農業生産工程管理における点検・評価に際しては、自己点検に加え、産地の責任者等

による内部点検や、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用します。

【取組事項に関する法令・指針等】

「平成23年農業技術の基本指針」（平成23年2月25日付け農林水産省公表）（抜粋）

（Ⅱ）農業生産工程管理（GAP）の導入・推進

農業生産工程管理（GAP）は、未然防止の考え方を基本とし、農産物の食品としての安全の確保、環境保全、労働安全等に資する手段である。

このため、産地における更なる取組の拡大と「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（注1）（以下「GAPガイドライン」という。）に即した取組内容の高度化を進める。その際、産地においては、以下の手順によりGAPに取り組む。

- ① 栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、GAPガイドラインの各項目を基に点検項目等を策定する。
- ② 点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は、作業毎の取組内容、取引先からの情報提供を含む。）を記録し、保存する。
- ③ 点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。
- ④ 自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、その見直しを行う。
- ⑤ 自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する。

都道府県等は、指導者の育成や産地への指導を行うとともに、産地の生産者団体は、都道府県等と連携しつつ、研修会の開催や取組に必要な分析、実証等を行う。

また、普及指導センター等の技術指導機関は、GAPガイドラインや、農林水産省がデータベース化及び提供を行っているGAP導入事例などの情報を活用し、以下の取組を進める。

- ① 食品衛生法等関係法令の遵守や農作業事故の防止など、GAPの目的・意義（メリット）を分かりやすく説明し、農業者の理解を増進するとともに産地の合意形成を促進することによりGAPの導入を進める。
- ② GAPの実践により、農作業の各工程ごとで改善点を把握し、その見直しにより着実に生産工程の改善を実現できるよう技術的支援等を行う。
- ③ さらに、GAPの共通基盤部分（食品安全、環境保全及び労働安全）に係る取組において、GAPガイドラインに則して取組内容の高度化を目指す産地に対し、技術的支援等を行う。

（注1）「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月21日付け農林水産省生産局長通知）

農業生産工程管理（GAP）に関しては、以下のホームページにも詳細な情報が記載されています。

- ・農林水産省ホームページ「農業生産工程管理（GAP）に関する情報」（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>）

IV-8-a

<p>記録の保存期間</p>	<p>「7.生産工程管理の実施」に関する記録について、以下の期間保存している。 ① 農作物の出荷に関する記録については1～3年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）、ただし米穀等の取引等に関する記録については原則3年間（法律上の義務） ②ボイラーの自主点検の記録については3年間 ③上記①、②に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間</p>	<p>全作物</p>
----------------	--	------------

① 農作物の出荷に関する記録については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条2項において、「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。」と定めています。

また、「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」では、記録の保存期間については、取扱う食品等の流通実態（消費期限又は賞味期限）に応じて合理的な期間を設定することを基本とすることとされています。

なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、1～3年を参考に設定することとしています。

② ボイラーの自主点検の記録については、「ボイラー及び圧力容器安全規則」において、3年間と定められています。

③ ①、②以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存としています。

④ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）においては、米穀等の取引等に係る記録の保存期間は、取引を行った日から3年間とされています。

⑤ 米穀の出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存としています。

⑥ なお、これらの記録の保存は、農業生産工程管理（GAP）を実践する観点等からの記録の保存期間です。例えば、肥料、農薬等の資材の購入伝票等は、税務当局への確定申告等に必要書類でもあり、税制関連法令の規定に基づく期間の保存が義務付けられていますので、留意することが必要です。

【取組事項に関する法令・指針等】

<p>「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）</p> <p>（別添）食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針</p>
--

(ガイドライン)

第1 指針 (ガイドライン) の趣旨

この指針 (ガイドライン) は、食品衛生法 (以下「法」という。) 第1条の3第2項に規定する食品等事業者の記録の作成及び保存に係る責務について、都道府県、保健所設置市及び特別区の食品等事業者に対する指導に資するため、食品等 (食品及び添加物をいう。以下同じ。) の流通の実態等も踏まえ、食品等事業者に求める記録の作成及び保存の基本的な内容を明確化し、食品等事業者における実施を推進するものである。

第3 作成・保存に係る基本的事項

3 記録の保存期間

記録の保存期間は、当該業者が取扱う食品等の流通実態 (消費期限又は賞味期限) に応じて合理的な期間を設定することを基本とする。なお、多種多様な食品を仕入、出荷、販売等する事業者であって流通実態に応じた保存期間の設定が困難な場合については、その区分毎に次の期間を参考として設定する。

- ・生産段階：販売後1～3年間
(以下略)

「ボイラー及び圧力容器安全規則」 (昭和47年労働省令33号) (抜粋)

第2章 ボイラー

(定期自主検査)

第32条

3 事業者は、前二項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器

(定期自主検査)

第94条

3 事業者は、前二項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

(平成21年法律第26号) (抜粋)

(記録の保存)

第6条 米穀事業者は、第3条第1項及び前条の規定による記録を、当該記録を作成した日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

「米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令」

(平成21年財務省令・農林水産省令第1号) (抜粋)

(記録の保存期間)

第7条 法第6条の主務省令で定める期間は、3年間とする。ただし、次の各号に掲げる米穀等にあつては、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 品質が急速に変化しやすく加工又は製造後速やかに消費すべき米穀等 3月間
- 二 記録を作成した日から賞味期限 (定められた方1法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日

をいう。)までの期間が3年を超える米穀等 5年間